

## 審査意見への対応を記載した書類（8月）

### （目次）動物看護学研究科 動物看護学専攻（M）

#### 【大学等の設置の趣旨・必要性】

##### 1. <養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関係性が不明確>

養成する人材像として、高度動物治療の研究・発展に貢献する人材等が挙げられているが、本研究科に動物看護学領域・動物人間関係学領域の2領域を設置することとの関係性が不明確である。それぞれの領域と養成する人材像、ディプロマ・ポリシーの関係について、履修モデルを示した上で明確に説明すること。（是正事項）……………1

##### 2. <アドミッション・ポリシー等が不適切>

アドミッション・ポリシーについて、入学希望者の意欲等の記載はあるが、基礎的な知識の水準についての言及がないため、入学希望者に求める知識や能力を追記すること。また、推薦入試をはじめ、各試験の選抜方法においてどのような能力を求めるのか、合格水準も含め具体的に説明すること。（是正事項）……………15

##### 3. <設置の趣旨と受験資格の関係性が不明確>

学部教育を基盤にして動物看護学領域・動物人間関係学領域の2領域からの人材養成を目指すとの説明があるが、アドミッションポリシーや受験資格では知識・経験の記載がなく、一般入学試験の内容も2領域について基盤とすべき能力をそれぞれどのように測定するのか不明確であるため、適切に改めること。（是正事項）……………22

##### 4. <学生確保の見通しが不十分>

学生確保の見通しについて、東京都で設置されている大学院では定員を満たしている旨記載があるが、別に示されている一般財団法人日本動物保健看護系大学協会加盟大学の大学院の学生数を見ると、全国的な需要が必ずしも見込まれるものではない。また、在学生及び卒業生へのアンケート結果では、進学希望者は必ずしも多いとは言えず、学生確保に懸念が残る。既存学部の在学生の大学院進学率も算出などし、客観的な数値に基づいて明確に説明すること。（是正事項）……………28

## 【教育課程等】

### 5. <ディプロマ・ポリシーと教育課程が不整合>

例えば、ディプロマ・ポリシーの「公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を習得している」について、カリキュラム・ポリシーで対応する履修科目として挙げられている「動物看護教育特論」は選択科目であるなど、ディプロマ・ポリシーと教育課程が不整合であるため、全体について見直し、適切に改めること。(是正事項) ……………53

### 6. <教育課程における領域の設定が不明確>

動物看護学領域、動物人間関係学領域の2領域を設定することとされているが、以下の点が不明確であるため、2領域と教育課程全体の編成方針の関係について、明確に説明すること。(是正事項) ……………65

(1) どちらの領域を選択するかは学生本人の希望を踏まえて適切な指導を行う旨記載があるが、学生がどちらかの領域に偏在した場合対応できるか。 ……………65

(2) 選択科目について、全学生が選択できるのか、各領域内の学生のみが選択できるのか。 …69

### 7. <動物人間関係学領域の内容が不明確>

動物人間関係学領域について、愛玩動物看護師の業務内容を受けて設定するとしているが、定義が明言されておらず、履修内容も公衆衛生学や犬の遺伝子ゲノム分析等の多様なものとなっており、体系だった領域の範囲となっているか不明確である。名称等も含め領域の定義・範囲に具体的に説明し、必要に応じて適切に改めること。(是正事項) ……………73

### 8. <教育課程の不断の見直しの体制が不明確>

既設学部との関係性について、以下の点が不明確であるので、具体的に説明すること。(是正事項) ……………83

(1) 「学部教育を基盤に教育・研究を通して動物看護学領域および動物人間関係学領域の2領域から人材の養成を目指す」としているが、既設学部の領域体系からどのように2領域に展開していくか説明すること。 ……………83

(2) 既設学部において愛玩動物看護師の資格を取得したものに対し、修士課程で学部の教育課程からどのように発展させた研究指導を行うか説明すること。 ……………89

## 9. <授業科目が十分か不明確>

授業科目について、以下のとおり養成する人材像に照らすと不十分・不適切と思われる点があるため、適切に対応すること。(是正事項) ……………94

- (1) ディプロマ・ポリシーとして「動物病院等において高度動物治療等に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力等を習得している」旨設定されているほか、愛玩動物看護師等、実践的な能力を必要とする人材の養成を視野に入れている旨記載があるが、そういった人材を養成するために必要である実習・実験やインターンシップ等の実践活動に関する授業科目が設定されていないため適切に改めること。……………94
- (2) 動物人間関係学領域における授業科目の内容について、愛玩動物・伴侶動物のうち犬が大半を占めている。愛玩動物看護師の業務内容を踏まえ、他の愛玩動物・伴侶動物についても充実させること。……………101
- (3) 動物看護領域の研究能力の養成に必要であると考えられる、モデル実験動物を用いた研究活動や中・大型家畜に対応する授業科目が不明確であるため、具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。……………109
- (4) 動物看護学を俯瞰した際に重要となる、繁殖学・薬理学・栄養学といった学問分野についての言及がなく、対応する授業科目も明確ではないため、具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。……………110
- (5) 各授業科目について、「動物看護学」や「応用人間動物関係学」など広範な範囲を扱う科目がある一方で、「動物臨床検査学特論」など、限られた範囲を扱うものも散見される。各授業科目の位置付けや履修内容について確認し、必要に応じて適切に改めること。……………117
- (6) 例えば、「動物看護学特論」は解剖学、生理学等の基礎的な内容を扱うが、基礎的な内容を学修するものとしては科目名が不適切である。履修内容に応じた科目名を設定すること。……………133
- (7) 授業科目の必修・選択について、公衆衛生に関する科目は選択科目となっているため、必修とすること。また、「動物愛護・福祉特論」は選択科目となっているが、あらゆる動物を対象とした福祉は動物看護等の観点でも重要な科目であり、必修とすることが望ましい。……………143

10. <研究指導の体制が不明確>

研究指導について、研究指導体制や研究倫理審査が不明確であることから、関係規程等を提示しつつ具体的に説明すること。(是正事項) .....149

11. <カリキュラム・マップの記載が不十分>

カリキュラム・マップについて、各カリキュラム・ポリシーと各履修科目の対応性が明確でなく、各科目がどのようにディプロマ・ポリシーにつながるか明確でないので、対応が明確になるよう記載すること。なお、各履修科目についてナンバリング等を行い学習段階や順序等を明確化し、教育課程の体系性を明示することが望ましい。(是正事項) .....175

12. <学習成果の評価方法が不明確>

学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないことから、適切に改めること。(是正事項) .....185

13. <現職の社会人学生を受け入れるにあたっての対応が不明確>

学生確保の見通しでは、進学を希望する者11名のうち7名は卒業生の希望となっている等、一定数の社会人学生が入学することが想定されるが、長期履修などの研究指導上の配慮が不明確である。加えて、本学動物看護学部以外の修了者や修了後一定期間を過ぎた社会人学生が入学することも想定されるが、教育課程上の配慮の有無についても不明確である。それらの対応について、具体的に説明すること。(是正事項) .....188

【教員組織等】

14. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(改善事項) .....205

【名称、その他】

15. <研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確>

大学院専用の施設・設備として挙げられているのは研究室のみであり、他は全て学部生と共用することとされている。大学院生が研究を実施するにあたり十分な研究スペースが確保されているか、研究に支障なく施設・設備を利用可能であるか不明確であるので、具体的に説明すること。(改善事項) .....209

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1. <養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関係性が不明確>

養成する人材像として、高度動物治療の研究・発展に貢献する人材等が挙げられているが、本研究科に動物看護学領域・動物人間関係学領域の2領域を設置することとの関係性が不明確である。それぞれの領域と養成する人材像、ディプロマ・ポリシーの関係について、履修モデルを示した上で明確に説明すること。

(対応)

ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科修士課程(以下、本研究科という)の基盤となる、ヤマザキ動物看護大学(以下、本学という)動物看護学部では、コンパニオンアニマルを対象とした愛玩動物看護師(令和元〔2019〕年6月「愛玩動物看護師法」法制化)の養成を行っている。「設置の趣旨等を記載した書類」に記載した通り、ペット関連総市場は令和3(2021)年度には1兆6,000億円を超えると予想される。平成30(2018)年度のペット関連総市場は1兆5,442億円であり、その内訳は、ペット関連サービス等7,654億円(ペット医療を含む)、ペットフード市場5,212億円、ペット用品市場2,576億円となっており、ペット関連総市場の発展は目覚ましい(設置の趣旨等を記載した書類P1)。愛玩動物看護師の活躍の場は、動物医療ばかりでなく、ペット関連産業分野に職域が広がることから、動物看護学科では、平成28(2016)年度より、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻を設置し教育・研究を行っている。この度の本研究科は、動物看護学専攻、動物人間関係学専攻を発展させ、動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を教育・研究の対象とする。

日本の超少子高齢社会を背景にペットは人の生活に欠かすことのできない家族の一員となり、「愛玩動物看護師法」の成立及び「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、動物看護師の職域が広がったことを受け、動物看護学部に「動物人間関係学科」新設の届出を行い、令和2(2020)年7月1日付で受理されたことから、令和3(2021)年度より、動物看護学部は「動物看護学科」及び「動物人間関係学科」の2学科制となる。

また、愛玩動物看護師の業務内容は、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」により明確化され、職域が拡大した。業務内容を受け、動物医療・動物の健康に関するもの及び人と動物の共生社会に関するものを教育研究の対象とすることから、「動物看護学領域」と「動物人間関係学領域」の2領域を設定した。

養成する人材像とディプロマポリシーの関係について、想定される学生の進路を踏まえ、履修モデルを作成し、次のように説明する。

養成する人材像とディプロマポリシーとの整合性をとるため、養成する人材像に「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界(動物医療含む)に貢献する人材」を追加する。また、「ア 教育理念及び建学の精神に則り、生命を

尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」における「教育理念」、「建学の精神」の記載順を改め、「ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」とする。

本研究科の養成する人材像は、「ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」、「イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材」、「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材」、「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」、「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材」の5つである。

養成する人材像の「ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」、「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材」は、「動物看護学領域」及び「動物人間関係学領域」全体に共通する人材像であることから、履修モデルは、養成する人材像のイ、ウ、エに基づき、想定される学生の進路を踏まえて3種類作成した（資料1-1）。

履修モデル①は、想定される学生の進路を、高度動物医療サービスを提供する動物病院等として設定した。これは、養成する人材像「イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材」に対応し、ディプロマポリシー（DP）の「イ 動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している」と関連がある。従って、特に関係する授業科目は、専門科目の動物看護学領域に配置した「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」と令和2（2020）年4月に本学構内に併設された「ER 八王子動物高度医療救命救急センター」にて実施される「インターンシップ」である。

履修モデル②は、想定される学生の進路を、動物関連企業、ペットフード協会、日本ペット用品工業会等の動物関連団体等として設定した。これは、養成する人材像「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材」に対応し、DPの「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している」と関連する。従って、特に関係する授業科目は、専門科目の動物人間関係学領域に配置した「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」である。

履修モデル③は、想定される学生の進路を、動物看護師養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業、動物関連団体等として設定した。これは、養成する人材像「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、

公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」に対応し、DPの「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している」と関連する。従って、特に関係する授業科目は、専門科目の動物看護学領域に配置した「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」と、動物人間関係学領域に配置した「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」及び「インターンシップ」である。

以上の養成する人材像、ディプロマポリシー、2領域、履修モデルの関係は、表1の通りである。

(表1) 養成する人材像、ディプロマポリシー、2領域、履修モデルとの関係

養成する人材像		ディプロマポリシー		領域	履修モデル
ア	建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材	ア	教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている	動物看護学 動物人間関係学	作成なし
イ	動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材	イ	動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している	動物看護学	履修モデル①
ウ	動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材	ウ	動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされ、人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している	動物人間関係学	履修モデル②
エ	動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材	エ	動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している	動物看護学 動物人間関係学	履修モデル③
オ	研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材	オ	各専門分野の修士論文に関わる研究により論理的思考力を身につけている	動物看護学 動物人間関係学	作成なし

なお、養成する人材像「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材」に対応して、教育研究上の理念目的に「オ 本研究科は、ペット関連産業界（動物医療を含む）の発展のために、動物看護学及び動物人間関係学の研究を深く追求し、2領域の指導者を養成することを目的とする」を追加する。

(表2) 養成する人材像 新旧対照表

新	旧
ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材	ア 教育理念と建学の精神に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材
イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材	イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材
ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材	ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材
エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材	エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材
オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材	

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4～5 ページ)

新	旧
<p>1. 大学院設置の趣旨及び必要性 (3) 教育研究上の理念及び目的 ① 教育研究上の理念及び目的</p> <p>(略)</p> <p>[教育研究上の理念及び目的]</p> <p>ア 教育研究上の理念は、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことである</p>	<p>1. 大学院設置の趣旨及び必要性 (3) 教育研究上の理念及び目的 ① 教育研究上の理念及び目的</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>ア 教育研究上の理念は、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことである</p>



<p>イ 本研究科は、法制化された愛玩動物看護師がチーム動物医療において果たす役割に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>ウ 本研究科は、人と動物の豊かな共生社会を構築するため、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>エ 本研究科は、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>オ 本研究科は、ペット関連産業界（動物医療を含む）の発展のために、動物看護学及び動物人間関係学の研究を深く追求し、2領域の指導者を養成することを目的とする</p>	<p>イ 本研究科は、法制化された愛玩動物看護師がチーム動物医療において果たす役割に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>ウ 本研究科は、人と動物の豊かな共生社会を構築するため、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>エ 本研究科は、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23～25 ページ)

新	旧
<p>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</p> <p>(1) 教育方法</p> <p>② 履修モデル</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</p> <p>(1) 教育方法</p> <p>② 履修モデル</p> <p>本研究科では、養成する人材像「ア 教育理念と建学の精神に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」、<u>「イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材」</u>、「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材」、「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病</p>

<p>本研究科の養成する人材像は、「ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」、「イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材」、「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材」、「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」、「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材」の5つである。</p> <p>養成する人材像の「ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」、「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材」は、「動物看護学領域」及び「動物人間関係学領域」全体に共通する人材像であることから、イ、ウ、エで示す養成する人材像に基づき、履修モデルは、想定される学生の進路を踏まえて、3種類作成した（資料18）。</p> <p>履修モデル①は、想定される学生の進路を、高度動物医療サービスを提供する動物病院等として設定した。これは、養成する人材像「イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材」に対応し、ディプロマポリシー（DP）の「イ 動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修</p>	<p><u>院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」に沿って4つの履修モデルを用意する（資料17）。</u></p> <p style="text-align: center;">（追加）</p>
---	--

得している」と関連がある。従って、特に関係する授業科目は、専門科目の動物看護学領域に配置した「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」と令和2年(2020年)4月に本学構内に併設された「ER八王子動物高度医療救命救急センター」にて実施される「インターンシップ」である。

履修モデル②は、想定される学生の進路を、動物関連企業、ペットフード協会、日本ペット用品工業会等の動物関連団体等として設定した。これは、養成する人材像「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材」に対応し、DPの「ウ 動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している」と関連する。従って、特に関係する授業科目は、専門科目の動物人間関係学領域に配置した「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」である。

履修モデル③は、想定される学生の進路を、動物看護師養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業、動物関連団体等として設定した。これは、養成する人材像「エ 動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」に対応し、DPの「エ 動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している」と関連する。従って、特に関係する授業科目は、専門科目の動物看護学領域に配置した「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」と、動

物人間関係学領域に配置した「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」及び「インターンシップ」である。

以上の養成する人材像、ディプロマポリシー、2領域、履修モデルの関係は、表4の通りである。

表4 養成する人材像、ディプロマポリシー、2領域、履修モデルとの関係

養成する人材像		ディプロマポリシー		領域	履修モデル
ア	建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材	ア	教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている	動物看護学 動物人間関係学	作成なし
イ	動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材	イ	動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している	動物看護学	履修モデル①
ウ	動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物	ウ	動物関連企業及び動物関連団体等におい	動物人間関係学	履修モデル②

	の共生に関する研究・発展に貢献する人材		て必要とされ、人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している			
エ	動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材	エ	動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している	動物看護学 動物人間関係学	履修モデル③	
オ	研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペッ	オ	各専門分野の修士論文に関する研究により論理	動物看護学 動物人間関係学	作成なし	

	ト関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材		的思考力を身につけている			
--	-----------------------	--	--------------	--	--	--

## ヤマザキ動物看護大学大学院履修モデル

## 履修モデル①

養成する人材像:イ(動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材)

DP:イ(動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している)

想定される進路:高度動物医療サービスを提供する動物病院等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	配当年次	単位数	
				必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前		2
	動物看護学演習	213-S	1前		
	動物人間関係学特論	311-L	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	1前		
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1	
	小計	—	—	11	2
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	2前		1
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	2前		
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	1後		
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	2前		
	インターンシップ	521-I	2通		1
	小計	—	—	0	9
特別研究	特別研究	621-R	1後～2通	10	
	小計	—	—	10	0
合計				21	11
				32	

:養成する人材像に特に関係する授業科目

## 履修モデル②

養成する人材像:ウ(動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材)

DP:ウ(動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している)

想定される進路:動物関連企業、ペットフード協会、日本ペット用品工業会等の動物関連団体等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	配当年次	単位数	
				必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前		2
	動物看護学演習	213-S	1前	/	
	動物人間関係学特論	311-L	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	1前		1
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1	
	小計	—	—	11	3
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後	/	
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	2前	/	
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	2前		1
	インターンシップ	521-I	2通	/	
小計	—	—	0	9	
特別研究	特別研究	621-R	1後～2通	10	
	小計	—	—	10	0
合計				21	12
				33	

:養成する人材像に特に関係する授業科目



### 履修モデル③

養成する人材像:エ(動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に  
従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材)

DP:エ(動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において  
必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を  
修得している)

想定される進路:動物看護師養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業、動物関連団体等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	配当年次	単位数	
				必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前		2
	動物看護学演習	213-S	1前		1
	動物人間関係学特論	311-L	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	1前		
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1	
	小計	—	—	11	3
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	2前		
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	1後		
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	2前		
	インターンシップ	521-I	2通		1
小計	—	—	0	9	
特別研究	特別研究	621-R	1後～2通	10	
	小計	—	—	10	0
合計				21	12
				33	

:養成する人材像に特に関係する授業科目



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

**【大学等の設置の趣旨・必要性】**

2. <アドミッション・ポリシー等が不適切>

アドミッション・ポリシーについて、入学希望者の意欲等の記載はあるが、基礎的な知識の水準についての言及がないため、入学希望者に求める知識や能力を追記すること。また、推薦入試をはじめ、各試験の選抜方法においてどのような能力を求めるのか、合格水準も含め具体的に説明すること。

(対応)

入学希望者の意欲等の記載はあるが、基礎的な知識の水準についての言及がないため、これを改め、アドミッションポリシーに「動物看護学または動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者」を加える。

また、各入学試験においては、「動物看護学または動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者」に基づき専門科目、小論文、口頭試問において希望する研究テーマについての基礎知識を評価し、研究テーマに必要な学士レベルの知識水準をもとめ、論理的思考力、論理的記述力を含め総合的に評価する。

なお、動物看護学領域及び動物人間関係学領域における研究テーマを想定し、研究テーマに必要な基礎知識について科目をあげて例示する。

**例示① [動物看護学領域の研究テーマ]**

「イヌ・パピー期のアルカリフォスファターゼアイソザイムに関する研究」、「イヌにスライカエキスを与えた時の腸内細菌叢と肥満に関する研究」等を研究テーマとした場合は、「動物看護学」、「動物生理学」、「動物検査学」、「血液学」等の学士レベルの知識水準を有しているか評価する。

**例示② [動物人間関係学領域の研究テーマ]**

「日本犬における毛色に関連する遺伝子多型解析」、「和犬の家庭犬に向くイヌ品種に関する分子生物学的研究」等の研究テーマとした場合は、「生命科学」、「動物人間関係学」、「動物文化論」、「動物生化学」、「動物遺伝学」、「伴侶動物育種・資源学」、「バイオテクノロジー」等の学士レベルの知識水準を有しているか評価する。

各入学試験の科目及び評価する能力は次の通りである。

本学の入学試験は、一般入学試験・推薦入学試験・社会人入学試験からなり、一般入学試験における試験科目は、英語、専門科目、小論文及び口頭試問とする。

一般入学試験における基礎的な知識の水準は、学力(筆記試験)では、修士課程に必要とされる英語(英文和訳)により、英語の文献を読む能力を求める。専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識・論理的思考力、論理的記

述力を評価する。小論文においては、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適應しているかを審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

推薦入学試験の対象者は、本学動物看護学部の専任教員の推薦がある卒業見込み者及び他大学専任教員の推薦がある者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。

専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述を評価する。小論文においては、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適應しているかを審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

社会人入学試験の受験者は、実務経験が1年以上あり、入学時に満22歳以上の者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。

専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文においては、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、社会人経験、学修意欲、希望する研究の知識等に加え、既に発表したレポート・小論文・論文等について質問することで、アドミッションポリシーに適應しているかを審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

#### [アドミッションポリシー【AP】]

- ア 動物愛護の精神に則り、本学の建学の精神及び教育理念に共感する者
- イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者
- ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者
- エ 人と動物の共生社会における公衆衛生学に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において公衆衛生の教育に貢献し、動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者
- オ 動物看護学、動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者

(表1) アドミッションポリシー 新旧対照表

新	旧
<p>ア 動物愛護の精神に則り、本学の建学の精神及び教育理念に共感する者</p> <p>イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>エ 人と動物の共生社会における公衆衛生学に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において公衆衛生の教育に貢献し、動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者</p> <p>オ 動物看護学、動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者</p>	<p>ア 本学の建学の精神及び教育理念に共感する者</p> <p>イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>エ 人と動物の共生社会における公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (32～35 ページ)

新	旧
<p><b>9. 入学者選抜の概要</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(1) アドミッションポリシー 【AP】</b> 本研究科のアドミッションポリシーは、以下の通りである。</p> <p>ア 動物愛護の精神に則り、本学の建学の精神及び教育理念に共感する者</p> <p>イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動</p>	<p><b>9. 入学者選抜の概要</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(1) アドミッションポリシー 【AP】</b> 本研究科のアドミッションポリシーは、以下の通りである。</p> <p>ア 本学の建学の精神及び教育理念に共感する者</p> <p>イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動</p>

<p>物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>エ 人と動物の共生社会における公衆衛生学に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において公衆衛生の教育に貢献し、動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者</p> <p>オ 動物看護学、動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(4) 入学試験</b></p> <p>入学試験は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問により実施する。なお、受験者には入学願書と共に志望理由書、研究計画書等を提出させ、これらの出願書類をもとに口頭試問を実施する。</p> <p>専門科目、小論文においては、研究計画書に基づき、学生の希望研究分野についての試験を課す。</p> <p>各入学試験においては、「動物看護学または動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者」に基づき専門科目、小論文、口頭試問において希望する研究テーマについての基礎知識を評価し、研究テーマに必要な学士レベルの知識水準をもとめ、論理的思考</p>	<p>物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>エ 人と動物の共生社会における公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(4) 入学試験</b></p> <p>入学試験は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問により実施する。なお、受験者には入学願書と共に志望理由書、研究計画書等を提出させ、これらの出願書類をもとに口頭試問を実施する。</p> <p>専門科目、小論文においては、研究計画書に基づき、学生の希望研究分野についての試験を課す。</p> <p>これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>
---	---

<p>力、論理的記述力を含め総合的に評価する。</p> <p>① 一般入学試験</p> <p>試験科目は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>一般入学試験における基礎的な知識の水準は、学力（筆記試験）では、修士課程に必要とされる英語（英文和訳）により、英語の文献を読む能力を求める。</p> <p>専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識・論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文では、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適合しているかどうか審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。</p>	<p>① 一般入学試験</p> <p>試験科目は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>英語の試験では、英語の文献を読む能力があるかどうかを評価する。専門科目の試験では、与えられた課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーの「本学の建学の精神及び教育理念に共感する者」、「動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者」、「動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の教育研究・発展に意欲を有する者」、「人と動物の共生社会の公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者」を判断し、希望する研究テーマの知識等を評価する。</p>
---	---

## ② 推薦入学試験

推薦入学試験の対象者は、本学動物看護学部の専任教員の推薦がある卒業見込み者及び他大学等専任教員の推薦がある者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。

専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述を評価する。

小論文では、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。

口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適應しているかどうか審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

## ③ 社会人入学試験

社会人入学試験の受験者は、実務経験が1年以上あり、入学時に満22歳以上の者

## ② 推薦入学試験

推薦入学試験の対象者は、本学動物看護学部の卒業見込み者及び他大学専任教員の推薦がある者とする。試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。

専門科目の試験では、与えられた課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述を評価する。

口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーの「本学の建学の精神及び教育理念に共感する者」、「動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者」、「動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の教育研究・発展に意欲を有する者」、「人と動物の共生社会の公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者」を判断し、希望する研究テーマの知識等を評価する。

## ③ 社会人入学試験

社会人入学試験の受験者は、動物関連産業分野の実務経験が1年以上あり、入学時



<p>とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文では、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、社会人経験、学修意欲、希望する研究の知識等に加え、既に発表したレポート・小論文・論文等について質問することで、アドミッションポリシーに適合しているかどうか審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。</p>	<p>に満 22 歳以上の者とする。試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>専門科目の試験では、与えられた課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーの「本学の建学の精神及び教育理念に共感する者」、「動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者」、「動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の教育研究・発展に意欲を有する者」、「人と動物の共生社会の公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者」を判断し、希望する研究テーマの知識等を評価する。</p>
--	---

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻

【大学等の設置の趣旨・必要性】

3. <設置の趣旨と受験資格の関係性が不明確>

学部教育を基盤にして動物看護学領域・動物人間関係学領域の2領域からの人材養成を目指すとの説明があるが、アドミッションポリシーや受験資格では知識・経験の記載がなく、一般入学試験の内容も2領域について基盤とすべき能力をそれぞれどのように測定するのか不明確であるため、適切に改めること。

(対応)

審査意見の2で説明した通り、アドミッションポリシーに「動物看護学、動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者」を加える。

各入学試験においては、「動物看護学または動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者」に基づき専門科目、小論文、口頭試問において希望する研究テーマについての基礎知識を評価し、研究テーマに必要な学士レベルの知識水準を求め、論理的思考力、論理的記述力を含め総合的に評価する。

審査意見2で回答した通り、一般入学試験の学力(筆記試験)では、修士課程に必要とされる英語(英文和訳)により、英語の文献を読む能力を求める。専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識・論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文においては、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適応しているかを審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

推薦入学試験の対象者は、本学動物看護学部の専任教員の推薦がある卒業見込み者及び他大学専任教員の推薦がある者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述を評価する。小論文においては、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適応しているかを審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

社会人入学試験の受験者は、実務経験が1年以上あり、入学時に満22歳以上の者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文においては、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課

し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、社会人経験、学修意欲、希望する研究の知識等に加え、既に発表したレポート・小論文・論文等について質問することで、アドミッションポリシーに適切しているかを審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (32～35 ページ)

新	旧
<p><b>9. 入学者選抜の概要</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(1) アドミッションポリシー【AP】</b> 本研究科のアドミッションポリシーは、以下の通りである。</p> <p>ア 動物愛護の精神に則り、本学の建学の精神及び教育理念に共感する者</p> <p>イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>エ 人と動物の共生社会における公衆衛生学に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において公衆衛生の教育に貢献し、動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者</p> <p>オ 動物看護学、動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者</p> <p>(略)</p>	<p><b>9. 入学者選抜の概要</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(1) アドミッションポリシー【AP】</b> 本研究科のアドミッションポリシーは、以下の通りである。</p> <p>ア 本学の建学の精神及び教育理念に共感する者</p> <p>イ 動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>ウ 動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者</p> <p>エ 人と動物の共生社会における公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>

<p><b>(4) 入学試験</b></p> <p>入学試験は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問により実施する。なお、受験者には入学願書と共に志望理由書、研究計画書等を提出させ、これらの出願書類をもとに口頭試問を実施する。</p> <p>専門科目、小論文においては、研究計画書に基づき、学生の希望研究分野についての試験を課す。</p> <p>各入学試験においては、「動物看護学または動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者」に基づき専門科目、小論文、口頭試問において希望する研究テーマについての基礎知識を評価し、研究テーマに必要な学士レベルの知識水準をもとめ、論理的思考力、論理的記述力を含め総合的に評価する。</p> <p><b>① 一般入学試験</b></p> <p>試験科目は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>一般入学試験における基礎的な知識の水準は、学力（筆記試験）では、修士課程に必要とされる英語（英文和訳）により、英語の文献を読む能力を求める。</p> <p>専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識・論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文では、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p>	<p><b>(4) 入学試験</b></p> <p>入学試験は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問により実施する。なお、受験者には入学願書と共に志望理由書、研究計画書等を提出させ、これらの出願書類をもとに口頭試問を実施する。</p> <p>専門科目、小論文においては、研究計画書に基づき、学生の希望研究分野についての試験を課す。</p> <p>これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p> <p>(追加)</p> <p><b>① 一般入学試験</b></p> <p>試験科目は、英語及び専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>英語の試験では、英語の文献を読む能力があるかどうかを評価する。専門科目の試験では、与えられた課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。</p>
---	---

<p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーに適応しているかどうか審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。</p>	<p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーの「本学の建学の精神及び教育理念に共感する者」、「動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者」、「動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の教育研究・発展に意欲を有する者」、「人と動物の共生社会の公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者」を判断し、希望する研究テーマの知識等を評価する。</p>
<p><b>② 推薦入学試験</b></p> <p>推薦入学試験の対象者は、本学動物看護学部の専任教員の推薦がある卒業見込み者及び他大学等専任教員の推薦がある者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述を評価する。小論文では、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p> <p>口頭試問においては、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミ</p>	<p><b>② 推薦入学試験</b></p> <p>推薦入学試験の対象者は、本学動物看護学部の卒業見込み者及び他大学専任教員の推薦がある者とする。試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>専門科目の試験では、与えられた課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミ</p>

<p>ッションポリシーに適応しているかどうか審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。</p>	<p>ポリシーの「本学の建学の精神及び教育理念に共感する者」、「動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者」、「動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の教育研究・発展に意欲を有する者」、「人と動物の共生社会の公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者」を判断し、希望する研究テーマの知識等を評価する。</p>
<p><b>③ 社会人入学試験</b></p> <p>社会人入学試験の受験者は、実務経験が1年以上あり、入学時に満22歳以上の者とし、試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>専門科目の試験では、研究計画書に基づく各領域の課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。小論文では、研究計画書に基づき、学生の2領域の希望研究分野別に試験を課し、これにより、入学希望者の知識水準、論理的思考力及び記述力を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、社会人経験、学修意欲、希望する研究の知識等に加え、既に発表したレポート・小論文・論文等について質問することで、アドミッションポリシーに適応しているかどうか審査し、希望する研究テーマ等の知識を評価する。</p>	<p><b>③ 社会人入学試験</b></p> <p>社会人入学試験の受験者は、動物関連産業分野の実務経験が1年以上あり、入学時に満22歳以上の者とする。試験科目は、専門科目、小論文及び口頭試問とする。</p> <p>専門科目の試験では、与えられた課題に対しての基本的な知識、論理的思考力、論理的記述力を評価する。</p> <p>口頭試問では、出願書類の志望理由書、研究計画書等に基づき、建学の精神、将来の目標、学修意欲、希望する研究の知識等について質問することで、アドミッションポリシーの「本学の建学の精神及び教育理念に共感する者」、「動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者」、</p>

	<p>「動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の教育研究・発展に意欲を有する者」、「人と動物の共生社会の公衆衛生の向上に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等における動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者」を判断し、希望する研究テーマの知識等を評価する。</p>
--	--

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

4. <学生確保の見通しが不十分>

学生確保の見通しについて、東京都で設置されている大学院では定員を満たしている旨記載があるが、別に示されている一般財団法人日本動物保健看護系大学協会加盟大学の大学院の学生数を見ると、全国的な需要が必ずしも見込まれるものではない。また、在学生及び卒業生へのアンケート結果では、進学希望者は必ずしも多いとは言えず、学生確保に懸念が残る。既存学部の在学生の大学院進学率も算出などし、客観的な数値に基づいて明確に説明すること。

(対応)

学校法人ヤマザキ学園（以下、本学園という）では、平成6（1994）年に専修学校の認可を得て、学校法人化したことを記念し、創始者への遺徳を偲び、「山崎良壽記念奨学金制度」（資料4-1）を創設し、動物看護師が動物看護教育を行うことを目指し、指導者の養成を目的に授与者を支援してきた。本制度は現在まで継承され、奨学金授与者は571人に達し、その中で優秀な卒業生は、本学園に教職員として奉職し、令和2（2020）年度全教職員の43%が、本学園の卒業生である。

本学は、開学以降未だ7期のみ卒業生を輩出していること及び動物看護学が新しい学問分野であることから、他大学大学院修士課程への進学状況は、1期から7期までの本学卒業生総数1,103人のうち、平成27（2015）年3月卒業生1人、令和2（2020）年3月卒業生2人の合計3人（1%未満）であり、社会人経験を経て大学院に進学した4人を含めると、計7人である。

本学から大学院に進学した学生は、7年間で7人となるが、本学園は、学祖 故山崎良壽が「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げ、「生命（いのち）を生きる」という教育理念のもと「ヤマザキ動物専門学校（平成6〔1994〕年認可）の前身である専修学校日本動物学院に、指導者を養成するため、グラジュエイト・プログラム（1年制の専攻研究コース）を新設し、他大学の指導教員の指導のもと論文をまとめ、59人の卒業生を輩出した。その後、専門学校の教育を発展させたヤマザキ動物看護短期大学（平成15〔2003〕年認可）に専攻科（動物看護学専攻）を新設し、指導教員の指導のもと論文をまとめ、56人の卒業生を輩出した。また、本学園の専門学校、ヤマザキ動物看護短期大学（専攻科含む）及び本学を卒業した学生のうち、他大学の大学院へと進学し、修士及び博士号を所持し、現在、本学園の大学及び専門職短期大学の専任教員として動物看護教育を担う者が5人いる。

また、令和元（2019）年12月から令和2（2020）年1月に調査したアンケート結果によると、本研究科初年度の入学対象者で調査時3年次生の回答者115人のうち、在学生4人（3.5%）、調査時卒業生（社会人）の回答者77人のうち、7人（9.1%）の合計11人（5.7%）



が令和3（2021）年度開設の本研究科へ進学を希望していることから、本研究科入学定員5人に対し、2倍以上の進学希望者がいる。

なお、アンケートに回答した在学生540人のうち、「興味・関心がある」と回答した在学生は、1年次生80人（41.7%）、2年次生42人（29.4%）、3年次生38人（33.0%）、4年次生17人（18.9%）の計177人（32.8%）である。さらに、アンケートに回答した卒業生77人のうち、「興味・関心がある」と回答した卒業生30人（39.0%）を加えると合計207人（33.6%）であることから、今後、その中の一部の在学生・卒業生（社会人）が本研究科の志願者になる可能性を示している（資料4-2）。

本学在学生へのアンケート調査の中で、「社会人経験等を経てから進学したい」と回答している学生は、進学対象となる3年次生9人のほか、1年次生4人、2年次生2人、4年次生4人の合計19人であり、潜在的に大学院への進学を希望する学生がいることが分かる（資料4-2）。

以上のことから、本研究科が予定している入学定員5人を継続的に確保することが充分可能であると考ええる。

さらに、本学園在職の教職員の中にも、これまで本学に修士課程が設置されていなかったことから、本研究科が設置された場合、入学を希望している者もいる。本学園が設置する3校（ヤマザキ動物専門学校・ヤマザキ動物看護専門職短期大学・ヤマザキ動物看護大学）の指導者養成のために来年度も「山崎良壽記念教職員奨学金制度」の支援を受け、進学する者も想定される。

今までの進学実績に比べて、アンケート調査での進学希望者が多いのは、愛玩動物看護師が国家資格の専門職として認知されたことが大きく関係していると分析する。一般的に他の資格においても、国家資格化後に当該職種が社会に広く認知されることから、専門的な大学院教育の需要が高まり、大学院の課程が新設されている。このことから、愛玩動物看護師の法制化も同様の状況になると想定される。

動物看護学を教育・研究の対象としてきた本学において、本研究科の設置計画が具体化したことにより、アンケート調査結果（資料4-2）のように学生の本研究科への進学意識が高まり、学生確保が可能であると考ええる。

このように本学園では動物看護教育の高度化及び指導者の養成に力を注ぎ、動物看護師が動物看護教育を行うことを目指してきたことから、この度の大学院修士課程の教育に加えて、将来に設置を目指している大学院博士課程でさらに発展させることを目指す。

将来、中長期的な学生確保の見通しについては、「愛玩動物看護師法」の法制化により、名称独占に加え、業務独占（採血、投薬（経口等）、マイクロチップの装着、カテーテルによる採尿）の内容が明確となった。さらに「動物の愛護及び管理に関する法律」により職域（愛玩動物の終生飼養や災害時の動物対応等）が拡大した。従前の民間認定資格では、教育レベルが統一されていなかったが、愛玩動物看護師の国家資格化により、法の

下、国家資格水準を満たす専門教育及び修士課程の教育が求められることが想定されることから、定員は充足されると考える。

また、国家資格である人の看護師の人材養成が、専門学校での人材養成から大学での人材養成へと徐々にシフトし、その後、大学院修士課程、博士課程が設置され、高度な人材養成を行っていることから、愛玩動物看護師の養成においても、同様に大学での人材養成の増加が見込まれる。大学での養成が増加すると、継続的に高度な専門知識を持った修士課程の人材ニーズが高まると予想する。

本研究科は、日本で初めての動物看護学部を基盤にした日本で初めての動物看護学研究科であり、今後日本の社会で必要とされる動物人間関係学領域を配置したことから、積極的な広報活動により、先行者として受験生の注目を集め、学生を確保していく考えである。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (1~4 ページ)

新	旧
<p><b>1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況</b></p> <p>(1) 学生確保の見通し</p> <p>① 定員充足の見込み</p> <p>(略)</p> <p>したがって、社会の需要に対応する人材の育成を急がなければならない。</p> <p>学校法人ヤマザキ学園 (以下、本学園という) では、平成 6 (1994) 年に専修学校の認可を得て、学校法人化したことを記念し、創始者への遺徳を偲び、「山崎良壽記念奨学金制度」(資料 2) を創設し、動物看護師が動物看護教育を行うことを目指し、指導者の養成を目的に授与者を支援してきた。本制度は現在まで継承され、奨学金授与者は 571 人に達し、その中で優秀な卒業生は、本学園に教職員として奉職し、令和 2 (2020) 年度全教職員の 43% が、本学園の卒業生である。</p> <p>本学は、開学以降未だ 7 期のみの卒業生を輩出していること及び動物看護学が新し</p>	<p><b>1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況</b></p> <p>(1) 学生確保の見通し</p> <p>① 定員充足の見込み</p> <p>(略)</p> <p>したがって、社会の需要に対応する人材の育成を急がなければならない。</p> <p>(追加)</p>

い学問分野であることから、他大学大学院修士課程への進学状況は、1期から7期までの本学卒業生総数 1,103 人のうち、平成 27 (2015) 年 3 月卒業生 1 人、令和 2 (2020) 年 3 月卒業生 2 人の合計 3 人 (1%未満) であり、社会人経験を経て大学院に進学した 4 人を含めると、計 7 人 (資料 3) である。

本学から大学院に進学した学生は、7 年間で 7 人となるが、本学園は、学祖 故山崎良壽が「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げ、「生命 (いのち) を生きる」という教育理念のもと「ヤマザキ動物専門学校 (平成 6 [1994] 年認可) の前身である専修学校日本動物学院に、指導者を養成するため、グラジュエイト・プログラム (1 年制の専攻研究コース) を新設し、他大学の指導教員の指導のもと論文をまとめ、59 人 (資料 4-1) の卒業生を輩出した。その後、専門学校の教育を発展させたヤマザキ動物看護短期大学 (平成 15 [2003] 年認可) に専攻科 (動物看護学専攻) を新設し、指導教員の指導のもと論文をまとめ、56 人 (資料 4-2) の卒業生を輩出した。また、本学園の専門学校、ヤマザキ動物看護短期大学 (専攻科含む) 及び本学を卒業した学生のうち、他大学の大学院へと進学し、修士及び博士号を所持し、現在、本学園の大学及び専門職短期大学の専任教員として動物看護教育を担う者が 5 人いる。

このように本学園では動物看護教育の高度化及び指導者の養成に力を注ぎ、動物看護師が動物看護教育を行うことを目指してきたことから、この度の大学院修士課程の教育、加えて、将来に設置を目指している

大学院博士課程でさらに発展させることを目指す。

ヤマザキ動物看護大学大学院（以下、本大学院という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、建学の精神と教育理念に則り、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め文化の進展に寄与することを目的とする。

（略）

併せて、本学在學生へのアンケート調査の中で、「社会人経験等を経てから進学したい」と回答している学生は、進学対象となる3年次生9人のほか、1年次生4人、2年次生2人、4年次生4人の合計19人であり、潜在的に大学院への進学を希望する学生がいることが分かる。このことから、本研究科が予定している入学定員5人を継続的に確保することが充分可能だと考える。

さらに、本学園在職の教職員の中にも、これまで本学に修士課程が設置されていなかったことから、本研究科が設置された場合、入学を希望している者もいる。本学園が設置する3校（ヤマザキ動物専門学校・ヤマザキ動物看護専門職短期大学・ヤマザキ動物看護大学）の指導者養成のために来年度も「山崎良壽記念教職員奨学金制度」の支援を受け、進学する者も想定される。今までの進学実績に比べて、アンケート調査での進学希望者が多いのは、愛玩動物看護師が国家資格の専門職として認知されたことが大きく関係していると分析する。一

ヤマザキ動物看護大学大学院（以下、本大学院という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、建学の精神と教育理念に則り、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め文化の進展に寄与することを目的とする。

（略）

併せて、「社会人経験等を経てから進学したい」と回答している在學生は、3年次生9人、1・2年次生及び4年次生10人の合計19人であり、潜在的に大学院への進学を希望する在學生がいることが分かる。このことから、本研究科修士課程が予定している入学定員5人を継続的に確保することが充分可能だと考える。

（追加）

一般的に他の資格においても、国家資格化後に当該職種が社会に広く認知されることから、専門的な大学院教育の需要が高まり、大学院の課程が新設されている。このことから、愛玩動物看護師の法制化も同様の状況になると想定される。

動物看護学を教育・研究の対象としてきた本学において、本研究科の設置計画が具体化したことにより、アンケート調査結果のように学生の本研究科への進学意識が高まり、学生確保が可能であると考ええる。

将来、中長期的な学生確保の見通しについては、愛玩動物看護師の法制化により、名称独占に加え、業務独占（採血、投薬（経口等）、マイクロチップの装着、カテーテルによる採尿）の内容が明確となった。さらに「動物の愛護及び管理に関する法律」により職域（愛玩動物の終生飼養や災害時の動物対応等）が拡大した。従前の民間認定資格では、教育レベルが統一されていなかったが、愛玩動物看護師の国家資格法制化により、法の下、国家資格水準を満たす専門教育及び修士課程の教育が求められることが想定されることから、定員は充足されることが考えられる。

また、国家資格である人の看護師の人材養成が、専門学校での人材養成から大学での人材養成へと徐々にシフトし、その後、大学院修士課程、博士課程が設置され、高度な人材養成を行っていることから、愛玩動物看護師の養成においても、同様に大学での人材養成の増加が見込まれる。大学での養成が増加すると、継続的に高度な専門知識を持った修士課程の人材ニーズが高まると予想する。

本研究科は、日本で初めての動物看護学部を基盤にした日本で初めての動物看護学研

<p>究科であり、今後日本の社会で必要とされる動物人間関係学領域を配置したことから、積極的な広報活動により、先行者として受験生の注目を集め、学生を確保していく考えである。</p>	
---	--

1 (書類等の題名)

学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金支給規程 (資料 4-1)

2 (出典)

学校法人ヤマザキ学園

3 (引用範囲)

「学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金支給規程」(学校法人ヤマザキ学園)

4 (その他の説明)

特になし

ヤマザキ動物看護大学大学院「動物看護学研究科動物看護学専攻」への  
進学意向に関するアンケート調査報告

### 1.調査の概要

#### (1) 調査目的

令和3(2021)年4月設置予定である「ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科動物看護学専攻」(以下、本研究科という)への在學生及び卒業生の進学意向について把握することを目的とする。

#### (2) 調査対象及び回答率等

調査対象 1,497 人のうち、基礎となる学部のヤマザキ動物看護大学動物看護学部在學生は、700 人(令和元(2019)年12月16日(月)現在)、ヤマザキ動物看護大学動物看護学部(旧:ヤマザキ学園大学)卒業生は、797 人である。有効回答率は、在學生が77.1%、卒業生が9.7%であった。

(表1)

区分	年次	調査対象者	回答者(回答率)
在學生	1	210 人	192 人(91.4%)
	2	173 人	143 人(82.7%)
	3	162 人	115 人(71.0%)
	4	155 人	90 人(58.1%)
	小計	700 人	540 人(77.1%)
卒業生(動物看護学部)		797 人	77 人(9.7%)
合計		1,497 人	617 人(41.2%)

#### (3) 調査方法

##### [在學生]

- ① ヤマザキ動物看護大学動物看護学部に所属する學生、計700人に対し、本研究科の概要(リーフレット)及びアンケート調査票を配布し、アンケート用紙に回答する方法により実施した。

##### [卒業生]

- ② ヤマザキ動物看護大学(旧:ヤマザキ学園大学)を卒業した、計797人に対し、本研究科の概要(リーフレット)及びアンケート調査票を送付し、アンケート結果を回収した。

#### (4) 調査期間

令和元(2019)年12月～令和2(2020)年1月



## 2.各質問項目別のアンケート結果

在学生1～4年次へのアンケート結果及び卒業生のアンケート結果（主要項目）を集計し分析した。なお、同一の質問で、各年次生・卒業生ごとに質問番号が異なる場合は、まとめて集計表を作成し分析した。その際には、各年次生・卒業生の質問番号を記載した。さらにその他の質問については、この調査結果報告の最後（まとめの後）に記載した。

### (1) 設置構想への賛否について

対 象：在学生1～4年次生（卒業生なし）

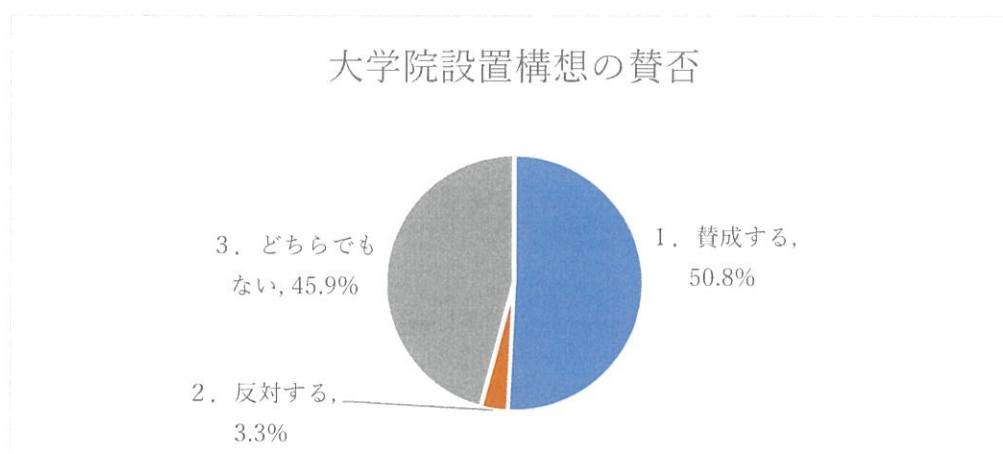
調査票の質問番号：すべての年次で「問3」

質問内容：「他大学には大学院修士課程が設置されています。このたびの本学大学院修士課程設置構想についてどう思われますか。」

本研究科の設置構想について調査した結果、回答者540人のうち、「賛成する」が274人（50.8%）であり、設置構想へ賛成する意見が半数を超えている。「反対する」は、全体で18人（3.3%）と少数であることから、設置構想の賛同が多い。また、各年次において、「賛成する」「どちらでもない」が多く、「反対する」は非常に少ない。

回 答	1年次	2年次	3年次	4年次	合 計
1.賛成する	130人 (67.7%)	61人 (42.7%)	46人 (40.0%)	37人 (41.1%)	274人 (50.8%)
2.反対する	1人 (0.5%)	8人 (5.6%)	6人 (5.2%)	3人 (3.3%)	18人 (3.3%)
3.どちらでもない	61人 (31.8%)	74人 (51.7%)	63人 (54.8%)	50人 (55.6%)	248人 (45.9%)
合 計	192人 (100%)	143人 (100%)	115人 (100%)	90人 (100%)	540人 (100%)

(注) %は、各年次の構成比



## (2) 興味・関心について

対 象：在學生 1～4 年次生、卒業生

調査票質問番号：在學生「問 4」、卒業生「問 3」

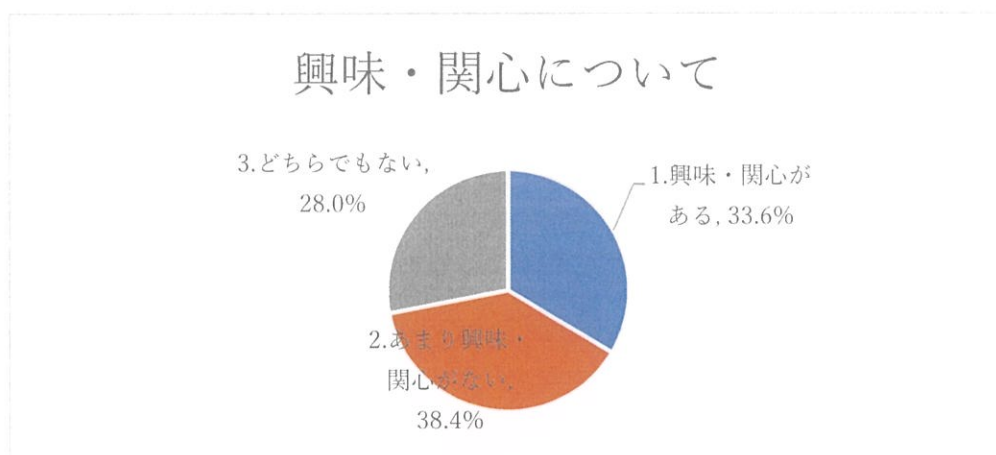
質問内容：「本学が構想中の大学院修士課程について関心がありますか。」

本研究科への興味・関心について調査した結果、回答者 617 人のうち、「興味・関心がある」が 207 人（33.6%）で、全体の約 3 分の 1 の在學生・卒業生が興味を持っている。

進学対象となる 3 年次生は 38 人（33.0%）、卒業生は 30 人（39.0%）であり、3 年次生・卒業生それぞれにおいて約 3 分の 1 が関心を持っており、在學生・卒業生全体的に同様の傾向である。

回 答	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	卒業生	合 計
1.興味・関心がある	80 人 (41.7%)	42 人 (29.4%)	38 人 (33.0%)	17 人 (18.9%)	30 人 (39.0%)	207 人 (33.6%)
2.あまり興味・関心がない	53 人 (27.6%)	51 人 (35.6%)	51 人 (44.4%)	48 人 (53.3%)	34 人 (44.1%)	237 人 (38.4%)
3.どちらでもない	59 人 (30.7%)	50 人 (35.0%)	26 人 (22.6%)	25 人 (27.8%)	13 人 (16.9%)	173 人 (28.0%)
合 計	192 人 (100%)	143 人 (100%)	115 人 (100%)	90 人 (100%)	77 人 (100%)	617 人 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



(3) 本研究科への進学について

対 象：在學生 1～4 年次生、卒業生

調査票の質問番号：在學生「問 5」、卒業生「問 4」

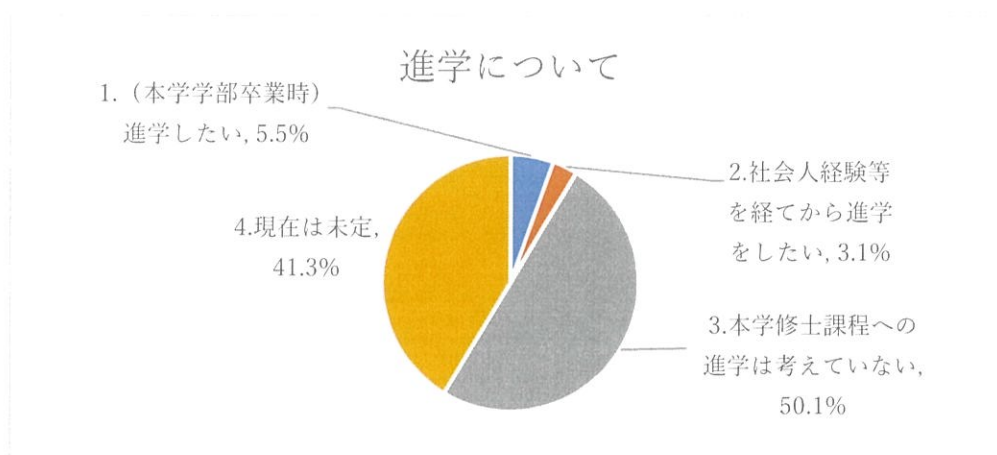
質 問：「本学の大学院修士課程に進学したいと思いますか。」

本研究科への進学希望については、進学対象となる 3 年次生 4 人、卒業生が 7 人と、入学定員 5 人対して、その 2 倍以上となる 11 人が進学を希望している。

また、将来の進学対象となる 1・2 年次生については、「(本学学部卒業時) 進学したい」が、それぞれ 18 人と 5 人、同じく将来の進学対象となる 4 年次生については、「社会人経験等を経てから進学をしたい」が 4 人と合計 27 人いることから、将来的にも継続的な入学者を期待できる。

回 答	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	卒業生	合 計
1. (本学学部卒業時) 進学したい	18 人 (9.4%)	5 人 (3.5%)	4 人 (3.5%)	—	7 人 (9.1%)	34 人 (5.5%)
2. 社会人経験等を経てから進学をしたい	4 人 (2.1%)	2 人 (1.4%)	9 人 (7.8%)	4 人 (4.4%)	—	19 人 (3.1%)
3. 本学修士課程への進学は考えていない	66 人 (34.4%)	74 人 (51.7%)	55 人 (47.8%)	69 人 (76.7%)	45 人 (58.4%)	309 人 (50.1%)
4. 現在は未定	104 人 (54.1%)	62 人 (43.4%)	47 人 (40.9%)	17 人 (18.9%)	25 人 (32.5%)	255 人 (41.3%)
合 計	192 人 (100%)	143 人 (100%)	115 人 (100%)	90 人 (100%)	77 人 (100%)	617 人 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



#### (4) 興味のある領域について

対 象：在學生 1～4 年次生、卒業生

調査票の質問番号：在學生「問 6」、卒業生「問 5」

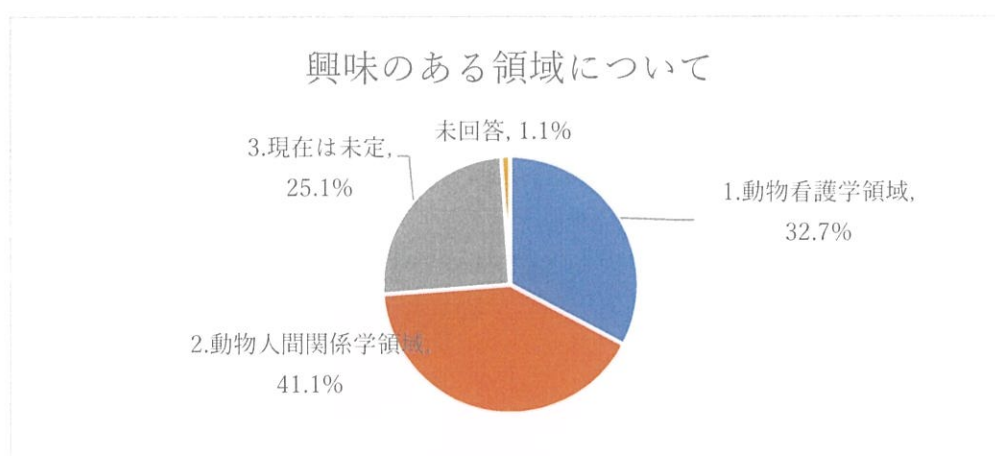
質問内容：「本学の大学院修士課程の「動物看護学領域」と「動物人間関係学領域」のどちらに興味がありますか。」

本研究科の「動物看護学領域」と「動物人間関係学領域」への興味について調査した結果、回答者 547 人（在學生 540 人・卒業生 7 人 ※卒業生は、本研究科に進学したいと回答した人のみ対象）のうち、「動物看護学領域」が、179 人（32.7%）、「動物人間関係学領域」が 225 人（41.1%）となっている。

進学対象となる 3 年次生は、「動物看護学領域」が 32 人（27.8%）、「動物人間関係学領域」が 56 人（48.7%）、卒業生は、「動物看護学領域」が 3 人（42.9%）、「動物人間関係学領域」が 4 人（57.1%）となっていて、若干、動物人間関係学領域に興味を持つ学生が多い。

回 答	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	卒業生	合 計
1.動物看護学領域	83 人 (43.2%)	35 人 (24.5%)	32 人 (27.8%)	26 人 (28.9%)	3 人 (42.9%)	179 人 (32.7%)
2.動物人間関係学領域	66 人 (34.4%)	60 人 (42.0%)	56 人 (48.7%)	39 人 (43.3%)	4 人 (57.1%)	225 人 (41.1%)
3.現在は未定	40 人 (20.8%)	47 人 (32.9%)	25 人 (21.7%)	25 人 (27.8%)	0 人 (0%)	137 人 (25.1%)
未回答	3 人 (1.6%)	1 人 (0.6%)	2 人 (1.8%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	6 人 (1.1%)
合 計	192 人 (100%)	143 人 (100%)	115 人 (100%)	90 人 (100%)	7 人 (100%)	547 人 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



(5) 興味のある研究分野について

対 象：在学生 1～4 年次生、卒業生

調査票の質問番号：在学生「問 7」、卒業生「問 6」

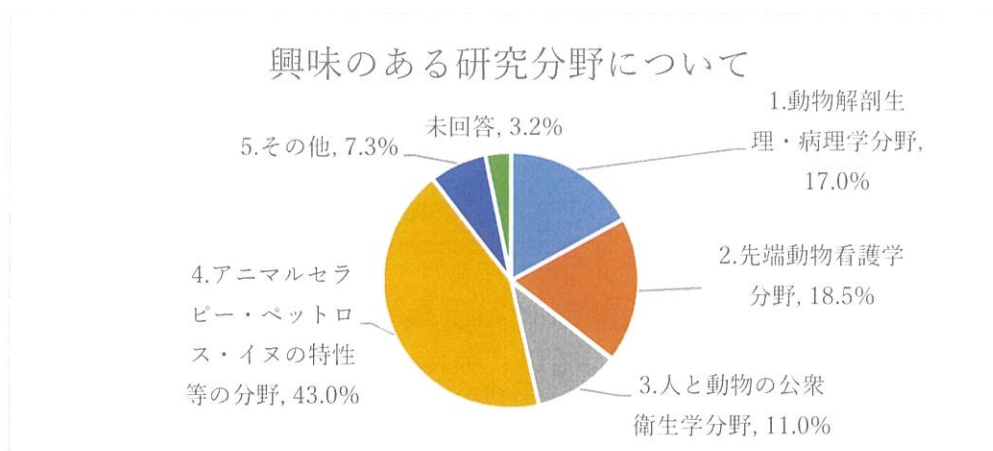
質問内容：「本学の大学院修士課程で何の研究をしたいと思いますか。(複数回答可)」

本研究科に進学した場合、研究したい分野について調査した結果、回答者 693 人（複数回答可のため、のべ在学生 682 人・卒業生 11 人 ※卒業生は、本研究科に進学したいと回答した人のみ対象）のうち、「アニマルセラピー・ペットロス・イヌの特性等の分野」が 298 人（43.0%）と最も多く、次いで「先端動物看護学分野」128 人（18.5%）、「動物解剖生理・病理学分野」118 人（17.0%）、「人と動物の公衆衛生学分野」76 人（11.0%）の順になっており、「アニマルセラピー・ペットロス・イヌの特性等の分野」に興味を持つ者が多い。

入学対象となる 3 年次生でも同様の結果だが、卒業生については「動物解剖生理・病理学分野」が 4 人（36.3%）であり、最も興味を持つ者が多かった。

回 答	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	卒業生	合 計
1.動物解剖生理・病理学分野	49 人 (20.1%)	35 人 (18.1%)	19 人 (14.2%)	11 人 (9.9%)	4 人 (36.3%)	118 人 (17.0%)
2.先端動物看護学分野	59 人 (24.2%)	26 人 (13.5%)	24 人 (17.9%)	16 人 (14.4%)	3 人 (27.3%)	128 人 (18.5%)
3.人と動物の公衆衛生学分野	26 人 (10.7%)	24 人 (12.4%)	15 人 (11.2%)	10 人 (9.0%)	1 人 (9.1%)	76 人 (11.0%)
4.アニマルセラピー・ペットロス・イヌの特性等の分野	93 人 (38.1%)	89 人 (46.1%)	62 人 (46.3%)	51 人 (46.0%)	3 人 (27.3%)	298 人 (43.0%)
5.その他	13 人 (5.3%)	15 人 (7.8%)	7 人 (5.2%)	16 人 (14.4%)	0 人 (0%)	51 人 (7.3%)
未回答	4 人 (1.6%)	4 人 (2.1%)	7 人 (5.2%)	7 人 (6.3%)	0 人 (0%)	22 人 (3.2%)
合 計	244 人 (100%)	193 人 (100%)	134 人 (100%)	111 人 (100%)	11 人 (100%)	693 人 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



(6) 他大学大学院修士課程への進学について

対 象：3・4年次生（在學生1・2年次生、卒業生なし）

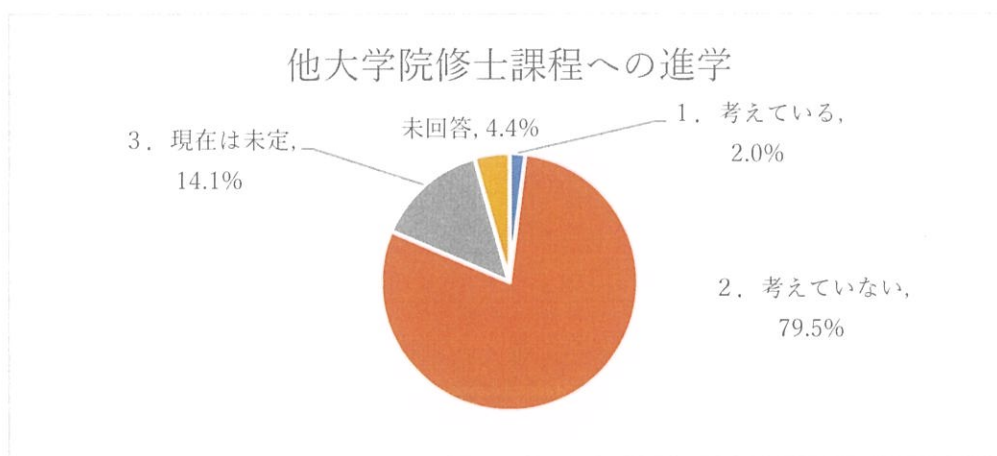
調査票の質問番号：在學生「問9」

質問内容：「他大学の大学院修士課程への進学を考えていますか。」

他大学大学院修士課程への進学について調査した結果、回答者205人（3・4年次生のみ）のうち、「考えている」が4人（2.0%）おり、大学院修士課程への進学意向がある学生が少なからずいる。

回 答	3年次生	4年次生	合 計
1.考えている	3 (2.6%)	1 (1.1%)	4 (2.0%)
2.考えていない	85 (73.9%)	78 (86.7%)	163 (79.5%)
3.現在は未定	22 (19.1%)	7 (7.8%)	29 (14.1%)
未回答	5 (4.4%)	4 (4.4%)	9 (4.4%)
合 計	115 (100%)	90 (100%)	205 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



### 3.アンケート調査結果まとめ（主要項目）

「2.結果」(P4)の「(3) 本研究科への進学について」の回答結果（表2）によると、設置予定年度である令和3（2021）年4月入学対象者のうち、本研究科へ「進学したい」と回答した回答者は、11人（3年次生：4人、卒業生7人）いることが分かる。上記から、本研究科の入学定員5人に対して約2倍の進学希望者がいる。

（表2）本研究科への進学について

回 答	3年次生	卒業生	合 計
1.進学したい	4人 (3.5%)	7人 (9.1%)	11人 (5.7%)
2.社会人経験等を経てから進学をしたい	9人 (7.8%)	-	9人 (4.7%)
3.本学修士課程への進学は考えていない	55人 (47.8%)	45人 (58.4%)	100人 (52.1%)
4.現在は未定	47人 (40.9%)	25人 (32.5%)	72人 (37.5%)
合 計	115人 (100%)	77人 (100%)	192人 (100%)

（注）％は、各年次等の構成比

また、「進学したい」「社会人経験等を経てから進学をしたい」と回答した3年次生13人の興味領域を調査した結果、動物看護学専攻所属学生4人のうち、動物看護学領域4人・動物人間関係学領域0人、動物人間関係学専攻所属学生9人のうち、動物看護学領域1人・動物人間関係学領域7人・未定1人と、学生の所属専攻と興味領域は、ほぼ同じである。

（表3）なお、学部生は、1年次から2年次に進級する際に、「動物看護学専攻」もしくは「動物人間関係学専攻」に所属する。

（表3）興味のある領域

興味領域 学生の所属	動物看護学領域	動物人間関係学領域	未 定	合 計
動物看護学専攻	4人 (80%)	0人 (0%)	0人	4人 (30.8%)
動物人間関係学専攻	1人 (20%)	7人 (100%)	1人 (100%)	9人 (69.2%)
合 計	5人 (100%)	7人 (100%)	1人 (100%)	13人 (100%)

（注）％は、各年次等の構成比

併せて、「2.結果」(P4)の「(3) 本研究科への進学について」から、1・2年次生及び4年次生においては、本研究科へ「進学したい」と回答した回答者が23人いる。

以上の調査結果と、「社会人経験等を経てから進学をしたい」と回答した回答者が3年次

生 9 人、1・2 年次生及び 4 年次生 10 人の計 19 人いることから、継続的な入学者が期待できる。



#### 4.その他のアンケート結果

主要なアンケート項目については、「2.各質問項目別のアンケート結果」で集計・分析しているが、その他の項目については、以下にまとめた。

##### (1) 性別について

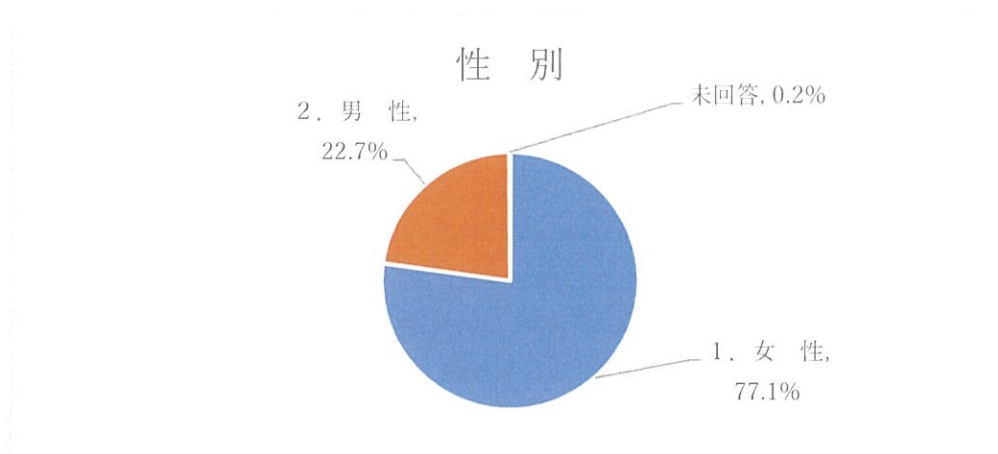
対 象：在学生 1～4 年次生、卒業生

調査票の質問番号：在学生・卒業生「問 2」

質問内容：「あなたの性別についておたずねします。」

回 答	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	卒業生	合 計
1.女 性	157 人 (81.8%)	110 人 (76.9%)	91 人 (79.1%)	55 人 (61.1%)	63 人 (81.8%)	476 人 (77.1%)
2.男 性	35 人 (18.2%)	32 人 (22.4%)	24 人 (20.9%)	35 人 (38.9%)	14 人 (18.2%)	140 人 (22.7%)
未回答	0 人 (0%)	1 人 (0.7%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	1 人 (0.2%)
合 計	192 人 (100%)	143 人 (100%)	115 人 (100%)	90 人 (100%)	77 人 (100%)	617 人 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



(2) 所属専攻について

対 象：在學生 1～4 年次生（卒業生なし）

調査票の質問番号：在學生「問 1」

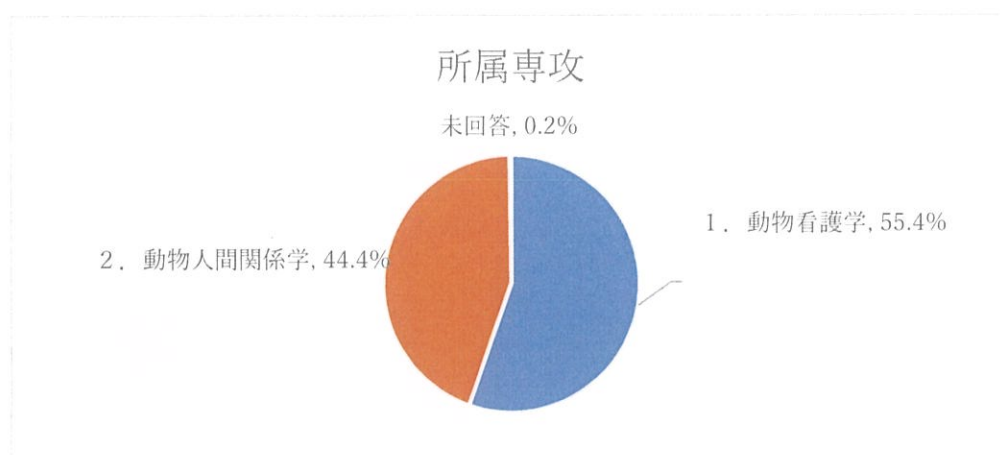
質問内容：「あなたの所属する専攻はどちらですか。」

※2 年次生から専攻に分かれるため、1 年次生のみ希望専攻を調査

1 年次生：「2 年次進級に際し、あなたはどちらの専攻を選ぶ予定ですか。」

回 答	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	合 計
1.動物看護学	129 人 (67.2%)	76 人 (53.1%)	48 人 (41.7%)	46 人 (51.1%)	299 人 (55.4%)
2.動物人間関係学	63 人 (32.8%)	66 人 (46.2%)	67 人 (58.3%)	44 人 (48.9%)	240 人 (44.4%)
未回答	0 人 (0%)	1 人 (0.7%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	1 人 (0.2%)
合 計	192 人 (100%)	143 人 (100%)	115 人 (100%)	90 人 (100%)	540 人 (100%)

(注) %は、各年次等の構成比



(3) 現在の取得学位・職業について

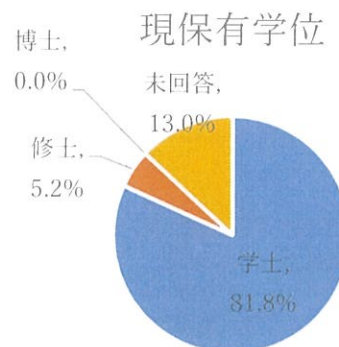
対 象：卒業生

調査票の質問項目：卒業生「問 1」

質問内容：「あなたの卒業した学校名・卒業年・学位・職業を教えてください。」

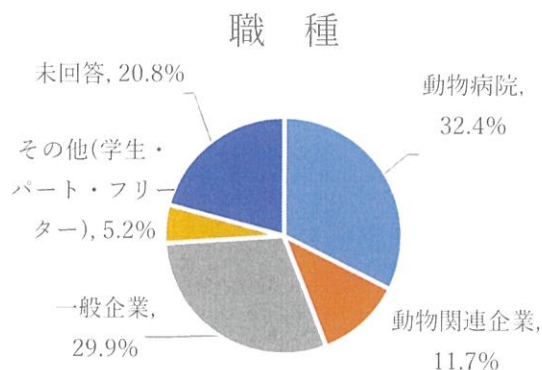
回 答	合 計
学 士	63 人 (81.8%)
修 士	4 人 (5.2%)
博 士	0 人 (0%)
未回答	10 人 (13.0%)
合 計	77 人 (100%)

(注) %は、構成比



回 答	合 計
動物病院	25 人 (32.4%)
動物関連企業	9 人 (11.7%)
一般企業	23 人 (29.9%)
その他(学生・パート・フリーター)	4 人 (5.2%)
未回答	16 人 (20.8%)
合計	77 人 (100%)

(注) %は、構成比



(4) 所属研究室について

対 象：在学生 3・4 年次生（在学生 1・2 年次生、卒業生なし）

調査票の質問項目：在学生「問 8」

質問内容：「卒業論文執筆のために所属している研究室はどちらですか。」

本項目については、進学意向に関するアンケート調査の分析と直接係わりがないため、省略。

(5) 意見・要望について

対 象：在学生 1・2 年次生、在学生 3・4 年次生、卒業生

調査票の質問番号：1・2 年次生「問 8」、3・4 次生年「問 10」、卒業生「問 7」

質問内容：「ヤマザキ動物看護大学大学院修士課程の構想について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。」

本項目については、進学意向に関するアンケート調査の分析と直接関わりがないため、省略。



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

5. <ディプロマ・ポリシーと教育課程が不整合>

例えば、ディプロマ・ポリシーの「公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を習得している」について、カリキュラム・ポリシーで対応する履修科目として挙げられている「動物看護教育特論」は選択科目であるなど、ディプロマ・ポリシーと教育課程が不整合であるため、全体について見直し、適切に改めること。

(対応)

ディプロマポリシーでは、「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している」ことが定められている。

また、カリキュラムポリシーでは、「エ 基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度及び動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等で必要とされる公衆衛生を教育・指導する能力を養い専門科目において2領域を配置する」とあるため、その方針に従って「動物看護教育特論」（選択）を配置していた。

今回のご指摘により、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーと教育課程の整合性について、再検討した結果、「動物看護教育特論」の重要性に鑑み、必修科目に改めることとする（表1）。

なお、今回の審査意見5、9（7）への対応により、「動物看護教育特論」（1単位）、「ヒトと動物の環境科学特論」（2単位）、「動物愛護・福祉特論」（2単位）の合計5単位を必修科目としたことから、教育の質を落とさず、学生の科目選択の自由度を確保するために演習・インターンシップの1単位当たりの授業時間を学則の規定第25条に基づき、15時間から30時間に改めた上、修了要件を30単位から32単位へと変更する。

変更後の修了要件は次の通りである。また、新旧対照表を表2に示す。

基礎科目においては、必修11単位に加え、選択4単位の中から2単位以上修得する。専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから2単位以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で9単位以上修得する。

以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究10単位を修得し、修了要件は32単位以上とする。特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。

カリキュラムポリシーについては、審査意見5、審査意見9（4）、審査意見9（5）、審査意見9（6）、審査意見9（7）への対応による教育課程の変更等により、次の通りとした。

- ア 学士課程を基盤に基礎科目においては、生命倫理学特論及び動物愛護・福祉特論を必修科目として配置する。動物看護学領域、動物人間関係学領域の基盤となる動物看護学Ⅰ、動物人間関係学特論、ヒトと動物の環境科学特論を必修として配置する
- イ 専門科目の動物看護学領域においては、高度動物医療における動物看護能力を養うために応用動物看護学Ⅰ及び演習、応用動物看護学Ⅱ及び演習を配置する
- ウ 専門科目の動物人間関係学領域においては、人と動物の関係を理解する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習、応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する
- エ 基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度を理解する能力を養うために動物看護教育特論を配置する。専門科目においては、公衆衛生を教育・指導する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習を配置する。さらに、人と動物の関係性を理解するために応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する
- オ 動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために基礎科目に研究方法論及び特別研究を配置する

(表 1) 教育課程 新旧対照表

新				旧			
科目名称	配当年次	必/選	単位数	科目名称	配当年次	必/選	単位数
生命倫理学特論	1 前	必	1	生命倫理学特論	1 前	必	1
動物愛護・福祉特論	1 前	必	2	動物愛護・福祉特論	1 前	選	2
(削除)				動物看護学特論	1 前	必	2
動物看護学Ⅰ	1 前	必	2	(追加)			
動物看護学Ⅱ	1 前	選	2	(追加)			
動物看護学演習	1 前	選	1	動物看護学演習	1 前	選	2
(削除)				動物臨床検査学特論	1 後	選	2
(削除)				動物臨床検査学特論演習	1 後	選	2
動物人間関係学特論	1 前	必	2	動物人間関係学特論	1 前	必	2
動物人間関係学演習	1 前	選	1	動物人間関係学演習	1 前	選	2
ヒトと動物の環境科学特論	1 前	必	2	ヒトと動物の環境科学特論	1 前	選	2
動物看護教育特論	1 後	必	1	動物看護教育特論	1 後	選	1
研究方法論	1 前	必	1	研究方法論	1 前	必	1
応用動物看護学Ⅰ	1 後	選	2	応用動物看護学Ⅰ	1 後	選	2
応用動物看護学演習Ⅰ	2 前	選	1	応用動物看護学演習Ⅰ	2 前	選	2
応用動物看護学Ⅱ	1 後	選	2	応用動物看護学Ⅱ	1 後	選	2

応用動物看護学演習Ⅱ	2 前	選	1	応用動物看護学演習Ⅱ	2 前	選	2
応用動物人間関係学Ⅰ	1 後	選	2	応用動物人間関係学Ⅰ	1 後	選	2
応用動物人間関係学演習Ⅰ	2 前	選	1	応用動物人間関係学演習Ⅰ	2 前	選	2
応用動物人間関係学Ⅱ	1 後	選	2	応用動物人間関係学Ⅱ	1 後	選	2
応用動物人間関係学演習Ⅱ	2 前	選	1	応用動物人間関係学演習Ⅱ	2 前	選	2
インターンシップ	2 通	選	1	(追加)			
特別研究	1 後 ～2 通	必	10	特別研究	1 後 ～2 通	必	10

(表 2) カリキュラムポリシー 新旧対照表

新	旧
<p>ア 学士課程を基盤に基礎科目においては、生命倫理学特論及び動物愛護・福祉特論を必修科目として配置する。動物看護学領域、動物人間関係学領域の基盤となる動物看護学Ⅰ、動物人間関係学特論、ヒトと動物の環境科学特論を必修として配置する</p> <p>イ 専門科目の動物看護学領域においては、高度動物医療における動物看護能力を養うために応用動物看護学Ⅰ及び演習、応用動物看護学Ⅱ及び演習を配置する</p> <p>ウ 専門科目の動物人間関係学領域においては、人と動物の関係を理解する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習、応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する</p> <p>エ 基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度を理解する能力を養うために動物看護教育特論を配置する。専門科目においては、公衆衛生を教育・指導する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習を配置する。さらに、人と動物の関係性を理</p>	<p>ア 学士課程を基盤に基礎科目において、教育理念と建学の精神に則り、生命を尊重する倫理観を養う科目を必修科目として配置のうえ、動物看護学領域、動物人間関係学領域に繋がる特論を必修として配置する</p> <p>イ 基礎科目に加え専門科目において、動物看護学領域を配置のうえ、高度動物医療における動物看護能力を養うために動物解剖生理学・動物病理学分野、動物検査学・動物内科学分野の科目を配置する</p> <p>ウ 基礎科目に加え専門科目において、動物人間関係学領域を配置のうえ、人と動物の関係を理解する能力を養うために公衆衛生学分野、分子生物学（イヌの特性）・動物行動学・動物文化人類学・ペットの社会学（ペットロス）分野の科目を配置する</p> <p>エ 基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度及び動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等で必要とされる公衆衛生を教育・指導する能力を養い専門科目において2領域を配置する</p>



<p>解するために応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する</p> <p>オ 動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために基礎科目に研究方法論及び特別研究を配置する</p>	<p>オ 動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために研究方法論及び特別研究を配置する</p>
---	---

(表3) 修了要件 新旧対照表

新	旧
<p>基礎科目においては、必修11単位に加え、選択4単位の中から2単位以上修得する。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから2単位以上修得の上、専門科目(選択科目)全体で9単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究10単位を修得し、修了要件は32単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>	<p>基礎科目においては、必修6単位に加え、選択13単位の中から8単位以上修得する。なお、8単位以上の中には、動物看護学演習(2単位)または動物人間関係学演習(2単位)を含むものとする。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域または動物人間関係学領域のいずれかの専門領域を選択の上、「講義Ⅰ・演習Ⅰ」または「講義Ⅱ・演習Ⅱ」の4単位に加え、領域を問わず、専門科目(講義科目)全体の中から2単位以上修得し、合わせて6単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究10単位を修得し、修了要件は30単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(4~6ページ)

新	旧
<p>1. 大学院設置の趣旨及び必要性 (3) 教育研究上の理念及び目的</p> <p>(略)</p>	<p>1. 大学院設置の趣旨及び必要性 (3) 教育研究上の理念及び目的</p> <p>(略)</p>

<p>本研究科における養成する人材像は以下の通りである。</p> <p><b>[養成する人材像]</b></p> <p>ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材</p> <p>イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材</p> <p>ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材</p> <p>エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材</p> <p>オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材</p> <p>上記の目的や養成する人材像を踏まえて、ディプロマポリシーを以下の通り設定した。</p> <p><b>③ 学位授与の方針 [ディプロマポリシー【DP】]</b></p> <p>ア 教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている</p> <p>イ 動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している</p> <p>ウ 動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされ、人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している</p>	<p>本研究科における養成する人材像は以下の通りである。</p> <p><b>[養成する人材像]</b></p> <p>ア <u>教育理念と建学の精神に則り</u>、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材</p> <p>イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材</p> <p>ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材</p> <p>エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>上記の目的や養成する人材像を踏まえて、ディプロマポリシーを以下の通り設定した。</p> <p><b>③ 学位授与の方針 [ディプロマポリシー【DP】]</b></p> <p>ア 教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている</p> <p>イ 動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している</p> <p>ウ 動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされ、人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している</p>
--	--

<p>エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している</p> <p>オ 各専門分野の修士論文に関わる研究により論理的思考力を身につけている</p> <p>本研究科では、養成する人材像と DP に以下のとおり相関を持たせることで、修士（動物看護学）の学位を取得した人材が動物関連産業（動物医療を含む）に貢献できるよう教育を行う。</p> <p>「ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」を養成するために、DP：アの「教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている」を設定した。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」を養成するために、DP：エの「動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している」を設定した。</p> <p>「オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材」を養成するために、DP：オの「各専門分野の修</p>	<p>エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している</p> <p>オ 各専門分野の修士論文に関わる研究により論理的思考力を身につけている</p> <p>本研究科では、養成する人材像と DP に以下のとおり相関を持たせることで、修士（動物看護学）の学位を取得した人材が動物関連産業（動物医療を含む）に貢献できるよう教育を行う。</p> <p>「ア <u>教育理念と建学の精神</u>に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材」を養成するために、DP：アの「教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている」を設定した。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材」を養成するために、DP：エの「動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している」を設定した。</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p>
---	---

<p>士論文に関わる研究により論理的思考力を身につけている」を設定した。</p>	
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (10~12 ページ)

<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b>  <b>(1) 教育課程編成の基本方針</b>  <b>② 教育課程の基本方針とカリキュラムポリシー</b></p> <p>本研究科の教育課程編成における基本方針は、以下の通りである。</p> <p>学士課程を基盤に基礎科目において建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を養う科目を必修科目として配置する。専門科目においては、動物看護学領域と動物人間関係学領域を設定したうえ、</p> <p>動物看護学領域には、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に則り、生命を尊重し、愛玩動物を対象に高度チーム動物医療を支え、獣医師の指示の下、診療の補助及び疾病にかかり、または負傷した愛玩動物の世話、看護を行うことを目的とした科目を配置し、動物人間関係学領域には、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に則り、生命を尊重し、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の適正飼養及び人の生活環境の保全に寄与し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした科目を配置する。</p> <p>(削除)</p> <p>また、基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度及び動物看護師の養成所（専</p>	<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b>  <b>(1) 教育課程編成の基本方針</b>  <b>② 教育課程の基本方針とカリキュラムポリシー</b></p> <p>本研究科の教育課程編成における基本方針は、以下の通りである。</p> <p>学士課程を基盤に基礎科目において<u>教育理念と建学の精神</u>に則り、生命を尊重する倫理観を養う科目を必修科目として配置する。専門科目においては、動物看護学領域と動物人間関係学領域を設定したうえ、</p> <p>(追加)</p> <p><u>動物看護学領域に高度動物医療における動物看護能力を養う科目を配置し、動物人間関係学領域に人と動物の関係を理解する能力を養う科目を配置する。</u></p> <p>また、基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度及び動物看護師の養成所（専</p>
---	--

<p>修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等で必要とされる公衆衛生を教育・指導する能力を養う科目を配置する。</p> <p>さらに研究能力及び課題解決能力を養うために修士論文を作成する特別研究を配置する。</p> <p>DPを実現するためにカリキュラムポリシーを整備し、教育科目を配置した。カリキュラムポリシーは、次の通りである。</p> <p><b>[カリキュラムポリシー【CP】]</b></p> <p>ア 学士課程を基盤に基礎科目においては、生命倫理学特論及び動物愛護・福祉特論を必修科目として配置する。動物看護学領域、動物人間関係学領域の基盤となる動物看護学Ⅰ、動物人間関係学特論、ヒトと動物の環境科学特論を必修として配置する</p> <p>イ 専門科目の動物看護学領域においては、高度動物医療における動物看護能力を養うために応用動物看護学Ⅰ及び演習、応用動物看護学Ⅱ及び演習を配置する</p> <p>ウ 専門科目の動物人間関係学領域においては、人と動物の関係を理解する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習、応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する</p> <p>エ 基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度を理解する能力を養うために動物看護教育特論を配置する。専門科目においては、公衆衛生を教育・指導する能</p>	<p>修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等で必要とされる公衆衛生を教育・指導する能力を養う科目を配置する。</p> <p>さらに研究能力及び課題解決能力を養うために修士論文を作成する特別研究を配置する。</p> <p>DPを実現するためにカリキュラムポリシーを整備し、教育科目を配置した。カリキュラムポリシーは、次の通りである。</p> <p><b>[カリキュラムポリシー【CP】]</b></p> <p>ア 学士課程を基盤に基礎科目において、教育理念と建学の精神に則り、生命を尊重する倫理観を養う科目を必修科目として配置のうえ、動物看護学領域、動物人間関係学領域に繋がる特論を必修として配置する</p> <p>イ 基礎科目に加え専門科目において、動物看護学領域を配置のうえ、高度動物医療における動物看護能力を養うために動物解剖生理学・動物病理学分野、動物検査学・動物内科学分野の科目を配置する</p> <p>ウ 基礎科目に加え専門科目において、動物人間関係学領域を配置のうえ、人と動物の関係を理解する能力を養うために公衆衛生学分野、分子生物学(イヌの特性)・動物行動学・動物文化人類学・ペットの社会学(ペットロス)分野の科目を配置する</p> <p>エ 基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度及び動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等で必要とされる公衆衛生</p>
---	---

<p>力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習を配置する。さらに、人と動物の関係性を理解するために応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する</p> <p>オ 動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために基礎科目に研究方法論及び特別研究を配置する</p> <p><b>③ CP に沿った科目の配置</b></p> <p>ア CP アの「学士課程を基盤に基礎科目においては、生命倫理学特論及び動物愛護・福祉特論を必修科目として配置する。動物看護学領域、動物人間関係学領域の基盤となる動物看護学Ⅰ、動物人間関係学特論、ヒトと動物の環境科学特論を必修として配置する」に沿って、「生命倫理学特論」（必修）、「動物愛護・福祉特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物人間関係学特論」（必修）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）を配置した。</p> <p>イ CP イの「専門科目の動物看護学領域においては、高度動物医療における動物看護能力を養うために応用動物看護学Ⅰ及び演習、応用動物看護学Ⅱ及び演習を配置する」に沿って、「応用動物看護学Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学Ⅱ」（選択）、「応用動物看護学演習Ⅱ」（選択）を配置し、加えて、ER 八王子動物高度医療救命救急センターでの「インターンシップ」を配置した。</p> <p>ウ CP ウの「専門科目の動物人間関係学領域においては、人と動物の関係を理解</p>	<p>を教育・指導する能力を養い専門科目において2領域を配置する</p> <p>オ 動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために研究方法論及び特別研究を配置する</p> <p><b>③ CP に沿った科目の配置</b></p> <p>ア CP アの「学士課程を基盤に基礎科目においては、教育理念と建学の精神に則り、生命を尊重する倫理観を養う科目を必修科目として配置のうえ、動物看護学領域、動物人間関係学領域に繋がる特論を必修として配置する」に沿って、「生命倫理学特論」（必修）、「動物愛護・福祉特論」（選択）を配置した。</p> <p>イ CP イの「基礎科目に加え専門科目において、動物看護学領域を配置のうえ、高度動物医療における動物看護能力を養うために動物解剖生理学・動物病理学分野、動物検査学・動物内科学分野の科目を配置する」に沿って、「動物看護学特論」（必修）、「動物看護学演習」（選択）、「動物検査学特論」（選択）、「動物検査学演習」（選択）、「応用動物看護学Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学Ⅱ」（選択）、「応用動物看護学演習Ⅱ」（選択）を配置した。</p> <p>ウ CP ウの「基礎科目に加え専門科目において、動物人間関係学領域を配置のう</p>
---	--

<p>する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習、応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する」に沿って、「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）を配置した。</p> <p>エ CP エの「基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度を理解する能力を養うために動物看護教育特論を配置する。専門科目においては、公衆衛生を教育・指導する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習を配置する。さらに、人と動物の関係性を理解するために応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する」に沿って、「動物看護教育特論」（必修）、「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）を配置した。</p> <p>オ CP オの「動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために基礎科目に研究方法論及び特別研究を配置する」に沿って、「研究方法論」（必修）、「特別研究」（必修）を配置した。</p> <p>④ 養成する人材像・3つのポリシー (DP・</p>	<p>え、人と動物の関係を理解する能力を養うために公衆衛生学分野、分子生物学（イヌの特性）・動物行動学・動物文化人類学・ペットの社会学（ペットロス）分野の科目を配置する」に沿って、「<u>動物人間関係学特論</u>」（必修）、「<u>動物人間関係学演習</u>」（選択）、「<u>ヒトと動物の環境科学特論</u>」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）を配置した。</p> <p>エ CP エの「基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度及び動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等で必要とされる公衆衛生を教育・指導する能力を養い専門科目において2領域を配置する」に沿って、「動物看護教育特論」（選択）を配置した。</p> <p>オ CP オの「動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために研究方法論及び特別研究を配置する」に沿って、「研究方法論」（必修）、「特別研究」（必修）を配置した。</p> <p>④ 養成する人材像・3つのポリシー (DP・</p>
--	---

### CP・AP) の関係

養成する人材像・DP と CP が整合していることを、カリキュラムツリー（資料 13-1）、カリキュラムマップ（資料 13-2）及び養成する人材像・3つのポリシー（DP・CP・AP）の関係（資料 13-3）で示す。

（略）

### （3）科目区分の概要

#### ⑤ 科目の設定単位数

基礎科目の講義科目「動物愛護・福祉特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物看護学Ⅱ」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）は、原則、全 15 回 2 単位とした。ただし、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（必修）については、授業内容を勘案し、全 8 回 1 単位とした。また、「研究方法論」（必修）については、「特別研究」（必修）へとつなげる授業を行うことから、全 8 回 1 単位とした。基礎科目の演習科目「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学演習」（選択）については、講義科目との連携をとり、知識の定着を図るため全 15 回とするが、教育の質を保ちながら、学生の科目選択の自由度を確保するために 1 単位当たりの授業時間を 30 時間とすることとした。従って、演習科目は全 15 回 1 単位とした。

専門科目の講義科目「応用動物看護学Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）は、専門的な知識を教授することから、全 15 回 2 単位とした。専門科目の演習科目

### CP・AP) の関係

養成する人材像・DP と CP が整合していることを、カリキュラムマップ（資料 13-1）及び養成する人材像・3つのポリシー（DP・CP・AP）の関係（資料 13-2）で示す。

（略）

### （3）科目区分の概要

#### ④ 科目の設定単位数

基礎科目の講義科目「動物愛護・福祉特論」（選択）、「動物看護学特論」（必修）、「動物臨床検査学特論」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「ヒトと動物の環境科学特論」（選択）は、原則、全 15 回 2 単位とした。ただし、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（選択）については、授業内容を勘案し、全 8 回 1 単位とした。また、「研究方法論」（必修）については、「特別研究」（必修）へとつなげる授業を行うことから、全 8 回 1 単位とした。基礎科目の演習科目「動物看護学演習」（選択）、「動物臨床検査学演習」（選択）、「動物人間関係学演習」（選択）については、講義科目との連携をとり、知識の定着を図るため、全 15 回 2 単位とした。

専門科目の講義科目「応用動物看護学Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）は、専門的な知識を教授することから、全 15 回 2 単位とした。専門科目の演習科目



<p>「応用動物看護学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学演習Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）は、講義科目と連携しディスカッションやプレゼンテーションを行うが、選択科目であり履修者数が少数となることが考えられるため、充実した演習が可能であると判断し、基礎科目に配置している演習科目と同様に全15回1単位とした。「インターンシップ」（選択）は、十分な事前事後指導及びディスカッションやプレゼンテーションと臨床現場における研修を行うことができるよう、30時間1単位とした。</p> <p>「特別研究」（必修）は、指導教員より研究指導を受けながら、学生自身が情報収集、実験、分析、学会発表、学内発表などを行い、成果物への評価を受けることから、10単位とした。</p>	<p>「応用動物看護学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物看護学演習Ⅱ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）は、講義科目と連携しディスカッションやプレゼンテーションを行うが、選択科目であり履修者数が少数となることが考えられるため、充実した演習が可能であると判断し、全15回2単位とした。</p> <p>「特別研究」（必修）は、指導教員より研究指導を受けながら、学生自身が情報収集、実験、分析、学会発表、学内発表などを行い、成果物への評価を受けることから、10単位とした。</p>
---	---

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

6. <教育課程における領域の設定が不明確>

動物看護学領域、動物人間関係学領域の2領域を設定することとされているが、以下の点が不明確であるため、2領域と教育課程全体の編成方針の関係について、明確に説明すること。

(1) どちらの領域を選択するかは学生本人の希望を踏まえて適切な指導を行う旨記載があるが、学生がどちらかの領域に偏在した場合対応できるか。

(対応)

本研究科は、愛玩動物看護師の職域拡大に伴い、学生進路の広がりが見込まれることから、養成する人材像、ディプロマポリシーに基づき、教育課程を再検討した(審査意見7)(表1)。

その結果、養成する人材像に対応した履修モデルを3種類設定し、各2領域の進路を明確にした上で、学生が自由に科目選択できるように「動物看護学領域」と「動物人間関係学領域」の領域選択制を取り止めることとした。これに伴い、選択の自由性を広げ、全ての選択科目を履修することが可能とした。

学生が体系的、段階的に学修するため授業科目について、履修上の前提科目を設けるとともに各科目にナンバリング(審査意見11)を付した。

表2の授業科目を履修するためには、当該科目の前提科目を履修済または履修中であることが必要である。

(表1) 教育課程 新旧対照表

新				旧			
科目名称	配当年次	必/選	単位数	科目名称	配当年次	必/選	単位数
生命倫理学特論	1前	必	1	生命倫理学特論	1前	必	1
動物愛護・福祉特論	1前	必	2	動物愛護・福祉特論	1前	選	2
(削除)				動物看護学特論	1前	必	2
動物看護学Ⅰ	1前	必	2	(追加)			
動物看護学Ⅱ	1前	選	2	(追加)			
動物看護学演習	1前	選	1	動物看護学演習	1前	選	2
(削除)				動物臨床検査学特論	1後	選	2
(削除)				動物臨床検査学特論演習	1後	選	2
動物人間関係学特論	1前	必	2	動物人間関係学特論	1前	必	2

動物人間関係学演習	1 前	選	1	動物人間関係学演習	1 前	選	2
ヒトと動物の環境科学 特論	1 前	必	2	ヒトと動物の環境科学 特論	1 前	選	2
動物看護教育特論	1 後	必	1	動物看護教育特論	1 後	選	1
研究方法論	1 前	必	1	研究方法論	1 前	必	1
応用動物看護学 I	1 後	選	2	応用動物看護学 I	1 後	選	2
応用動物看護学演習 I	2 前	選	1	応用動物看護学演習 I	2 前	選	2
応用動物看護学 II	1 後	選	2	応用動物看護学 II	1 後	選	2
応用動物看護学演習 II	2 前	選	1	応用動物看護学演習 II	2 前	選	2
応用動物人間関係学 I	1 後	選	2	応用動物人間関係学 I	1 後	選	2
応用動物人間関係学演 習 I	2 前	選	1	応用動物人間関係学演 習 I	2 前	選	2
応用動物人間関係学 II	1 後	選	2	応用動物人間関係学 II	1 後	選	2
応用動物人間関係学演 習 II	2 前	選	1	応用動物人間関係学演 習 II	2 前	選	2
インターンシップ	2 通	選	1	(追加)			
特別研究	1 後 ～2 通	必	10	特別研究	1 後 ～2 通	必	10

(表 2) 前提科目

	授業科目	左記科目の前提科目
1	動物看護学演習	動物看護学 I 及び動物看護学 II (新規)
2	動物人間関係学演習	動物人間関係学特論
3	応用動物看護学 I	動物看護学 I
4	応用動物看護学 II	動物看護学 II
5	応用動物看護学演習 I	応用動物看護学 I
6	応用動物看護学演習 II	応用動物看護学 II
7	応用動物人間関係学 I	ヒトと動物の環境科学特論
8	応用動物人間関係学 II	動物人間関係学特論
9	応用動物人間関係学演習 I	応用動物人間関係学 I
10	応用動物人間関係学演習 II	応用動物人間関係学 II

審査意見 5、9 (7) への対応を踏まえて、変更した修了要件は次の通りである。また、新旧対照表を表 3 に示す。

基礎科目においては、必修 11 単位に加え、選択 4 単位の中から 2 単位以上修得する。  
 専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから 2 単位以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で 9 単位以上修得する。

以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 32 単位以上とする。特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。

(表 3) 修了要件 新旧対照表

新	旧
<p>基礎科目においては、必修 11 単位に加え、選択 4 単位の中から 2 単位以上修得する。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから 2 単位以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で 9 単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 32 単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>	<p>基礎科目においては、必修 6 単位に加え、選択 13 単位の中から 8 単位以上修得する。なお、8 単位以上の中には、動物看護学演習（2 単位）または動物人間関係学演習（2 単位）を含むものとする。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域または動物人間関係学領域のいずれかの専門領域を選択の上、「講義Ⅰ・演習Ⅰ」または「講義Ⅱ・演習Ⅱ」の 4 単位に加え、領域を問わず、専門科目（講義科目）全体の中から 2 単位以上修得し、合わせて 6 単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 30 単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (18 ページ)

新	旧
<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>④ 前提科目</p> <p>学生が体系的、段階的に学修するため授業科目について、履修上の前提科目を設けるとともに各科目にナンバリングを付した。</p>	<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 科目区分等の概要</p>

表3の授業科目を履修するためには、当該科目の前提科目を履修済または履修中であることが必要である。

(追加)

(表3) 前提科目

	授業科目	左記科目の前提科目
1	動物看護学演習	動物看護学Ⅰ及び動物看護学Ⅱ(新規)
2	動物人間関係学演習	動物人間関係学特論
3	応用動物看護学Ⅰ	動物看護学Ⅰ
4	応用動物看護学Ⅱ	動物看護学Ⅱ
5	応用動物看護学演習Ⅰ	応用動物看護学Ⅰ
6	応用動物看護学演習Ⅱ	応用動物看護学Ⅱ
7	応用動物人間関係学Ⅰ	ヒトと動物の環境科学特論
8	応用動物人間関係学Ⅱ	動物人間関係学特論
9	応用動物人間関係学演習Ⅰ	応用動物人間関係学Ⅰ
10	応用動物人間関係学演習Ⅱ	応用動物人間関係学Ⅱ

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

6. <教育課程における領域の設定が不明確>

(2) 選択科目について、全学生が選択できるのか、各領域内の学生のみが選択できるのか。

(対応)

本研究科は、愛玩動物看護師の職域拡大に伴い、学生進路の広がりが見込まれることから、養成する人材像、ディプロマポリシーに基づき、教育課程を再検討した（審査意見 7）（表 1）。

その結果、養成する人材像に対応した履修モデルを 3 種類設定し、各 2 領域の進路を明確にした上で、学生が自由に科目選択できるように動物看護学領域と動物人間関係学領域の領域選択制を取り止めることとした。これに伴い、選択の自由性を広げ、全ての選択科目を履修することが可能とした。

学生が体系的、段階的に学修するために授業科目について、履修上の前提科目を設けるとともに各科目にナンバリング（審査意見 11）を付した。

表 2 の授業科目を履修するためには、当該科目の前提科目を履修済または履修中であることが必要である。

(表 1) 教育課程 新旧対照表

新				旧			
科目名称	配当年次	必/選	単位数	科目名称	配当年次	必/選	単位数
生命倫理学特論	1 前	必	1	生命倫理学特論	1 前	必	1
動物愛護・福祉特論	1 前	必	2	動物愛護・福祉特論	1 前	選	2
(削除)				動物看護学特論	1 前	必	2
動物看護学 I	1 前	必	2	(追加)			
動物看護学 II	1 前	選	2	(追加)			
動物看護学演習	1 前	選	1	動物看護学演習	1 前	選	2
(削除)				動物臨床検査学特論	1 後	選	2
(削除)				動物臨床検査学特論演習	1 後	選	2
動物人間関係学特論	1 前	必	2	動物人間関係学特論	1 前	必	2
動物人間関係学演習	1 前	選	1	動物人間関係学演習	1 前	選	2
ヒトと動物の環境科学特論	1 前	必	2	ヒトと動物の環境科学特論	1 前	選	2

動物看護教育特論	1 後	必	1	動物看護教育特論	1 後	選	1
研究方法論	1 前	必	1	研究方法論	1 前	必	1
応用動物看護学Ⅰ	1 後	選	2	応用動物看護学Ⅰ	1 後	選	2
応用動物看護学演習Ⅰ	2 前	選	1	応用動物看護学演習Ⅰ	2 前	選	2
応用動物看護学Ⅱ	1 後	選	2	応用動物看護学Ⅱ	1 後	選	2
応用動物看護学演習Ⅱ	2 前	選	1	応用動物看護学演習Ⅱ	2 前	選	2
応用動物人間関係学Ⅰ	1 後	選	2	応用動物人間関係学Ⅰ	1 後	選	2
応用動物人間関係学演習Ⅰ	2 前	選	1	応用動物人間関係学演習Ⅰ	2 前	選	2
応用動物人間関係学Ⅱ	1 後	選	2	応用動物人間関係学Ⅱ	1 後	選	2
応用動物人間関係学演習Ⅱ	2 前	選	1	応用動物人間関係学演習Ⅱ	2 前	選	2
インターンシップ	2 通	選	1	(追加)			
特別研究	1 後 ～2 通	必	10	特別研究	1 後 ～2 通	必	10

(表 2) 前提科目

	授業科目	左記科目の前提科目
1	動物看護学演習	動物看護学Ⅰ及び動物看護学Ⅱ
2	動物人間関係学演習	動物人間関係学特論
3	応用動物看護学Ⅰ	動物看護学Ⅰ
4	応用動物看護学Ⅱ	動物看護学Ⅱ
5	応用動物看護学演習Ⅰ	応用動物看護学Ⅰ
6	応用動物看護学演習Ⅱ	応用動物看護学Ⅱ
7	応用動物人間関係学Ⅰ	ヒトと動物の環境科学特論
8	応用動物人間関係学Ⅱ	動物人間関係学特論
9	応用動物人間関係学演習Ⅰ	応用動物人間関係学Ⅰ
10	応用動物人間関係学演習Ⅱ	応用動物人間関係学Ⅱ

審査意見 5、9 (7) への対応を踏まえて、変更した修了要件は次の通りである。また、新旧対照表を表 3 に示す。

基礎科目においては、必修 11 単位に加え、選択 4 単位の中から 2 単位以上修得する。専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから 2 単位以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で 9 単位以上修得する。

以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 32 単位以上とする。特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。

(表 3) 修了要件 新旧対照表

新	旧
<p>基礎科目においては、必修 11 単位に加え、選択 4 単位の中から 2 単位以上修得する。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから 2 単位以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で 9 単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 32 単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>	<p>基礎科目においては、必修 6 単位に加え、選択 13 単位の中から 8 単位以上修得する。なお、8 単位以上の中には、動物看護学演習（2 単位）または動物人間関係学演習（2 単位）を含むものとする。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域または動物人間関係学領域のいずれかの専門領域を選択の上、「講義Ⅰ・演習Ⅰ」または「講義Ⅱ・演習Ⅱ」の 4 単位に加え、領域を問わず、専門科目（講義科目）全体の中から 2 単位以上修得し、合わせて 6 単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 30 単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (28 ページ)

新	旧
<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p><b>(6) 修了要件</b></p> <p>基礎科目においては、必修 11 単位に加え、選択 4 単位の中から 2 単位以上修得する。</p> <p>専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから 2 単位</p>	<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p><b>(5) 修了要件</b></p> <p>基礎科目においては、必修 6 単位に加え、選択 13 単位の中から 8 単位以上修得する。<u>なお、8 単位以上の中には、動物看護学演習（2 単位）または動物人間関係学演習（2 単位）を含むものとする。</u></p> <p>専門科目においては、動物看護学領域または動物人間関係学領域のいずれかの専門</p>



<p>以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で9単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究10単位を修得し、修了要件は32単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>	<p>領域を選択の上、「講義Ⅰ・演習Ⅰ」または「講義Ⅱ・演習Ⅱ」の4単位に加え、領域を問わず、専門科目（講義科目）全体の中から2単位以上修得し、合わせて6単位以上修得する。</p> <p>以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究10単位を修得し、修了要件は30単位以上とする。</p> <p>特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。</p>
---	--

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻

【教育課程等】

7. <動物人間関係学領域の内容が不明確>

動物人間関係学領域について、愛玩動物看護師の業務内容を受けて設定しているが、定義が明言されておらず、履修内容も公衆衛生学や犬の遺伝子ゲノム分析等の多様なものとなっており、体系だった領域の範囲となっているか不明確である。名称等も含め領域の定義・範囲に具体的に説明し、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

動物人間関係学領域について、愛玩動物看護師の業務内容を受けて設定しているが、定義が明言されておらず、履修内容も多様なものになっているため、以下の通り動物人間関係学領域の定義・範囲及び対応を説明する。

本研究科の基礎となる動物看護学部動物看護学科は、平成 28 (2016) 年度より、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻を設置し教育・研究を行っている。

愛玩動物看護師の業務内容は、令和元 (2019) 年 6 月に制定された「愛玩動物看護師法」及び同年 6 月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」により規定化され、職域が拡大した。「愛玩動物看護師法」は、名称独占に加え、業務独占(採血、投薬(経口等)、マイクロチップの装着、カテーテルによる採尿)及び対象動物についても明確にされた(資料 7-1)。業務内容に基づき、動物看護学領域は、動物医療・動物の健康に関するものを教育研究の対象範囲とし、動物人間関係学領域は人と動物の共生社会に関するものを教育研究の対象範囲とする。

動物看護学領域、及び動物人間関係学領域の定義は、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」を基に、次のとおりとした。

動物看護学領域は、教育研究において、動物医療・動物の健康を対象範囲とし、『「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に則り、生命を尊重し、愛玩動物を対象に高度チーム動物医療を支え、獣医師の指示の下、診療の補助及び疾病にかかり、または負傷した愛玩動物の世話、看護』を定義とする。そのため、教育課程の編成において、専門科目の動物看護学領域に、「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」に加え、ER 八王子動物高度医療救命救急センターでの「インターンシップ」を配置する。

動物人間関係学領域は、教育研究において、人と動物の共生社会に関するものを対象範囲とし、『「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に則り、生命を尊重し、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、人と動物の共生する社会の実現を図り、動物の適正飼養及び人の生活環境の保全』を定義とする。そのため、教育課程の編成において、専門科目の動物人間関係学領域に、「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」を配置する。

動物人間関係学領域は、人と動物の共生社会に関するものを教育研究の対象範囲とすることから、自然科学、社会科学、人文科学等の多岐の分野にわたる。自然科学分野からは、犬の遺伝子ゲノム分析等を含むイヌの特性論、社会科学分野からは、ペットの社会学（ペットロス）、人文科学分野からは、動物文化人類学、さらに動物関連公衆衛生学及び動物行動学を学修できるように科目構成を行っている。

例として、公衆衛生学、犬の遺伝子ゲノム分析等の体系的性について述べる。

公衆衛生学については、基礎科目において、「ヒトと動物の環境科学特論」で、自然開発と動物由来感染症の流行の関係、感染症の流行に介在する動物、産業・人間生活を原因とした環境汚染物質の排出と疾病の関係等を学修し、「動物看護教育特論」においては、動物病院・研究所等における公衆衛生を学修した上で、専門科目の「応用動物人間関係学Ⅰ」において、生物多様性、遺伝的多様性、食物連鎖を通して産業動物とヒトの共通感染症、自然毒によるヒトと動物の中毒、特定外来生物によるヒトと動物の健康被害及び人間の生活環境を乱す害獣等を学修し、基礎科目から専門科目へと発展させ、体系的に学修する。

また、犬の遺伝子ゲノム分析については、基礎科目において、「動物人間関係学特論」で、秋田犬の家畜化、ルーツ及び人が選択した毛色・毛質を学修し、「動物人間関係学演習」では、犬のルーツに関する論文文献の検索、遺伝子・ゲノム情報データ収集及び犬の毛色・毛質に関する論文文献の検索・収集等を学修した上で、専門科目の「応用動物人間関係学Ⅱ」において、秋田犬の分子生物学的研究（毛色・毛質に関わる遺伝子・ゲノムの研究）、行動特性からみた遺伝子・ゲノムの研究を学修し、基礎科目から専門科目へと発展させ、体系的に学修する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（9ページ）

新	旧
<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b>  <b>（1）教育課程の編成と基本方針</b>  <b>① 教育課程の編成</b>            本研究科の教育課程は、建学の精神「生命への畏敬」、「職業人としての自立」及び教育理念「生命（いのち）を生きる」に沿った人材養成をするために基礎科目、専門科目（動物看護学領域・動物人間関係学領域）、特別研究の3つの枠組みにより体系的に編成している。            研究方法論は、1年次前期に配置し、論文指導教員の選定及び修士論文のテーマ選定の一助とする。</p>	<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b>  <b>（1）教育課程の編成と基本方針</b>  <b>① 教育課程の編成</b>            本研究科の教育課程は、建学の精神「生命への畏敬」、「職業人としての自立」及び教育理念「生命（いのち）を生きる」に沿った人材養成をするために基礎科目、専門科目（動物看護学領域・動物人間関係学領域）、特別研究の3つの枠組みにより体系的に編成している。            研究方法論は、1年次前期に配置し、論文指導教員の選定及び修士論文のテーマ選定の一助とする。</p>

<p>本研究科の特色は、専門科目に動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を配置していることから、基礎科目には2領域の根幹となる「生命倫理学特論」、「動物愛護・福祉特論」、「動物看護学Ⅰ」、「動物看護学Ⅱ」、「動物看護学演習」、「動物人間関係学特論」、「動物人間関係学演習」、「ヒトと動物の環境科学特論」、「動物看護教育特論」、「研究方法論」を配置している。</p> <p>また、専門科目には、動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を配置し、各領域の専門分野の学修を通して自らの研究を進める。</p> <p>動物看護学領域、及び動物人間関係学領域の定義は、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」を基に、次のとおりとした。</p> <p>動物看護学領域は、教育研究において、動物医療・動物の健康を対象範囲とし、『「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に則り、生命を尊重し、愛玩動物を対象に高度チーム動物医療を支え、獣医師の指示の下、診療の補助及び疾病にかかり、または負傷した愛玩動物の世話、看護』を定義とする。そのため、教育課程の編成において、専門科目の動物看護学領域に、「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」に加え、ER八王子動物高度医療救命救急センターでの「インターンシップ」を配置する。</p> <p>動物人間関係学領域は、教育研究において、人と動物の共生社会に関するものを対</p>	<p>本研究科の特色は、専門科目に動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を配置していることから、基礎科目には2領域の根幹となる「生命倫理学特論」、「動物愛護・福祉特論」、「<u>動物看護学特論</u>」、「<u>動物看護学演習</u>」、「<u>動物臨床検査学特論</u>」、「<u>動物臨床検査学演習</u>」、「動物人間関係学特論」、「動物人間関係学演習」、「ヒトと動物の環境科学特論」、「動物看護教育特論」、「研究方法論」を配置している。</p> <p>また、専門科目には、動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を配置し、各領域の専門分野の学修を通して自らの研究を進める。</p> <p>(追加)</p>
--	---

象範囲とし、『「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に則り、生命を尊重し、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、人と動物の共生する社会の実現を図り、動物の適正飼養及び人の生活環境の保全』を定義とする。そのため、教育課程の編成において、専門科目の動物人間関係学領域に、「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」を配置する。

(削除)

動物看護学領域においては、動物解剖生理学・動物病理学分野として、「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、動物検査学・動物内科学分野として、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」を配置している。

動物人間関係学領域においては、公衆衛生学分野として、「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、分子生物学（イヌの特性）・動物行動学・動物文化人類学・ペットの社会学（ペットロス）分野として、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」を配置している。

愛玩動物看護師法をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十号

愛玩動物看護師法

目次

- 第一章 総則（第一条、第二条）
- 第二章 免許（第三条―第二十八条）
- 第三章 試験（第二十九条―第三十九条）
- 第四章 業務等（第四十条―第四十三条）
- 第五章 罰則（第四十四条―第四十八条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれがないと認められる行為であつて、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許（第三十一条第三号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(愛玩動物看護師名簿)

第五条 農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによつて行つた。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(愛玩動物看護師名簿の訂正)

第八条 愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許がその効力を失つたときは、愛玩動物看護師名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 愛玩動物看護師免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行つた。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員及び解任)

第十三条 指定登録機関の役員及び解任は、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を命ずることが出来る。

(事業計画の認可等)

第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という)を定め、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることが出来る。

(規定の適用等)

第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条、第六条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む)、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第五条中「農林水産省及び環境省にそれぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第六条第二項中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に愛玩動物看護師免許証明書」と、第八条及び第十条中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一条中「愛玩動物看護師免許証」とあるのは「愛玩動物看護師免許証明書」と、国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十七条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十八条 指定登録機関は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で農林水産省令・環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十九条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要限度で、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十二条 指定登録機関は、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十三条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第十二条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第十二条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三条第二項、第十五条第三項又は第十九条の規定による命令に違反したとき。

三 第十四条又は前条の規定に違反したとき。

四 第十五条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四条 第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(農林水産大臣及び環境大臣による登録事務の実施等)  
 第二十六條 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七條 農林水産大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二條第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十二條の規定による許可をしたとき。
- 三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(農林水産省令・環境省令への委任)

第二十八條 この章に規定するもののほか、免許の申請、愛玩動物看護師名簿の登録、訂正及び消除、愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書の交付、書換交付及び再交付、第二十六條第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第三章 試験

(試験)  
 第二十九條 試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第三十條 試験は、毎年一回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

(受験資格)

第三十一條 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者
- 二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者
- 三 外国の第二條第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(試験の無効等)

第三十二條 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第三十三條 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十四條 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行うようとする者の申請により行う。

(指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員)

第三十五條 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第三十八條において読み替えて準用する第三十三條第二項及び第十七條において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者の中から選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第三十六條 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第三十七條 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十二條及び第三十三條第一項の規定の適用については、第三十二條第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十七條第一項」と、第三十三條第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十三條第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第三十八條 第十二條第三項及び第四項、第十三條から第十五條まで並びに第十七條から第二十七條までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二條第三項中「一」とあるのは「第三十四條第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四條第二項の申請」と、第十三條第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第十四條第一項中「第十二條第一項」とあるのは「第三十四條第一項」と、第十七條中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第二十三條第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第三十五條」と、第二十四條第一項及び第二十七條第一号中「第十二條第一項」とあるのは「第三十四條第一項」と読み替えるものとする。

(試験の細目等)

第三十九條 この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一條第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第四章 業務等

(業務)  
 第四十條 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七條の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。



（獣医師との連携）

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

（名称の使用制限）

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（経過措置）

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第四十四条 第十七条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関する知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二十三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十六条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二 第二十条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 第二十一条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
四 第二十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、愛玩動物看護師の名称を使用したもの
二 第四十二条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条（第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。）及び第三十九条の規定並びに第四十四条（第四十五条及び第四十七条（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）（受験資格の特例）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十一条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
一 次のいずれかに該当する者であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの
イ 施行日前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であつて、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの

ロ 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学した者であつて、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて施行日以後に卒業したもの

ハ 第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものであるものにおいて、施行日前に当該知識及び技能の修得を終えた者

ニ 第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものであるものにおいて、この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者

二 愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者（予備試験）

第三条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第三十一条第一号又は第二号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、施行日から五年を経過する日までの間、毎年一回以上、予備試験を行う。

2 予備試験は、第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）を五年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であつて、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができる。

3 第三十二条及び第三十三条の規定は、予備試験について準用する。

第四条 農林水産大臣及び環境大臣は、前条第一項の規定により予備試験を行う場合において、第三十四条第一項の規定により指定試験機関の指定をするときは、当該指定試験機関に、予備試験の実施に関する事務（次項及び次条において「予備試験事務」という。）を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定試験機関に予備試験事務を行わせる場合における第三十四条第二項、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十四条から第四十七条までの規定の適用については、第三十四条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と規定する予備試験事務（以下この章及び第五章において「予備試験事務」という。）と、第三十五条第一項中「試験の」とあるのは「試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この章において「予備試験」という。）の」と、第三十六条中「試験の」とあるのは「試験及び予備試験の」と、第三十七条第一項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験に」とあるのは「試験又は予備試験に」と、同条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「第三十三条第一項の規定」とあるのは「第三十三条の規定（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第三十二条第一項中」とあるのは「第三十二条第一項中（試験に」とあるのは「試験又は愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この章及び次条において「予備試験」という。）に」と、「その試験」とあるのは「その試験又は予備試験」と、「前項又は第三十七条第一項」とあるのは「前項又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項」と、「第三十三条第一項中」とあるのは「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と、「と」とあるのは「と」と、同条第二項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」とする」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第三十八条中「これらの規定」とあるのは「これらの規定（第十二条第三項第一号を除く。）と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備試験事務規程」と、「同条第四項」とあるのは「同条第一号中」、「登録事務の実施」とあるのは「試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務（以下この章において「予備試験事務」という。）の実施」と、「登録事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「登録事務の適正」とあるのは「試験事務及び予備試験事務の適正」と、同条第四項」と、「第三十五条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用す

第三十五条」と、第四十四条及び第四十五条中「第三十八条」とあるのは、「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十六条」と、第四十七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。

第五条 前二条に規定するもののほか、予備試験の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(試験及び予備試験の実施に関する特例)

第七条 第三十条及び附則第三条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験及び予備試験を行わないことができる。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十)の次に次のように加える。

(二十)の二	愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)による愛玩動物看護師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ	愛玩動物看護師法第六条第一項(登録)の愛玩動物看護師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

(農林水産省設置法の一部改正)

第九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「獣医師及び」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十二の二 獣医師に関すること。

二十二の三 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

(環境省設置法の一部改正)

第十条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

財務大臣 麻生 太郎  
農林水産大臣 吉川 貴盛  
環境大臣 原田 義昭  
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令(昭和二十七年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「宮務参事官一人」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第六条第二項中、「第五項及び第七項」を「及び第五項」に改め、「同条第七項」を削る。

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十一号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「青 森」を「青 森」を「岩 手 花 巻」に改める。

附 則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎  
内閣総理大臣 安倍 晋三

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻

【教育課程等】

8. <既設学部との関係性が不明確>

既設学部との関係性について、以下の点が不明確であるので、具体的に説明すること。

(1) 「学部教育を基盤に教育・研究を通して動物看護学領域および動物人間関係学領域の2領域から人材の養成を目指す」としているが、既設学部の領域体系からどのように2領域に展開していくか説明すること。

(対応)

「学部教育を基盤に教育・研究を通して動物看護学領域及び動物人間関係学領域の2領域から人材の養成を目指す」ということが不明確であるので、次の通り説明する。

現在のヤマザキ動物看護大学学則第1条2項には、大学の目的として「動物看護学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、動物看護に関わる教育研究を行い、専門的応用的能力を有する動物看護師を養成することを目的とする。」と掲げられ、動物看護学部動物看護学科に、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻が設置されている。

また、このたび令和2(2020)年7月1日付で動物人間関係学専攻を発展させた「動物人間関係学科」の届出が受理され、開設する令和3(2021)年4月には学則を改正し、明確に動物人間関係学の教育研究を位置づけるため、学則第1条2項を「本学では、動物看護学及び動物人間関係学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護学及び動物人間関係学に関わる研究及び専門的な理論・技術を教授することを目的とする。」に変更する予定である。

愛玩動物看護師の業務内容は、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」により明確化され、職域が拡大した。業務内容は、動物医療・動物の健康に関するものと、人と動物の共生社会に関するものであることから、動物看護学部を基盤に動物看護学科動物看護学専攻と動物人間関係学専攻を発展させ、本研究科は、動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を設定した。

本学動物看護学部動物看護学科から本研究科への教育課程の展開は、次のとおりである。

本学学部の専門教育科目に配置している「動物形態機能学」、「動物生理学」、「解剖・生理実習」、「動物生態学」、「動物遺伝学」、「動物薬理学」、「動物病理学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物看護学分野の授業科目「動物看護学Ⅰ」、

「動物看護学演習」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物看護学領域の授業科目「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」に発展する。

本学学部の専門教育科目に配置している「動物臨床看護学（基礎）」、「動物臨床看護学（基礎）実習」、「動物臨床看護学（内科）」、「動物臨床看護学（内科）実習」、「動物臨床検査学」、「動物臨床検査学実習」、「特殊検査」、「動物生化学」、「微生物学」、「血液学」、「動物臨床繁殖学」、「小動物栄養学」、「小動物臨床栄養学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物看護分野の授業科目「動物看護学Ⅱ」、「動物看護学演習」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物看護学領域の授業科目「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」に発展する。また、本学学部の専門教育科目に配置している「動物病院実習」は、本研究科の専門科目に配置している「インターンシップ」に展開している。

本学学部の専門教育科目に配置している「動物人間関係学概論」、「動物行動学」、「動物文化論」、「アニマルアシステッドセラピー論」、「ヒトと動物の関係学」、「アニマルアシステッドセラピー実習」、「イヌの特性論」、「伴侶動物行動学」、「伴侶動物行動学演習」、「ネコの特性論」、「コンパニオンボードの特性論」、「バイオテクノロジー」、「ペットロス論」、「動物とアート」、「動物文化人類学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物人間関係学分野の授業科目「動物人間関係学特論」、「動物人間関係学演習」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物人間関係学領域の授業科目「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」に発展する。

本学学部の専門教育科目に配置している「ヒトと動物の共通感染症」「動物公衆衛生学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物人間関係学分野の授業科目「ヒトと動物の環境科学特論」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物人間関係学領域の授業科目「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」に発展する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（30～32 ページ）

新	旧
<p><b>8. 既設の動物看護学部との関係</b></p> <p>ヤマザキ動物看護大学は、動物看護学部を擁する単科大学として、建学の精神である「生命の畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身につけ、動物看護</p>	<p><b>8. 既設の動物看護学部との関係</b></p> <p>ヤマザキ動物看護大学は、動物看護学部を擁する単科大学として、建学の精神である「生命の畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身につけ、動物看護</p>

に関わる専門的応用的能力を有する動物看護師を養成することを目的としている。  
本研究科は、ヤマザキ動物看護大学動物看護学部を基礎としていることから、動物看護師の高い専門性や実践力、研究能力などを修得し、動物関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材を養成する。本研究科の動物看護学領域は動物看護学部動物看護学科動物看護学専攻を基礎とし、動物人間関係学領域は動物看護学部動物看護学科動物人間関係学専攻を基礎としているため、教育内容等について密接な連携を取りながら本研究科での教育・研究を行う。動物看護学部動物看護学科には、現在、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻を配置しており、両専攻とも認定動物看護師のコアカリキュラムを教育課程の中心として、それぞれ独自の科目を配置している。動物看護学部動物看護学科の主要科目と本研究科の開講科目との関連を資料 26 で示す。

(削除)

#### (1) 教育課程における関係

現在の本学学則第 1 条 2 項には、大学の目的として「動物看護学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、動物看護に関わる教育研究を行い、専門的応用的能力を有する動物看護師を養成するこ

に関わる専門的応用的能力を有する動物看護師を養成することを目的としている。  
本研究科は、ヤマザキ動物看護大学動物看護学部を基礎としていることから、動物看護師の高い専門性や実践力、研究能力などを修得し、動物関連産業界に貢献する人材を養成する。本研究科の動物看護学領域は動物看護学部動物看護学科を基礎とし、動物人間関係学領域は動物看護学部動物人間関係学科（令和 3 年〔2021 年〕4 月開設予定）を基礎としているため、教育内容等について密接な連携を取りながら大学院での教育・研究を行う。動物看護学部動物看護学科には、現在、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻を配置しており、両専攻とも認定動物看護師のコアカリキュラムを教育課程の中心として、それぞれ独自の科目を配置している。動物看護学部動物看護学科の主要科目と本研究科の開講科目との関連を資料 23 で示す。

基礎となる学部の科目と大学院の科目との関係は、現状では動物看護学部動物看護学科に動物看護学専攻と動物人間関係学専攻の 2 専攻を配置しているため、1 学部 1 学科 2 専攻（動物看護学専攻・動物人間関係学専攻）の現状から学部との関係を説明する。

(追加)

とを目的とする。」と掲げられ、動物看護学部動物看護学科に、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻が設置されている。

また、このたび令和2年(2020年)7月1日付で動物人間関係学専攻を発展させた「動物人間関係学科」の届出が受理され、開設する令和3年(2021年)4月には学則を改正し、明確に動物人間関係学の教育研究を位置づけるため、学則第1条2項を「本学では、動物看護学及び動物人間関係学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護学及び動物人間関係学に関わる研究及び専門的な理論・技術を教授することを目的とする。」に変更する予定である。

愛玩動物看護師の業務内容は、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」により明確化され、職域が拡大した。業務内容は、動物医療・動物の健康に関するものと、人と動物の共生社会に関するものであることから、動物看護学部を基盤に動物看護学科動物看護学専攻と動物人間関係学専攻を発展させ、本研究科は、動物看護学領域と動物人間関係学領域の2領域を設定した。

本学動物看護学部動物看護学科から本研究科への教育課程の展開は、次のとおりである。

本学学部の専門教育科目に配置している「動物形態機能学」、「動物生理学」、「解剖・生理実習」、「動物生態学」、「動物遺伝学」、「動物薬理学」、「動物病理学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物看護学分野の授業科目「動物看護学Ⅰ」、「動物看護学演習」に展開し、

さらに本研究科の専門科目に配置している動物看護学領域の授業科目「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」に発展する。

本学学部の専門教育科目に配置している「動物臨床看護学（基礎）」、「動物臨床看護学（基礎）実習」、「動物臨床看護学（内科）」、「動物臨床看護学（内科）実習」、「動物臨床検査学」、「動物臨床検査学実習」、「特殊検査」、「動物生化学」、「微生物学」、「血液学」、「動物臨床繁殖学」、「小動物栄養学」、「小動物臨床栄養学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物看護分野の授業科目「動物看護学Ⅱ」、「動物看護学演習」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物看護学領域の授業科目「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」に発展する。また、本学学部の専門教育科目に配置している「動物病院実習」は、本研究科の専門科目に配置している「インターンシップ」に展開している。

本学学部の専門教育科目に配置している「動物人間関係学概論」、「動物行動学」、「動物文化論」、「アニマルアシステッドセラピー論」、「ヒトと動物の関係学」、「アニマルアシステッドセラピー実習」、「イヌの特性論」、「伴侶動物行動学」、「伴侶動物行動学演習」、「ネコの特性論」、「コンパニオンバードの特性論」、「バイオテクノロジー」、「ペットロス論」、「動物とアート」、「動物文化人類学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物人間関係学分野の授業科目「動物人間関係学特論」、「動物人間関係学演習」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物人間関係学領域の授業



<p>科目「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」に発展する。</p> <p>本学学部の専門教育科目に配置している「ヒトと動物の共通感染症」「動物公衆衛生学」は、本研究科の基礎科目に配置している動物人間関係学分野の授業科目「ヒトと動物の環境科学特論」に展開し、さらに本研究科の専門科目に配置している動物人間関係学領域の授業科目「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」に発展する。</p> <p>動物看護学部動物看護学科の主要科目と本研究科の開講科目との関連図（資料26）では、学部は、動物看護学専攻科目、共通科目、動物人間関係学専攻科目から成る。動物看護学専攻科目は、研究科の動物看護学領域の教育・研究の基盤となり、動物人間関係学専攻科目は、研究科の動物人間関係学領域の教育・研究の基盤となる。なお、共通科目は、一般財団法人動物看護師統一認定機構の認定動物看護師受験のためのコアカリキュラムである。このことから、学部学科では、いずれの専攻においても共通科目を修得することで認定動物看護師の受験資格を取得することができるよう配置してある。</p>	<p>資料23の関連図では、学部は、動物看護学専攻科目、共通科目、動物人間関係学専攻科目から成る。動物看護学専攻科目は、研究科の動物看護学領域の教育・研究の基盤となり、動物人間関係学専攻科目は、研究科の動物人間関係学領域の教育・研究の基盤となる。なお、共通科目は、一般財団法人動物看護師統一認定機構の認定動物看護師受験のためのコアカリキュラムである。このことから、学部学科では、いずれの専攻においても共通科目を修得することで認定動物看護師の受験資格を取得することができるよう配置してある。</p>
--	--

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

**【教育課程等】**

8. <既設学部との関係性が不明確>

(2) 既設学部において愛玩動物看護師の資格を取得したものに對し、修士課程で学部の教育課程からどのように発展させた研究指導を行うか説明すること。

(対応)

本学学部において愛玩動物看護師(認定動物看護師)(注1)の資格を取得したものに對しては、学部教育を基盤に、本研究科で動物看護学領域及び動物人間関係学領域の学修を通して、高度な知識と課題解決能力を修得し、研究により論理的思考力を身に付けるよう本学学部の教育課程から発展させ、学生の研究テーマに沿って、研究指導を行う。

学部の教育課程を基盤に、研究科の科目を履修し、学生それぞれの研究テーマに沿った個別指導を行う。学部の教育課程が、どのように本研究科の研究指導に発展しているかを次の通り説明する。

本学学部において、愛玩動物看護師資格を取得した本研究科の学生は、学部の教育を基盤に本研究科の授業科目を履修しながら、研究テーマを決定し、特別研究をまとめていくことになる。学生は希望する指導教員と個別面談を行い、学生が取り組みたい研究テーマ及び内容を確認する。その後、1年次後期開始までにヤマザキ動物看護大学大学院研究科委員会(以下、研究科委員会という)において、指導教員を決定する。動物看護学領域及び動物人間関係学領域の研究テーマを例示し、学部の教育課程からどのように発展させた研究指導を行うかを説明する。

**例示① [動物看護学領域の研究テーマ]**

「イヌ・パピー期のアルカリフォスファターゼアイソザイムに関する研究」、「イヌにスイカエキスを与えた時の腸内細菌叢と肥満に関する研究」等を研究テーマに研究指導する場合は、学部において「動物看護学概論」、「動物生理学」、「動物臨床看護学」、「動物臨床検査学」、「血液学」等を履修していることを確認する。履修していない場合は、必要に応じて科目等履修生制度を利用して、学部において科目履修を行うよう指導する。本学学部の教育課程から、本研究科の「動物看護学Ⅰ」、「動物看護学Ⅱ」、「動物看護学演習」、「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」等の授業科目を履修することにより、検査データに基づいた正しい病態把握やそれに適した適切な看護に貢献できるように、イヌ、ネコ、鳥類、魚類等の各種動物の血液や尿成分の分析法やそれらの成分・糞便等に含まれる新規成分の分析やそれらの研究指導を行う。

## 例示② [動物人間関係学領域の研究テーマ]

「日本犬における毛色に関連する遺伝子多型解析」、「和犬の家庭犬に向くイヌ品種に関する分子生物学的研究」等の研究テーマで研究指導する場合は、学部において「生命科学概論」、「動物人間関係学概論」、「ヒトと動物の関係学」、「動物文化論」、「動物生化学」、「動物遺伝学」、「伴侶動物育種・資源学」、「バイオテクノロジー」等を履修していることを確認する。履修していない場合は、必要に応じて科目等履修生制度を利用して、学部の科目履修を行うよう指導する。本学学部の教育課程から、本研究科の「動物人間関係学特論」、「動物人間関係学演習」、「応用動物人間関係学Ⅱ」「応用動物人間関係学演習Ⅱ」等の授業科目を履修することにより、人と犬の密接な関係を理解し、人が家畜化した犬について分子生物学的解析研究に基づいた研究を指導する。具体的には、犬の外観から判別できる形質（毛色、毛の長さ、毛質、体の大きさ）と、その形質を決定するあるいは、関連する遺伝子・ゲノム情報の解析研究へと発展させた研究指導を行う。

これらの研究を具現化するために、次の研究指導を行う。

### [研究指導]

#### ① 研究指導教員

1年次前期に開講する「研究方法論」（必修）で分野別専任教員が専門とする研究内容や研究方法等を教授した後、学生は希望する指導教員と個別面談を行い、学生が取り組みたい研究テーマ及び内容を確認する。その後、1年次後期開始までにヤマザキ動物看護大学大学院研究科委員会（以下、研究科委員会という）において、指導教員を決定する。

#### ② 研究テーマの決定

学生は、1年次後期開始前までに指導教員と研究テーマを決定し、研究科委員会に報告し、承認を得る。

#### ③ 研究計画・研究倫理の審査

学生は、1年次10月から研究計画書の作成に着手する。また、必要に応じて、本研究科または協力研究機関・施設の基準に従って倫理審査の手続きに必要な書類を作成する。ヤマザキ動物看護大学動物実験委員会は、学生が提出した研究計画書及び申請書類に基づき、研究テーマ、研究手法等における倫理上の問題の有無について、「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」及び「ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針」に照らし、倫理審査を行う。

また、研究計画書の作成と並行して、研究開始前に研究対象者、研究協力施設との交渉や契約等の調整を行う。

学生は1年次後期より研究を開始し、同時に指導教員は論文執筆に必要な資料、文献、データについて指導する。

#### ④ 中間報告会の開催

2年次8月に研究科委員会主催の中間報告会を実施する。中間報告会は、学生及び本研究科の専任教員で執り行う。学生は、これまでの研究経過を発表し、研究科委員会は、研究経過の課題や問題点について学生に通知する。指導教員は、指摘された課題や問題点を踏まえ、学生に研究指導を行う。

#### ⑤ 修士論文の執筆

中間報告会で得られた指摘や助言を踏まえ、データの分析等を進めながら、指導教員のもと、修士論文を作成する。

#### ⑥ 研究発表会・修士論文の提出

2年次3月に、研究科委員会主催の研究発表会を開催する。研究科委員会は、研究発表会において指摘された問題点について、学生に助言する。また、指導教員は、研究科委員会から指摘された問題点について学生に研究指導を行う。

学生は、研究発表会における質疑や意見を踏まえ、修士論文の完成度を高め修士論文を研究科長に提出する。

#### ⑦ 学位論文審査体制、公表の方法

研究科委員会が各修士論文の主審査員、副審査員2名を決定する。主審査員及び副審査員は、特別研究の評価を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、修了判定を行い学長に報告する。

完成した修士論文については、大学院の修士論文集として大学図書館で公開する。

以上の研究指導にあたる教員は、動物解剖生理学、動物病理学、動物検査学、動物内科学、公衆衛生学、分子生物学（イヌの特性）、動物行動学、動物文化人類学、ペットの社会学（ペットロス）に関して教育研究上の指導能力があると認められた以下10人の専任教員を配置する。動物解剖学・生理学を研究分野とし博士（獣医学）の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物内科学を研究分野とし医学博士の学位を有する教授及び博士（学術）を有する教授、臨床検査学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士（獣医学）を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、ペットの社会学（ペットロス）を研究分野とし修士（社会学）の学位を有する教授である。

なお、愛玩動物看護師資格を取得していない学生については、次の通り研究活動を支援する。

本年7月1日付けで、本学動物看護学部に動物人間関係学科の届出が受理されたことに加え、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、職域が動物と人間との関係について拡大することから、本研究科の動物人間関係学領域の教育研究に興味を持つ学生は多岐に渡ると想定している。

他分野からの入学生を想定して、例示をあげて説明する。

### 例示〔動物人間関係学領域〕

美術学部卒業の学生が「美術史における人と愛玩動物の関係について、絵画、彫刻からの考察」等を希望研究テーマとした場合、本研究科の基礎科目を履修しながら、必要に応じて、本学動物看護学部開講の「動物人間関係学概論」、「動物とアート」、「動物文化人類学」、「イヌの特性論」等の科目等履修制度を利用して科目を履修することを指導する。

さらに絵画、彫刻などの専門知識を深めるため、本研究科の「応用動物人間関係学Ⅱ」（動物文化人類学）担当専任教員が関係する博物館や美術館等における研究活動を支援する。

（注1）

愛玩動物看護師・国家試験の指定機関となった一般財団法人動物看護師統一認定機構は、令和5（2023）年春の愛玩動物看護師第1回国家試験までは、従来通り、令和3（2021）年春、令和4（2022）年春に認定動物看護師資格取得のための認定試験を行う。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（32 ページ）

新	旧
<p><b>8. 既設の動物看護学部との関係</b></p> <p><b>（2）研究指導における関係</b></p> <p>本学学部において愛玩動物看護師（認定動物看護師）（注1）の資格を取得したものに対しては、学部教育を基盤に、本研究科で動物看護学領域及び動物人間関係学領域の学修を通して、高度な知識と課題解決能力を修得し、研究により論理的思考力を身に付けるよう本学学部の教育課程から発展させ、学生の研究テーマに沿って、研究指導を行う。</p> <p>学部の教育課程を基盤に、研究科の科目を履修し、学生それぞれの研究テーマに沿った個別指導を行う。学部の教育課程が、どのように本研究科の研究指導に発展しているかを次の通り説明する。</p> <p>本学学部において、愛玩動物看護師資格を取得した本研究科の学生は、学部の教育</p>	<p>（追加）</p>

を基盤に本研究科の授業科目を履修しながら、研究テーマを決定し、特別研究をまとめていくことになる。学生は希望する指導教員と個別面談を行い、学生が取り組みたい研究テーマ及び内容を確認する。その後、1年次後期開始までに研究科委員会において、指導教員を決定する。動物看護学領域及び動物人間関係学領域の研究テーマを例示し、学部の教育課程からどのように発展させた研究指導を行うかを説明する。

(注1)

愛玩動物看護師・国家試験の指定機関となった一般財団法人動物看護師統一認定機構は、令和5年(2023年)春の愛玩動物看護師第1回国家試験までは、従来通り、令和3年(2021年)春、令和4年(2022年)春に認定動物看護師資格取得のための認定試験を行う。

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻

【教育課程等】

9. <授業科目が十分か不明確>

授業科目について、以下のとおり養成する人材像に照らすと不十分・不適切と思われる点があるため、適切に対応すること。

(1) ディプロマ・ポリシーとして「動物病院等において高度動物治療等に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力等を習得している」旨設定されているほか、愛玩動物看護師等、実践的な能力を必要とする人材の養成を視野に入れている旨記載があるが、そういった人材を養成するために必要である実習・実験やインターンシップ等の実践活動に関する授業科目が設定されていないため適切に改めること。

(対応)

動物病院等において高度動物医療等に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力等を修得するために、専門科目に「インターンシップ」(2年次通年、選択1単位)を配置する。

インターンシップの実施先は、令和2(2020)年4月に本学構内に開設され、高度動物医療を提供する「ER八王子動物高度医療救命救急センター」である。

この動物病院とは、令和元(2019)年3月に交わした基本合意書において、インターンシップの実施等を合意している(資料7-1)。

「ER八王子動物高度医療救命救急センター」でのインターンシップでは、Emergency Rescue(救命救急)の現場における治療・手術・入院管理に対する、高度動物看護医療体制を体験することが期待できる。手術項目として、一般動物診療施設では扱えない開心術や開頭術をはじめ、脊髄系手術、腫瘍系手術、さらに手術では難しいとされる胆のう系手術などを手がけていることから、これらの手術に必要な特殊手術器具の準備、扱い、術中モニタリング管理、術後の疾患ごとのきめ細かい管理など、動物看護師に求められるスキルが非常に高度なものとなる。

また、MRI、CT、各種検査機器など、特殊検査機器の使用準備にも関わる必要があることから、これら先端機器に関する知識にも精通する必要がある。さらには、整形外科手術後のリハビリについては、動物看護師が一手に引き受けていることから、この分野に関するスキルも求められる。このように、高度医療系動物病院(二次診療機関)における研修により、動物看護師としてのより高度なスキルを修得できることが期待される。

講義概要は、次の通りである。なお、シラバスは資料9-1-1で示す。

[講義概要]

本インターンシップでは、ヤマザキ動物看護大学構内に併設されている「ER 八王子動物高度医療救命救急センター」において、Emergency Rescue（救命救急）の現場における治療・手術・入院管理に対する、高度動物看護医療体制について学修する。

同センターでは、手術項目として、一般動物診療施設では扱えない開心術や開頭術をはじめ、脊髄系手術、腫瘍系手術、さらに手術では難しいとされる胆のう系手術などを手がけていることから、これらの手術に必要な特殊手術器具の準備、扱い、術中モニタリング管理、術後の疾患ごとのきめ細かい管理などの知識と技術を実際の現場を通じて修得する。

また、高度医療救命救急センターにおいて愛玩動物看護師は、MRI、CT、各種検査機器など、特殊検査機器の使用準備にも関わる必要があることから、これら先端機器に関する知識・管理等について教授する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (16 ページ)

新	旧
<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(3) 科目区分等の概要</b></p> <p><b>イ. 専門科目</b></p> <p><b>1) 2 領域に配置する科目</b></p> <p>専門科目では動物看護学領域と動物人間関係学領域に分けて科目を配置し、動物看護師に必要とされる専門的な知識又は人と動物の共生社会に貢献できる専門的な知識を修得するため、「応用動物看護学Ⅰ」(選択)、「応用動物看護学演習Ⅰ」(選択)、「応用動物看護学Ⅱ」(選択)、「応用動物看護学演習Ⅱ」(選択)、「応用動物人間関係学Ⅰ」(選択)、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」(選択)、「応用動物人間関係学Ⅱ」(選択)、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」(選択)を配置した。</p> <p><b>2) インターンシップ</b></p> <p>インターンシップの実施先は、令和2年(2020年)4月に本学構内に開設され、高</p>	<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(3) 科目区分等の概要</b></p> <p><b>イ. 専門科目</b></p> <p>専門科目では動物看護学領域と動物人間関係学領域に分けて科目を配置し、動物看護師に必要とされる専門的な知識又は人と動物の共生社会に貢献できる専門的な知識を修得するため、「応用動物看護学Ⅰ」(選択)、「応用動物看護学演習Ⅰ」(選択)、「応用動物看護学Ⅱ」(選択)、「応用動物看護学演習Ⅱ」(選択)、「応用動物人間関係学Ⅰ」(選択)、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」(選択)、「応用動物人間関係学Ⅱ」(選択)、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」(選択)を配置した。</p>



<p>度動物医療を提供する「ER 八王子動物高度医療救命救急センター」である。</p> <p>この動物病院とは、令和元年（2019年）3月に交わした基本合意書において、インターンシップの実施等を合意している（資料 14-1）。</p>	<p>(追加)</p>
---	-------------

1 (書類等の題名)

基本合意書 (資料 9-1-1)

2 (出典)

株式会社ヤマザキ教育サポート及び株式会社アニマルメディカ

3 (引用範囲)

「基本合意書」(株式会社ヤマザキ教育サポート及び株式会社アニマルメディカ) (1 ページ)

4 (その他の説明)

- ・株式会社教育サポートと株式会社アニマルメディカの間で締結された動物救急センター施設の建設及び動物救急センターの運営に関する基本的事項の合意書であり、その1 ページ目を抜粋し資料とした。

授業科目	インターンシップ			担当教員	梅村 隆志
科目英名	Internship				
開講期間	2年次 通年	選択科目1単位	科目区分	インターンシップ	
<b>到達目標</b>					
<p>高度医療救命救急センターの概要・役割について理解できる。          高度医療救命救急センターでの治療・手術・入院管理などチーム医療を理解できる。          MRI、CT、各種検査機器など、特殊検査機器の使用準備・管理等を理解できる。</p>					
<b>講義概要</b>					
<p>本インターンシップでは、ヤマザキ動物看護大学構内に併設されている「ER 八王子動物高度医療救命救急センター」において、Emergency Rescue（救命救急）の現場における治療・手術・入院管理に対する、高度動物看護医療体制について学修する。</p> <p>同センターでは、手術項目として、一般動物診療施設では扱えない開心術や開頭術をはじめ、脊髄系手術、腫瘍系手術、さらに手術では難しいとされる胆のう系手術などを手がけていることから、これらの手術に必要な特殊手術器具の準備、扱い、術中モニタリング管理、術後の疾患ごとのきめ細かい管理などの知識と技術を実際の現場を通じて修得する。</p> <p>また、高度医療救命救急センターにおいて愛玩動物看護師は、MRI、CT、各種検査機器など、特殊検査機器の使用準備にも関わる必要があることから、これら先端機器に関する知識・管理等について教授する。</p>					
<b>授業計画</b>					
<p>本インターンシップは以下の①～③順序で実施する。</p> <p>① 事前カンファレンス          履修者がインターンシップをスムーズに行えるようにMRI、CT、各種検査機器の測定原理、緊急手術・高難度手術適応疾患の病態、術前・術中・術後管理における動物看護師の役割などについて事前指導を行う。</p> <p>② インターンシップ（2週間）          「ER 八王子動物高度医療救命救急センター」で高度救命救急のインターンシップを行う。</p> <p>③ 事後カンファレンス          履修者が、インターンシップ後に提出する報告書を基に術前の医療チームとのディスカッション内容、術中モニタリング管理の実際、術後管理における問題点などについてプレゼンテーションを行う。それを以て、インターンシップのまとめとする。</p>					
<b>履修上の注意</b>					
本インターンシップの履修は、愛玩動物看護師または認定動物看護師の有資格者に限る。					
<b>評価方法（評価基準を含む）</b>					
<p>評価法：インターンシップレポート 50%、研修態度 50%          基準：インターンシップレポート並びに事後カンファレンスにより到達目標の達成度を測る。          フィードバック：事後カンファレンス内にて行う。</p>					
<b>教科書</b>					
特になし					
<b>参考書、教材等</b>					
適宜紹介する。					



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

9. <授業科目が十分か不明確>

(2) 動物人間関係学領域における授業科目の内容について、愛玩動物・伴侶動物のうち犬が大半を占めている。愛玩動物看護師の業務内容を踏まえ、他の愛玩動物・伴侶動物についても充実させること。

(対応)

愛玩動物看護師の業務内容は、次の通りである。

「愛玩動物看護師法」(令和元〔2019〕年6月制定)(資料7-1)の第2条2項では、「この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第17条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。」と業務が規定されている。

「愛玩動物看護師法」は、愛玩動物看護師の名称独占に加え、業務独占(採血、投薬(経口等)、マイクロチップの装着、カテーテルによる採尿)及び対象動物についても明確にされた。「動物の愛護及び管理に関する法律(令和元年6月19日第39号)第1章総則(目的)第1条には、「この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。」とあり、(基本原則)第2条に、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。」と規定されている。

令和元(2019)年6月19日「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、マイクロチップについては、附則(令和元年6月19日法律第39号)第5条に「附則第1条第2号に掲げる規定の施行前にマイクロチップ(第2条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下この条において「第2条による改正後の法」という。))第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第10条において同じ。)が

装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者（第2条による改正後の法第14条第3項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。）は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡をする場合にあつては、その譲渡の日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者（犬猫等販売業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる」と規定され、令和2（2020）年6月に施行された。

上記のことから、愛玩動物看護師の業務内容は、「愛玩動物看護師法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」により明確化され、職域が拡大した。

また、愛玩動物看護師の対象動物は、獣医師法17条に規定する飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずら、その他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）のうち、産業動物、野生動物、実験動物を除き、犬、猫その他政令で定める愛玩鳥等の動物のみである。

従って、本研究科においては「動物人間関係学特論」（1年次前期、必修2単位）において、犬に加えて、猫及び愛玩鳥の特性に関する内容を追加する。

講義概要は、次の通りである。なお、シラバスは資料9-2-1で示す。

[講義概要]

・「動物人間関係学特論」

「動物と人間の関係性」の主要なテーマについて、狩る、飼う（家畜化、ペット化）、動物観の4つの多角的な視点から、研究を解説し、総合的に理解する。動物人間関係学の4つの視点から、現代社会における動物看護学領域と動物人間関係学領域の両領域から人と動物の関係性を考える。各教員の研究論文、本学図書館所蔵の秋田犬8ミリフィルムなどの様々な資料を紹介しながら歴史的、文化的な内容を解説する。先行研究を紹介し、レビューする。アニマルセラピー、分子生物学、動物行動学、文化人類学、社会学、愛玩動物（犬、猫、鳥）の特性などの各分野における幅広い研究手法に基づいて、動物と人間の関係性を解説する。

（新旧対照表）授業科目の概要

新	旧
「動物人間関係学特論」（1前 必修2単位） （概要）	「動物人間関係学特論」（1前 必修2単位） （概要）

<p>「動物と人間の関係性」の主要なテーマについて、狩る、飼う（家畜化、ペット化）、動物観の4つの多角的な視点から、研究を解説し、総合的に理解する。動物人間関係学の4つの視点から、現代社会における動物看護学領域と動物人間関係学領域の両領域から人と動物の関係性を考える。各教員の研究論文、本学図書館所蔵の秋田犬8ミリフィルムなどの様々な資料を紹介しながら歴史的、文化的な内容を解説する。先行研究を紹介し、レビューする。アニマルセラピー、分子生物学、動物行動学、文化人類学、社会学、愛玩動物（犬、猫、鳥）の特性などの各分野における幅広い研究手法に基づいて、動物と人間の関係性を解説する。</p> <p>（オムニバス方式／全15回）</p> <p>① 山崎 薫／3回</p> <p>「動物と人間の関係性」について、多角的な視点から総合的に述べる。さらに現代社会において、イヌの特性を活用したアニマルセラピーへの取り組み及びアニマルセラピーの現状と課題について教授する。</p> <p>⑤ 小黒 美枝子／2回</p> <p>動物分子生物学的研究の視点から、犬と人の関係性を、日本犬、秋田犬の家畜化とそのルーツ、日本犬の毛色・毛質を取り上げ、論文や資料紹介を通じて解説する。とくに日本犬の中で最近脚光を浴びている秋田犬を取り上げて、その現状と課題を分子生物学的研究の視点も踏まえて教授する。</p> <p>⑪ 茂木 千恵／2回</p> <p>動物行動学的視点から、犬の行動原理の適切な解釈と行動発現の要因の理解に基づく、</p>	<p>「動物と人間の関係性」の主要なテーマについて、狩る、飼う（家畜化、ペット化）、動物観の4つの多角的な視点から、研究を解説し、総合的に理解する。動物人間関係学の4つの視点から、現代社会における動物看護学領域と動物人間関係学領域の両領域から人と動物の関係性を考える。各教員の研究論文、本学図書館所蔵の秋田犬8ミリフィルムなどの様々な資料を紹介しながら歴史的、文化的な内容を解説する。先行研究を紹介し、レビューする。アニマルセラピー、分子生物学、動物行動学、文化人類学、社会学などの各分野における幅広い研究手法に基づいて、動物と人間の関係性を解説する。</p> <p>（オムニバス方式／全15回）</p> <p>① 山崎 薫／3回</p> <p>「動物と人間の関係性」について、多角的な視点から総合的に述べる。さらに現代社会において、イヌの特性を活用したアニマルセラピーへの取り組み及びアニマルセラピーの現状と課題について教授する。</p> <p>④ 小黒 美枝子／3回</p> <p>動物分子生物学的研究の視点から、犬と人の関係性を、日本犬、秋田犬の家畜化とそのルーツ、日本犬の毛色・毛質を取り上げ、論文や資料紹介を通じて解説する。とくに日本犬の中で最近脚光を浴びている秋田犬を取り上げて、その現状と課題を分子生物学的研究の視点も踏まえて教授する。</p> <p>⑫ 茂木 千恵／3回</p> <p>動物行動学的視点から、犬の行動原理の適切な解釈と行動発現の要因の理解に基づく、</p>
---	--

<p>飼育者と犬の良好な関係性の構築方法を教授する。</p> <p>(16) 早田 由貴子/2回) 家猫の特性を解説し、家猫のおかれている現状と課題について担当する。</p> <p>(17) 小嶋 篤史/2回) 飼鳥の特性を解説し、飼鳥のおかれている現状と課題について担当する。</p> <p>(2) 奥野 卓司/2回) 動物文化人類学的視点から、日本人と動物、飼鳥、コンパニオン・アニマルとの関係について教授する。</p> <p>(9) 新島 典子/2回) 社会学的視点から、国内外の伴侶動物と人との多様な関係性と動物観を、死生学的視点から、国内外のペットロスや死生観を取り上げ、論文や資料紹介を通じて、理解を深めるよう教授する。</p>	<p>飼育者と犬の良好な関係性の構築方法を教授する。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 奥野 卓司/3回) 動物文化人類学的視点から、日本人と動物、飼鳥、コンパニオン・アニマルとの関係について教授する。</p> <p>(9) 新島 典子/3回) 社会学的視点から、国内外の伴侶動物と人との多様な関係性と動物観を、死生学的視点から、国内外のペットロスや死生観を取り上げ、論文や資料紹介を通じて、理解を深めるよう教授する。</p>
--	---

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (19 ページ)

新	旧
<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b> <b>(2) 教員の配置</b> <b>① 基礎科目</b></p> <p>(略)</p> <p>「動物人間関係学特論」(必修)は、動物人間関係学領域の基盤的な科目として、動物と人間の関係性についてアニマルセラピー、分子生物学(イヌの特性)、動物行動学、動物文化人類学、ペットの社会学</p>	<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b> <b>(2) 教員の配置</b> <b>① 基礎科目</b></p> <p>(略)</p> <p>「動物人間関係学特論」(必修)は、動物人間関係学領域の基盤的な科目として、動物と人間の関係性についてアニマルセラピー、分子生物学(イヌの特性)、動物行動学、動物文化人類学、ペットの社会学</p>



<p>(ペットロス)、猫・愛玩鳥の特性の多角的視点から教授するため、動物応用科学分野を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授（学長）、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士（獣医学）を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、ペットの社会学（ペットロス）を研究分野とし修士（社会学）の学位を有する教授、動物病院の名誉院長（獣医師）であり本学開学時より「ネコの特性論」の講義を担当する兼任講師、愛玩鳥専門の動物病院の院長（獣医師）である兼任講師がオムニバスで担当する。</p>	<p>(ペットロス) の多角的視点から教授するため、動物応用科学分野を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授（学長）、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士（獣医学）を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、ペットの社会学（ペットロス）を研究分野とし修士（社会学）の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p>
---	--



授業科目	動物人間関係学特論			担当教員	山崎 薫 ・ 小黒 美枝子 奥野 卓司 ・ 新島 典子 茂木 千恵 ・ 早田 由貴子 小嶋 篤史
科目英名	Advanced Course of Animal-Human Relations				
開講期間	1 年次 前期	必修科目 2 単位	科目区分	基礎科目	
到達目標	<p>動物と人間の関係性の視点には、①狩る、飼う（②家畜化、③ペット化）、④動物観の 4 つがある。動物人間関係学の中の主要なテーマについて、上記 4 つの視点から課題を考察する。</p> <p>動物と人間の関係性について、多角的な幅広い視野に立って、課題を提起できることを目標とする。</p>				
講義概要	<p>「動物と人間の関係性」の主要なテーマについて、狩る、飼う（家畜化、ペット化）、動物観の 4 つの多角的な視点から、研究を解説し、総合的に理解する。動物人間関係学の 4 つの視点から、現代社会における動物看護学領域と動物人間関係学領域の両領域から人と動物の関係性を考える。各教員の研究論文、本学図書館所蔵の秋田犬 8 ミリフィルムなどの様々な資料を紹介しながら歴史的、文化的な内容を解説する。先行研究を紹介し、レビューする。アニマルセラピー、分子生物学、動物行動学、文化人類学、社会学、愛玩動物（犬、猫、鳥）の特性などの各分野における幅広い研究手法に基づいて、動物と人間の関係性を解説する。</p>				
授業計画					担当教員
1	多角的な視点から見た動物と人間の関係性				山崎 薫
2	現代社会における動物：イヌの特性を活用したアニマルセラピーへの取り組み				山崎 薫
3	犬を介在したアニマルセラピーの現状と課題				山崎 薫
4	動物を飼う（家畜化）：秋田犬の家畜化、秋田犬のルーツ、毛色・毛質				小黒 美枝子
5	現代社会における動物：秋田犬のおかれている現状と課題				小黒 美枝子
6	現代社会における動物：家庭犬の行動傾向に影響を及ぼす飼育環境				茂木 千恵
7	現代社会における動物：家庭犬と飼い主の良好な関係構築への取り組みと課題				茂木 千恵
8	動物を飼う（家畜化）：家猫のルーツ、毛色・毛質				早田 由貴子
9	現代社会における動物：家猫のおかれている現状と課題				早田 由貴子
10	動物を飼う（家畜化）：飼鳥のルーツ、羽毛の色・質				小嶋 篤史
11	現代社会における動物：飼鳥のおかれている現状と課題				小嶋 篤史
12	動物を飼う関係：世界と日本における飼鳥文化と鶺鴒・養鶏・鷹狩				奥野 卓司
13	動物観の芸術・文化表象：野生動物、家畜、コンパニオンアニマル				奥野 卓司
14	現代社会における動物：社会学からみた国内外の伴侶動物と人間の関係性				新島 典子
15	現代社会における動物：死生観と動物観、ペットロスの予防、現状への取り組みと課題				新島 典子
履修上の注意	<p>授業時間外学修として、授業中に紹介する関連書籍、新聞（地方新聞を含む）を精読しておくこと。</p>				
評価方法（評価基準を含む）	<p>評価法：課題レポート（80%）、授業への参加姿勢（20%）により統合的に評価</p> <p>基準：到達目標の達成度を見るため適宜課題に関するレポートを作成・提出させる。</p> <p>フィードバック：課題ごとの解説を行う。</p>				
教科書	『ヒトと動物の関係学』全4巻、林良博、森裕司、秋篠宮文仁、池谷和信、奥野卓司共編著、岩波書店				
参考書、教材等	<p>授業中に、参考書を適宜紹介する。</p> <p>授業中に、適宜、教材プリントを配布する。</p>				



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻

**【教育課程等】**

9. <授業科目が十分か不明確>

(3) 動物看護領域の研究能力の養成に必要であると考えられる、モデル実験動物を用いた研究活動や中・大型家畜に対応する授業科目が不明確であるため、具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

ヤマザキ動物看護大学は、コンパニオンアニマルに特化した動物看護学の教育・研究を行うことで認可され、開学した。

ヤマザキ動物看護大学現学則第1条2項には「動物看護学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、動物看護に関わる教育研究を行い、専門的応用的能力を有する動物看護師を養成することを目的とする。」と定め、野生動物、産業動物、実験動物を対象とした動物看護はないことから、コンパニオンアニマルに特化した動物看護教育を行う動物看護学部の設置認可を受けた。

認可申請においての分野は、人間の看護教育と同じ、「その他」の分野で審査を受け、農学部、獣医学部の教育と異なるため、牧場、モデル実験動物実習室、解剖実習室等は不要とされた。

令和元(2019)年6月には、愛玩動物看護師が国家資格として法制化され、対象動物は、犬・猫及び愛玩鳥であることから、モデル実験動物、産業動物、野生動物は対象外となった。なお、そのことから、名称も「愛玩動物看護師法」となった(資料7-1)。

本研究科では、コンパニオンアニマルを対象とする教育・研究を通し、専門性の高い知識等を修得した人材養成を行うため、モデル実験動物及び中・大型家畜に関する教育研究は実施しないこととし、将来、「愛玩動物看護師法」が、改正され、産業動物・野生動物・実験動物を対象とすることになれば、本学学部及び研究科は、時代の要請に応え、必要に応じて、教育研究の対象を再考する。

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

9. <授業科目が十分か不明確>

(4) 動物看護学を俯瞰した際に重要となる、繁殖学・薬理学・栄養学といった学問分野についての言及がなく、対応する授業科目も明確ではないため、具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

動物に関わる繁殖学では、伴侶動物の生殖の内分泌学的・生理学的現象、動物種の遺伝資源保存と繁殖制御について学修し、動物薬理学では、動物看護における動物用医薬品等の利用等を学修し、また、動物栄養学では、愛玩動物に必要な栄養素やペットフードなどについて学修するため、いずれも高度な専門知識を持った愛玩動物看護師を養成するために必要な内容である。

本研究科の授業科目に繁殖学・薬理学・栄養学の内容を追加するため、「動物看護学特論」の内容を整理し「動物看護学Ⅰ」及び「動物看護学Ⅱ」の2科目に変更の上、「動物看護学Ⅰ」は必修科目として配置する。

「動物看護学Ⅰ」(1年次前期、必修2単位)の内容は、動物解剖生理学、動物病理学、動物薬理学とし、「動物看護学Ⅱ」(1年次前期、選択2単位)は、動物内科学、動物検査学、動物栄養学、動物繁殖学の内容とする。

科目担当教員は以下の通りである。

「動物看護学Ⅰ」の動物解剖生理学については動物解剖学・生理学を研究分野とし博士(獣医学)の学位を有する教授、動物病理学については動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物薬理学については博士(獣医学)の学位を有して共立製薬株式会社に勤務する兼任講師が担当する。

「動物看護学Ⅱ」の動物内科学については獣医内科学を研究分野として博士(学術)の学位を有し動物病院の院長(獣医師)である教授、動物検査学については臨床検査学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、動物栄養学についてはペット栄養学会理事であり、獣医学博士の学位を有し平成25(2013)年からヤマザキ学園大学(現ヤマザキ動物看護大学)において「小動物栄養学」及び「小動物臨床栄養学」を教授する兼任講師、動物繁殖学については獣医学士の学位を有する動物病院の院長(獣医師)であり麻布大学大学院において6年間繁殖学講座の研究員であった兼任講師が担当する。

講義概要は、次の通りである。なお、シラバスは資料9-4-1で示す。

[講義概要]

・「動物看護学Ⅰ」

動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために、基礎の3本柱となる解剖学・生理学、病理学及び薬理学分野の基礎研究について学び、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。

・「動物看護学Ⅱ」

動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学の分野を臨床へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
(削除)	<p>「動物看護学特論」(1前 必修2単位)  <u>(概要)</u>  <u>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために解剖学・生理学及び病理学から、内科学へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</u></p> <p><u>(オムニバス方式/全15回)</u></p> <p><u>(8 今村 伸一郎/5回)</u></p>

<p>「動物看護学Ⅰ」（1前 必修2単位） （概要）</p> <p>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学の分野を臨床へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく</p>	<p><u>解剖学、生理学の研究分野及びトピックスの紹介。解剖学と生理学は密に関連していることを理解するための、その両者の関連事項についてディスカッションする。またその1つの例として、骨格構造とそこにみられる生理学的機能の関連性をピックアップする。</u></p> <p><u>（7 梅村 隆志／5回）</u></p> <p><u>病理学の研究分野及びトピックスの紹介。炎症現象や腫瘍形成の根本理解は、病理的側面として、臨床における問題解決の重要な手掛かりを与えてくれるものであることを理解するため、病理学的、病理組織学的解析から得られる事象について、ディスカッションを通して修得していく。</u></p> <p><u>（5 富田 幸子／5回）</u></p> <p><u>動物内科学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的かつ重要な疾患について専門的理解を深め、動物看護師としての立場からの最善のアプローチについて、ディスカッションを交えながら探求する。</u></p> <p>（追加）</p>
---	--



指導する。さらに、それらが、動物看護学  
研究発展に寄与できるよう教授する。

(オムニバス方式／全 15 回)

(4) 櫻井 富士朗／4 回)

動物内科学の研究分野及びトピックスの  
紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的  
かつ重要な疾患について専門的理解を深  
め、動物看護師としての立場からの最善の  
アプローチについて、ディスカッションを  
交えながら探求する。

(14) 大島 誠之助／3 回)

動物栄養学の研究分野で話題性の高い成  
果の紹介。動物の成長などのステージ別栄  
養状態に対する理解。臨床現場で有益と思  
われる代表的な疾患の臨床栄養学的対応な  
どの把握。これらから臨床栄養学の貢献と  
限界などについて、専門的理解を深め、愛  
玩動物看護師としての最善策の追求につい  
て、討議を交えながら探求する。

(15) 小嶋 佳彦／3 回)

犬と猫の動物繁殖学を臨床現場の実際の  
症例をとおして、発情徴候と交尾からみた  
繁殖生理、雄の疾患、雌の疾患、不妊およ  
び去勢・人工授精、乳腺、産科、新生子の  
疾患などを教授する。

「動物看護学Ⅱ」 (1 後 選択 2 単位)

(概要)

動物医療における動物看護学の占める学  
問的位置づけについて研究データを基に明  
確にする。同時に、今後の動物看護学の発  
展のために、動物医療における研究法や臨  
床手技に関する内容について具体的に詳し

(追加)

く教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学の分野を臨床へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。

(オムニバス方式／全 15 回)

(4) 櫻井 富士朗／4 回)

動物内科学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的かつ重要な疾患について専門的理解を深め、動物看護師としての立場からの最善のアプローチについて、ディスカッションを交えながら探求する。

(14) 大島 誠之助／3 回)

動物栄養学の研究分野で話題性の高い成果の紹介。動物の成長などのステージ別栄養状態に対する理解。臨床現場で有益と思われる代表的な疾患の臨床栄養学的対応などの把握。これらから臨床栄養学の貢献と限界などについて、専門的理解を深め、愛玩動物看護師としての最善策の追求について、討議を交えながら探求する。

(15) 小嶋 佳彦／3 回)

犬と猫の動物繁殖学を臨床現場の実際の症例をとおして、発情徴候と交尾からみた繁殖生理、雄の疾患、雌の疾患、不妊および去勢・人工授精、乳腺、産科、新生子の疾患などを教授する。

授業科目	動物看護学Ⅰ			担当教員	今村 伸一郎・梅村 隆志 近藤 昌弘
科目英名	Animal Health Technology I				
開講期間	1年次 前期	必修科目 2単位	科目区分	1年次 前期	
<b>到達目標</b>					
動物医療の基礎をなす動物解剖生理学、動物病理学、動物薬理学の研究分野から動物看護学臨床研究分野へつながるよう、基礎研究分野を専門的に掘り下げることにより、両領域において各自が取り組もうとしている研究課題が、どのような位置であるか理解する。					
<b>講義概要</b>					
動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために、基礎の3本柱となる解剖学・生理学、病理学及び薬理学分野の基礎研究について学び、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。					
<b>授業計画</b>					<b>担当教員</b>
1	動物看護に関連する動物解剖生理学研究分野の紹介				今村 伸一郎
2	解剖学から見た進化論				今村 伸一郎
3	解剖学と生理学の関連				今村 伸一郎
4	解剖生理学の中の疑問				今村 伸一郎
5	骨格標本作製のすすめ				今村 伸一郎
6	透明骨格二重染色標本の意義				今村 伸一郎
7	動物看護に関連する動物病理学研究分野の紹介				梅村 隆志
8	炎症性疾患の病理学的特性と動物看護				梅村 隆志
9	腫瘍の病理学的特性と動物看護				梅村 隆志
10	術後合併症の病理学的特性と動物看護				梅村 隆志
11	病理組織学的パラメーターと臨床症状				梅村 隆志
12	生検材料の病理学的解析の意義				梅村 隆志
13	動物看護に関連する動物薬理学研究分野の紹介				近藤 昌弘
14	薬理研究の基礎				近藤 昌弘
15	動物看護における動物用医薬品等の利用				近藤 昌弘
<b>履修上の注意</b>					
動物看護学における研究分野に広く興味を持つことが何より大事である。 日常からこの分野において問題解決すべき事例や問題点を見いだす姿勢を持って臨んでもらいたい。					
<b>評価方法（評価基準を含む）</b>					
評価法：課題レポート（80%）、授業への参加姿勢（20%）により総合的に評価する。 基準：到達目標の達成度を見るため適宜課題に関するレポートを作成・提出させる。 フィードバック：課題ごとの解説を行う。					
<b>教科書</b>					
特に指定しないが、必要に応じ、指定する可能性あり。 さらに必要に応じて資料を配布する。					
<b>参考書、教材等</b>					
適宜紹介する。					

授業科目	動物看護学Ⅱ			担当教員 岡崎 登志夫・櫻井 富士朗 大島 誠之助・小嶋 佳彦
科目英名	Animal Health Technology Ⅱ			
開講期間	1年次 前期	選択科目 2単位	科目区分	1年次 前期
到達目標				
動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学から臨床へつながる動物看護学を専門的に掘り下げるにより、各領域において各自が取り組もうとしている研究課題が、どのような位置であるか理解できる。				
講義概要				
動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学の分野を臨床へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。				
授業計画				担当教員
1	動物内科学と動物看護学研究			櫻井 富士朗
2	循環器疾患と全身状態			櫻井 富士朗
3	慢性疾患に対応する動物看護			櫻井 富士朗
4	動物の長寿高齢化に対応する動物看護			櫻井 富士朗
5	動物栄養学と動物看護学研究			大島 誠之助
6	代表的疾患の臨床栄養学的対応Ⅰ			大島 誠之助
7	代表的疾患の臨床栄養学的対応Ⅱ			大島 誠之助
8	動物繁殖学と動物看護学研究			小嶋 佳彦
9	生殖の内分泌学的・生理学的現象			小嶋 佳彦
10	動物種の遺伝資源保存と繁殖制御			小嶋 佳彦
11	動物臨床検査学と動物看護学研究			岡崎 登志夫
12	動物の各種疾患と動物臨床検査データ			岡崎 登志夫
13	動物の栄養状態と動物臨床検査データ			岡崎 登志夫
14	幼若期、青年期、老齢期における動物臨床検査データの特徴			岡崎 登志夫
15	新規動物臨床検査技術革新			岡崎 登志夫
履修上の注意				
動物看護学における研究分野に広く興味を持つことが何より大事である。日常から動物医療分野における問題解決すべき事例や問題点を見いだす姿勢を持って臨んでもらいたい。				
評価方法（評価基準を含む）				
評価法：課題レポート（80%）、授業への参加姿勢（20%）により総合的に評価する。 基準：到達目標の達成度を見るため適宜課題に関するレポートを作成・提出させる。 フィードバック：課題ごとの解説を行う。				
教科書				
特に指定しないが、必要に応じ、指定する可能性あり。 さらに必要に応じて資料を配布する。				
参考書、教材等				
適宜紹介する。				

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

9. <授業科目が十分か不明確>

(5) 各授業科目について、「動物看護学」や「応用人間動物関係学」など広範な範囲を扱う科目がある一方で、「動物臨床検査学特論」など、限られた範囲を扱うものも散見される。各授業科目の位置付けや履修内容について確認し、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

「動物看護学特論」、「動物臨床検査学特論」及び「動物臨床検査学演習」の位置づけ、履修内容について再考し、次のように改めた。

「動物看護学特論」(1年次前期、必修2単位)、「動物臨床検査学特論」(1年次後期、選択2単位)及び「動物臨床検査学演習」(1年次後期、選択2単位)を廃止し、「動物看護学Ⅰ」(1年次前期、必修2単位)、「動物看護学Ⅱ」(1年次前期、選択2単位)の2科目を配置する。

「動物看護学Ⅰ」(1年次前期、必修2単位)の内容は、動物解剖生理学、動物病理学、動物薬理学とし、「動物看護学Ⅱ」(1年次前期、選択2単位)は、動物内科学、動物検査学、動物栄養学、動物繁殖学の内容とする。

「動物臨床検査学演習」は、対応する講義科目の「動物臨床検査学特論」を廃止したことから、同様に廃止とする。

新旧対照表を表1に示す。

科目担当教員は以下の通りである。

「動物看護学Ⅰ」の動物解剖生理学については動物解剖学・生理学を研究分野とし博士(獣医学)の学位を有する教授、動物病理学については動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物薬理学については博士(獣医学)の学位を有して共立製薬株式会社に勤務する兼任講師が担当する。

「動物看護学Ⅱ」の動物内科学については獣医内科学を研究分野として博士(学術)の学位を有し動物病院の院長(獣医師)である教授、動物検査学については臨床検査学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、動物栄養学については、ペット栄養学会理事であり、獣医学博士の学位を有し平成25(2013)年からヤマザキ学園大学(現ヤマザキ動物看護大学)において「小動物栄養学」及び「小動物臨床栄養学」を教授する兼任講師、動物繁殖学については獣医学士の学位を有する動物病院の院長(獣医師)であり麻布大学大学院において6年間繁殖学講座の研究員であった兼任講師が担当する。

(表 1) 授業科目の概要 新旧対照表

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>「動物看護学特論」 (1 前 必修 2 単位) (概要)</p> <p>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために解剖学・生理学及び病理学から、内科学へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全 15 回)</p> <p>(8 今村 伸一郎／5 回)</p> <p>解剖学、生理学の研究分野及びトピックスの紹介。解剖学と生理学は密に関連していることを理解するための、その両者の関連事項についてディスカッションする。またその 1 つの例として、骨格構造とそこにみられる生理学的機能の関連性をピックアップする。</p> <p>(7 梅村 隆志／5 回)</p> <p>病理学の研究分野及びトピックスの紹介。炎症現象や腫瘍形成の根本理解は、病的側面として、臨床における問題解決の重要な手掛かりを与えてくれるものであることを理解するため、病理学的、病理組織学的解析から得られる事象について、ディスカッションを通して修得していく。</p> <p>(5 富田 幸子／5 回)</p>

新	旧
<p>「動物看護学Ⅰ」（1前 必修2単位） （概要）</p> <p>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために、基礎の3本柱となる解剖学・生理学、病理学及び薬理学分野の基礎研究について学び、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</p> <p>（オムニバス方式／全15回）</p> <p>⑧ 今村 伸一郎／6回</p> <p>解剖学、生理学の研究分野及びトピックスの紹介。解剖学と生理学は密に関連していることを理解するための、その両者の関連事項についてディスカッションする。またその1つの例として、骨格構造とそこにみられる生理学的機能の関連性をピックアップしながら教授する。</p> <p>⑦ 梅村 隆志／6回</p> <p>病理学の研究分野及びトピックスの紹介。炎症現象や腫瘍形成、術後合併症の病理学的理解は、臨床における問題解決の重要な手掛</p>	<p>動物内科学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的かつ重要な疾患について専門的理解を深め、動物看護師としての立場からの最善のアプローチについて、ディスカッションを交えながら探求する。</p> <p>（追加）</p>

新	旧
<p>かりを与えてくれるものであり、それらを理解するため、病理学的、病理組織学的解析から得られる事象について、ディスカッションを通して修得できるよう教授する。</p> <p>(13) 近藤 昌弘／3回)</p> <p>薬理学の研究分野及びトピックスの紹介。動物用医薬品の開発や薬効の研究について、どのようにこの分野が発展してきたのか、また今後の方向性などを紹介する。さらに、動物看護の場において、動物看護師が知っておくべき動物用医薬品等に関する知識について、ディスカッションを通し教授する。</p> <p>「動物看護学Ⅱ」(1前 選択2単位)</p> <p>(概要)</p> <p>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学の分野を臨床へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>(4) 櫻井 富士朗／4回)</p> <p>動物内科学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的かつ重要な疾患について専門的理解を深め、動物看護師としての立場からの最善のアプローチ</p>	<p>(追加)</p>



新	旧
<p>について、ディスカッションを交えながら探求する。</p> <p>(14) 大島 誠之助／3回)</p> <p>動物栄養学の研究分野で話題性の高い成果の紹介。動物の成長などのステージ別栄養状態に対する理解。臨床現場で有益と思われる代表的な疾患の臨床栄養学的対応などの把握。これらから臨床栄養学の貢献と限界などについて、専門的理解を深め、愛玩動物看護師としての最善策の追求について、討議を交えながら探求する。</p> <p>(15) 小嶋 佳彦／3回)</p> <p>犬と猫の動物繁殖学を臨床現場の実際の症例をとおして、発情徴候と交尾からみた繁殖生理、雄の疾患、雌の疾患、不妊および去勢・人工授精、乳腺、産科、新生子の疾患などを教授する。</p> <p>(3) 岡崎 登志夫／5回)</p> <p>動物臨床検査学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床検査データを総合的に解析し、各種疾患について動物看護学研究が適切に実施できるように教授する。また、研究を展開する実践的知識と技術を追求するため、具体的なデータ解析手法や研究論文を紹介し、修士論文の執筆に備えることができるように教授する。</p> <p>「動物看護学演習」(1前 選択2単位) (概要)</p> <p>動物看護学領域の解剖学・生理学、病理学、内科学分野における研究課題を紹介し、それにかかわる知見を整理し、ディスカッション、プレゼンテーションを通して、研究の</p>	<p>「動物看護学演習」(1前 選択2単位) (概要)</p> <p>動物看護学領域の解剖学・生理学、病理学、内科学分野における研究課題を紹介し、それにかかわる知見を整理し、ディスカッション、プレゼンテーションを通して、研究の</p>

新	旧
<p>目的、研究技法・装置、結果の具体的内容を把握し、当該分野における研究の意義を理解できるようにする。また、本演習を通じて、各々が修士論文として取り組むテーマについても、動物看護学における意義を理解し、その重要性について掌握できるように教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全 15 回)</p> <p>(8) 今村 伸一郎／5 回 動物解剖生理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考えることができるように教授する。</p> <p>(7) 梅村 隆志／5 回 動物病理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、ディスカッション、プレゼンテーションを通して問題解決策を考えることができるように教授する。</p> <p>(4) 櫻井 富士朗／5 回 動物内科学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考えることができるように教授する。</p> <p>(削除)</p>	<p>目的、研究技法・装置、結果の具体的内容を把握し、当該分野における研究の意義を理解できるようにする。また、本演習を通じて、各々が修士論文として取り組むテーマについても、動物看護学における意義を理解し、その重要性について掌握できるように教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全 15 回)</p> <p>(8) 今村 伸一郎／5 回 動物解剖生理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考える。</p> <p>(7) 梅村 隆志／5 回 動物病理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、ディスカッション、プレゼンテーションを通して問題解決策を考える。</p> <p>(5) 富田 幸子／5 回 動物内科学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考える。</p> <p>「動物臨床検査学」 (1 後 選択 2 単位) (概要) 血液、尿、生体試料などの検査材料を適切に選択し、血液学検査・生化学検査・免疫学検査・病理学検査等の検査データの変動・異</p>

新	旧
	<p>常を総合的に解析し、的確な看護が行えるように、動物種、年齢、材料別に具体的に検査の特徴について教授する。また、得られた検査データをもとに動物看護研究を展開する実践的知識と技術を追求するため、関連する研究論文を紹介し、修士論文の執筆に備えることができるように教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全 15 回)</p> <p>(3 岡崎 登志夫／11 回)</p> <p>獣医師による疾病の早期診断を促し、動物看護師がチーム医療の一員として、病態に応じた適正な看護ができるように、動物看護領域における臨床検査の重要性を明確に教授する。すなわち、近年の技術革新を受けて、多様な材料や検査法を用いて、動物に対する負荷を極力軽減し、速やかな確定診断が可能になっている。一方、病態変化がリアルタイムに把握できるため、それに応じた細かな予防や術後の看護実践が求められる。このような検査技術の目覚ましい発展を、動物種や年齢や栄養状態や材料ごとに得られるデータを通して理解させ、そのデータの変動こそが各種疾患の病態把握のための重要なツールとなることに気づかせる。また、同時に各種検査データの基本的な見方や考え方を教授したのち、検査データを総合的に理解し、各種疾患に応じた専門的動物看護に対応できる研究能力が養われるよう教授する。</p> <p>(7 梅村 隆志／4 回)</p> <p>生体試料を病理学的検査に供する際、考慮すべき点について、病理診断の向上性の観点から理解させる。また、生体試料から得られた病理学的情報の臨床学的意義について、診</p>

新	旧
(削除)	<p>断、治療、予後の面から把握できる専門的知識を教授する。</p> <p>「動物検査学演習」(1後 選択 2単位) (概要)</p> <p>演習により、血液、尿、生体試料などを材料として、各種疾患の診断や病態把握に必要な血液検査や生化学検査や免疫学検査や病理学検査等に関する最新技術の状況や、各種検査データに関する評価、解析法について、ディスカッション・課題提出などを通して学修し、チーム医療の一員として各種疾患の病態把握のためのデータの見方や考え方を深く理解し、研究や修士論文執筆に備えることができるように教授する。</p> <p>(オムニバス方式/全 15 回)</p> <p>(3 岡崎 登志夫/11 回)</p> <p>演習により、近年の技術革新を受けて、血液、尿、糞便など多種多様な材料について各種検査法を用いて、動物に対する負荷を極力軽減しつつ、速やかな病態把握が可能になっている現状を、電気泳動法や PCR 法による遺伝子と遺伝子産物異常の解析法や、クロマトグラフィーによる糖、脂質などの栄養成分分析や等電点電気泳動法による異常 Hb の検出や免疫染色とフローサイトメトリーによる骨髓細胞の鑑別法や DNA ラダー検査によるアポトーシスの判別やスペクトル分析による糞便中の尿酸等の代謝物分析などの検査データの見方や考え方について具体的に教授し、これらのデータの臨床的意義の理解のうえに、さらに生理検査や一般検査データを組み合わせて、総合的に病態を把握し、各種疾患</p>

新	旧
	<p>に応じた専門的動物看護に関する研究を推進する能力を養う。</p> <p>(7 梅村 隆志/4回)</p> <p>生体試料を用いた病理学的検査、特に腫瘍や廓清リンパ節の腫瘍診断について、ディスカッションを交えた演習により理解を深めるとともに、検査データからの予後の予測についても探求し、専門的看護に関する研究を推進する能力を養う。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (14~18 ページ)

新	旧
<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b></p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>① 科目区分と科目構成</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>基礎科目には、動物看護学及び動物人間関係学に必要なとされる専門的な知識を学修する、本大学院の教育課程の基礎となる科目を配置した。</p> <p>基礎科目には「生命倫理学特論」(必修)、「動物愛護・福祉特論」(必修)、「動物看護学Ⅰ」(必修)、「動物看護学Ⅱ」(選択)、「動物看護学演習」(選択)、「動物人間関係学特論」(必修)、「動物人間関係学演習」(選択)、「ヒトと動物の環境科学特論」(必修)、「動物看護教育特論」(必修)、「研究方法論」(必修)を配置した。</p> <p>② 必修科目・選択科目</p> <p>ア. 基礎科目</p>	<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b></p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>① 科目区分と科目構成</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>基礎科目には、動物看護学及び動物人間関係学に必要なとされる専門的な知識を学修する、本大学院の教育課程の基礎となる科目を配置した。</p> <p>基礎科目には「生命倫理学特論」(必修)、「動物愛護・福祉特論」(選択)、「動物看護学特論」(必修)、「動物看護学演習」(選択)、「動物臨床検査学特論」(選択)、「動物臨床検査学演習」(選択)、「動物人間関係学特論」(必修)、「動物人間関係学演習」(選択)、「ヒトと動物の環境科学特論」(選択)、「動物看護教育特論」(選択)、「研究方法論」(必修)を配置した。</p> <p>② 必修科目・選択科目</p> <p>ア. 基礎科目</p>

<p>「生命倫理学特論」、「動物愛護・福祉特論」、「動物看護学Ⅰ」、「動物人間関係学特論」、「ヒトと動物の環境科学特論」は、本研究科の教育研究における基盤的科目であることから必修科目とした。また、「動物看護教育特論」は愛玩動物看護師が国家資格になったことを踏まえ、養成所（専修学校等）において教育に携わることができる指導力及び動物病院、動物関連企業、動物関連団体等における公衆衛生の教育・指導力を養うため、必修科目とした。</p> <p>「動物看護学Ⅱ」、「動物看護学演習」は、主に動物看護学領域に関する特別研究を行う学生を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p><b>イ. 専門科目</b></p> <p>「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」は、動物看護学領域に関する特別研究を行う学生が履修する科目のため、選択科目とした。同様に「応用動物人間関係学Ⅰ」、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」は、動物人間関係学領域に関する特別研究を行う学生が履修する科目のため、選択科目とした。</p> <p>「インターンシップ」は、高度動物医療に関する科目のため、選択科目とした。</p> <p><b>ウ. 特別研究</b></p> <p>「特別研究」は、修士論文の作成と研究発表を行う科目のため、必修科目とした。</p> <p><b>③ 配当年次</b></p> <p>基礎科目は、すべて1年次に配置している。その中でも専門領域の基盤となる科目</p>	<p>「生命倫理学特論」、「動物看護学特論」、「動物人間関係学特論」は、本研究科の教育研究における基盤的科目であることから必修科目とした。</p> <p>「動物看護学演習」、「動物臨床検査学特論」、「動物臨床検査学演習」は、主に<u>専門科目の動物看護学領域を選択する</u>学生を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p><b>イ. 専門科目</b></p> <p>「応用動物看護学Ⅰ」、「応用動物看護学演習Ⅰ」、「応用動物看護学Ⅱ」、「応用動物看護学演習Ⅱ」は、動物看護学領域を<u>選択する</u>学生が履修する科目のため、選択科目とした。同様に「応用動物人間関係学Ⅰ」「応用動物人間関係学演習Ⅰ」、「応用動物人間関係学Ⅱ」、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」は、動物人間関係学領域を<u>選択する</u>学生が履修する科目のため、選択科目とした。</p> <p><b>ウ. 特別研究</b></p> <p>「特別研究」は、修士論文の作成と研究発表を行う科目のため、必修科目とした。</p> <p><b>③ 配当年次</b></p>
---	--

<p>である「生命倫理学特論」（必修）、「動物愛護・福祉特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物看護学Ⅱ」（選択）、「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「動物人間関係学演習」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）、「研究方法論」（必修）は1年次前期に配置し、動物看護の発展的科目である「動物看護教育特論」（必修）は1年次後期に配置した。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>基礎科目は、すべて1年次に配置している。その中でも専門領域の基盤となる科目である「生命倫理学特論」（必修）、「動物愛護・福祉特論」（選択）、「<u>動物看護学特論</u>」（必修）、「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「動物人間関係学演習」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（選択）、「研究方法論」（必修）は、1年次前期に配置し、<u>基盤科目よりも専門性の高い「動物臨床検査学特論」（選択）、「動物臨床検査学演習」（選択）</u>や動物看護の発展的科目である「動物看護教育特論」（選択）は1年次後期に配置した。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p><b>⑤ 科目の設定単位数</b></p> <p>基礎科目の講義科目「動物愛護・福祉特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物看護学Ⅱ」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）は、原則、全15回2単位とした。ただし、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（必修）については、授業内容を勘案し、全8回1単位とした。また、「研究方法論」（必修）については、「特別研究」（必修）へとつなげる授業を行うことから、全8回1単位とした。基礎科目の演習科目「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学演習」（選択）については、講義科目との連携をとり、知識の定着を図るため全15回とするが、教育の質を保ちながら、学生の科目選択の自由度を確保するために1単位当たりの授業時間を30時間とすることとした。従って、演習科目は全15回1単位とした。</p>	<p><b>④ 科目の設定単位数</b></p> <p>基礎科目の講義科目「動物愛護・福祉特論」（選択）、「<u>動物看護学特論</u>」（必修）、「<u>動物臨床検査学特論</u>」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「ヒトと動物の環境科学特論」（選択）は、原則、全15回2単位とした。ただし、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（選択）については、授業内容を勘案し、全8回1単位とした。また、「研究方法論」（必修）については、「特別研究」（必修）へとつなげる授業を行うことから、全8回1単位とした。基礎科目の演習科目「動物看護学演習」（選択）、「<u>動物臨床検査学演習</u>」（選択）、「動物人間関係学演習」（選択）については、講義科目との連携をとり、知識の定着を図るため、全15回2単位とした。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (19~21 ページ)

新	旧
<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(2) 教員の配置</b></p> <p>① 基礎科目</p> <p>基礎科目では、「生命倫理学特論」(必修)、「動物看護学Ⅰ」(必修)、「動物看護学Ⅱ」(選択)、「動物看護学演習」(選択)、「動物人間関係学特論」(必修)、「動物人間関係学演習」(選択)、「ヒトと動物の環境科学特論」(必修)、「動物看護教育特論」(必修)、「研究方法論」(必修)に専任教員を配置した。</p> <p>「生命倫理学特論」(必修)は、本学の建学の精神及び教育理念に則り、動物看護教育の基盤であることから重要な科目であると考え、以下の3人の教員を配置する。生命倫理学を研究分野とし神学修士の学位を有する兼任講師(ヤマザキ動物看護専門職短期大学学長、元ヤマザキ動物看護大学教授)、ペットの社会学(ペットロス)を研究分野とし修士(社会学)の学位を有する教授、臨床心理学を研究分野とし博士(教育学)の学位を有する准教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「動物愛護・福祉特論」(必修)は、動物愛護・福祉領域における動物看護師としての実践的な取り組み方について、獣医師でありエジンバラ大学大学院(イギリス)において Master of Science in Applied Animal Behaviour and Animal Welfare の学位を有する兼任講師が担当する。</p> <p>「動物看護学Ⅰ」(必修)は、動物看護学領域の基盤的な分野のうち、動物解剖生理学・動物病理学・動物薬理学の観点から、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士(獣医学)の学位を有する教授、動物病</p>	<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(2) 教員の配置</b></p> <p>① 基礎科目</p> <p>基礎科目では、「生命倫理学特論」(必修)、「動物看護学特論」(必修)、「動物看護学演習」(選択)、「<u>動物臨床検査学特論</u>」(選択)、「<u>動物臨床検査学演習</u>」(選択)、「動物人間関係学特論」(必修)、「動物人間関係学演習」(選択)、「ヒトと動物の環境科学特論」(選択)、「動物看護教育特論」(選択)、「研究方法論」(必修)に専任教員を配置した。</p> <p>「生命倫理学特論」(必修)は、本学の建学の精神及び教育理念に則り、動物看護教育の基盤であることから重要な科目であると考え、以下の3人の教員を配置する。生命倫理学を研究分野とし神学修士の学位を有する兼任講師(ヤマザキ動物看護専門職短期大学学長、元ヤマザキ動物看護大学教授)、ペットの社会学(ペットロス)を研究分野とし修士(社会学)の学位を有する教授、臨床心理学を研究分野とし博士(教育学)の学位を有する准教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「動物愛護・福祉特論」(選択)は、動物愛護・福祉領域における動物看護師としての実践的な取り組み方について、獣医師でありエジンバラ大学大学院(イギリス)において Master of Science in Applied Animal Behaviour and Animal Welfare の学位を有する兼任講師が担当する。</p> <p>「動物看護学特論」(必修)及び「動物看護学演習」(選択)は、動物看護学領域の基盤的な科目として、動物解剖生理学・</p>



<p>理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、博士（獣医学）の学位を有して共立製薬株式会社に勤務する兼任講師が、オムニバスで担当する。</p> <p>「動物看護学Ⅱ」（選択）は、動物看護学領域の基盤的な分野のうち、動物内科学・動物検査学・動物栄養学・動物繁殖学の観点から、動物内科学については獣医内科学を研究分野として博士（学術）の学位を有し動物病院の院長（獣医師）である教授、動物検査学については臨床検査学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、動物栄養学についてはペット栄養学会理事であり、獣医学博士の学位を有し平成25年（2013年）からヤマザキ学園大学（現ヤマザキ動物看護大学）において「小動物栄養学」及び「小動物臨床栄養学」を教授する兼任講師、動物繁殖学については獣医学士の学位を有する動物病院の院長（獣医師）であり麻布大学大学院において6年間繁殖学講座の研究員であった兼任講師が担当する。</p> <p>「動物看護学演習」（選択）は、動物看護学領域の基盤的な科目として、動物解剖生理学・動物病理学・動物内科学の観点から、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士（獣医学）の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物内科学を研究分野として博士（学術）の学位を有し動物病院の院長（獣医師）である教授が、オムニバスで担当する。</p> <p>「動物人間関係学特論」（必修）は、動物人間関係学領域の基盤的な科目として、動物と人間の関係性についてアニマルセラピー、分子生物学（イヌの特性）、動物行動学、動物文化人類学、ペットの社会学</p>	<p>動物病理学・動物内科学の観点から、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士（獣医学）の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物内科学を研究分野とし医学博士の学位を有する教授が、オムニバスで担当する。</p> <p><u>「動物臨床検査学特論」（選択）及び「動物臨床検査学演習」（選択）は、動物医療に必要とされる臨床検査の専門的知識に関して、臨床検査学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</u></p>
---	---

<p>(ペットロス)、猫・愛玩鳥の特性の多角的視点から教授するため、動物応用科学分野を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授(学長)、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士(獣医学)を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、ペットの社会学(ペットロス)を研究分野とし修士(社会学)の学位を有する教授、動物病院の名誉院長(獣医師)であり本学開学時より「ネコの特性論」の講義を担当する兼任講師、愛玩鳥専門の動物病院の院長(獣医師)である兼任講師がオムニバスで担当する。</p> <p>「動物人間関係学演習」(選択)は、動物人間関係学領域の研究に必要な具体的題材を使用して、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士(獣医学)を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、ペットの社会学(ペットロス)を研究分野とし修士(社会学)の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「ヒトと動物の環境科学特論」(必修)は、人と動物に関わる公衆衛生と環境問題について、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授、進化生物学・海洋生態学を研究分野とし博士(理学)の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「動物看護教育特論」(必修)は、動物看護教育の歴史と現状を踏まえ、教育の施設等で必要な公衆衛生について、本学園創立以来、動物看護教育を担い愛玩動物看護師法制定に尽力してきた博士(学術)の学</p>	<p>「動物人間関係学特論」(必修)は、動物人間関係学領域の基盤的な科目として、動物と人間の関係性についてアニマルセラピー、分子生物学(イヌの特性)、動物行動学、動物文化人類学、ペットの社会学(ペットロス)の多角的視点から教授するため、動物応用科学分野を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授(学長)、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士(獣医学)を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、ペットの社会学(ペットロス)を研究分野とし修士(社会学)の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「動物人間関係学演習」(選択)は、動物人間関係学領域の研究に必要な具体的題材を使用して、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士(獣医学)を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、ペットの社会学(ペットロス)を研究分野とし修士(社会学)の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「ヒトと動物の環境科学特論」(選択)は、人と動物に関わる公衆衛生と環境問題について、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授、進化生物学・海洋生態学を研究分野とし博士(理学)の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「動物看護教育特論」(選択)は、動物看護教育の歴史と現状を踏まえ、教育の施設等で必要な公衆衛生について、本学園創立以来、動物看護教育を担い愛玩動物看護師法制定に尽力してきた博士(学術)の学</p>
---	--

<p>位を有する教授（学長）、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「研究方法論」（必修）は、「特別研究」（必修）の導入的な位置づけであることから、修士論文指導を行う 8 人の専任教員と動物内科学分野に関しては動物内科学を研究分野として博士（学術）の学位を有し動物病院の院長（獣医師）である教授がオムニバスで担当する。</p> <p><b>② 専門科目</b></p> <p>専門科目には、動物看護学領域及び動物人間関係学領域の 2 領域を配置している。</p> <p>動物看護学領域の「応用動物看護学Ⅰ」（選択）及び「応用動物看護学演習Ⅰ」（選択）は、動物解剖生理学・動物病理学分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士（獣医学）の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>同じく動物看護学領域の「応用動物看護学Ⅱ」（選択）及び「応用動物看護学演習Ⅱ」（選択）は、動物検査学・動物内科学分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、臨床検査学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、動物内科学を研究分野とし博士（学術）の学位を有し動物病院の院長（獣医師）である教授がオムニバスで担当する。</p> <p>動物人間関係学領域の「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）及び「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）は、公衆衛生学分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授が担当する。</p>	<p>位を有する教授（学長）、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「研究方法論」（必修）は、「特別研究」（必修）の導入的な位置づけであることから、修士論文指導を行う 9 人の全専任教員がオムニバスで担当する。</p> <p><b>② 専門科目</b></p> <p>専門科目には、動物看護学領域及び動物人間関係学領域の 2 領域を配置している。</p> <p>動物看護学領域の「応用動物看護学Ⅰ」（選択）及び「応用動物看護学演習Ⅰ」（選択）は、動物解剖生理学・動物病理学分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士（獣医学）の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>同じく動物看護学領域の「応用動物看護学Ⅱ」（選択）及び「応用動物看護学演習Ⅱ」（選択）は、動物検査学・動物内科学分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、臨床検査学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、動物内科学を研究分野とし医学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>動物人間関係学領域の「応用動物人間関係学Ⅰ」（選択）及び「応用動物人間関係学演習Ⅰ」（選択）は、公衆衛生学分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、衛生学・公衆衛生学を研究分野とし農学博士の学位を有する教授が担当する。</p>
--	--

<p>同じく動物人間関係学領域の「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）及び「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）は、分子生物学（イヌの特性）・動物行動学・動物文化人類学・ペットの社会学（ペットロス）分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士（獣医学）を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、ペットの社会学（ペットロス）を研究分野とし修士（社会学）の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p>「インターンシップ」（選択）は研修先である ER 八王子動物高度医療救命救急センターとの教育研究の連携における責任者として、研究科長の教授が担当する。</p>	<p>同じく動物人間関係学領域の「応用動物人間関係学Ⅱ」（選択）及び「応用動物人間関係学演習Ⅱ」（選択）は、分子生物学（イヌの特性）・動物行動学・動物文化人類学・ペットの社会学（ペットロス）分野の研究に必要な専門的な知識等を教授するため、生物化学を研究分野とし理学博士の学位を有する教授、動物行動学を研究分野とし博士（獣医学）を有する准教授、動物文化人類学を研究分野とし博士（学術）の学位を有する教授、ペットの社会学（ペットロス）を研究分野とし修士（社会学）の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p>
---	---

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

9. <授業科目が十分か不明確>

(6) 例えば、「動物看護学特論」は解剖学、生理学等の基礎的な内容を扱うが、基礎的な内容を学修するものとしては科目名が不適切である。履修内容に応じた科目名を設定すること。

(対応)

「動物看護学特論」は、動物医療の基礎的な位置づけとなる動物解剖生理学・動物病理学・動物内科学の内容であり、この内容は動物医療及び動物看護の基礎的な科目である。従って、「特論」という名称を使用しないこととした。

また、審査意見 9 (4)、審査意見 9 (5) の回答の通り、「動物看護学特論」を廃止し、「動物看護学Ⅰ」及び「動物看護学Ⅱ」の 2 科目を配置する。

「動物看護学Ⅰ」(1 年次前期、必修 2 単位) の内容は、動物解剖生理学、動物病理学、動物薬理学とし、「動物看護学Ⅱ」(1 年次前期、選択 2 単位) は、動物内科学、動物検査学、動物栄養学、動物繁殖学とする。

(表 1) 授業科目の概要 新旧対照表

新	旧
(削除)	<p>「動物看護学特論」(1 前 必修 2 単位) (概要)</p> <p>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために解剖学・生理学及び病理学から、内科学へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</p> <p>(オムニバス方式/全 15 回)</p> <p>(8 今村 伸一郎/5 回)</p>

新	旧
<p>「動物看護学Ⅰ」（1前 必修2単位） （概要）</p> <p>動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法に関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために、基礎の3本柱となる解剖学・生理学、病理学及び薬理学分野の基礎研究について学び、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</p>	<p>解剖学、生理学の研究分野及びトピックスの紹介。解剖学と生理学は密に関連していることを理解するための、その両者の関連事項についてディスカッションする。またその1つの例として、骨格構造とそこにみられる生理学的機能の関連性をピックアップする。</p> <p>（7 梅村 隆志／5回）</p> <p>病理学の研究分野及びトピックスの紹介。炎症現象や腫瘍形成の根本理解は、病的側面として、臨床における問題解決の重要な手掛かりを与えてくれるものであることを理解するため、病理学的、病理組織学的解析から得られる事象について、ディスカッションを通して修得していく。</p> <p>（5 富田 幸子／5回）</p> <p>動物内科学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的かつ重要な疾患について専門的理解を深め、動物看護師としての立場からの最善のアプローチについて、ディスカッションを交えながら探求する。</p> <p>（追加）</p>

新	旧
<p>(オムニバス方式／全 15 回)</p> <p>(8) 今村 伸一郎／6 回 解剖学、生理学の研究分野及びトピックスの紹介。解剖学と生理学は密に関連していることを理解するための、その両者の関連事項についてディスカッションする。またその 1 つの例として、骨格構造とそこにみられる生理学的機能の関連性をピックアップしながら教授する。</p> <p>(7) 梅村 隆志／6 回 病理学の研究分野及びトピックスの紹介。炎症現象や腫瘍形成、術後合併症の病理学的理解は、臨床における問題解決の重要な手掛かりを与えてくれるものであり、それらを理解するため、病理学的、病理組織学的解析から得られる事象について、ディスカッションを通して修得できるよう教授する。</p> <p>(13) 近藤 昌弘／3 回 薬理学の研究分野及びトピックスの紹介。動物用医薬品の開発や薬効の研究について、どのようにこの分野が発展してきたのか、また今後の方向性などを紹介する。さらに、動物看護の場において、動物看護師が知っておくべき動物用医薬品等に関する知識について、ディスカッションを通し教授する。</p> <p>「動物看護学Ⅱ」 (1 前 選択 2 単位) (概要) 動物医療における動物看護学の占める学問的位置づけについて研究データを基に明確にする。同時に、今後の動物看護学の発展のために、動物医療における研究法や臨床手技に</p>	<p>(追加)</p>

新	旧
<p>関する内容について具体的に詳しく教授する。本講義では、動物看護学を学問として発展させるために動物内科学、動物栄養学、動物繁殖学、動物検査学の分野を臨床へとつなげ、愛玩動物看護師の果たすべき具体的役割を考える指針となるべく指導する。さらに、それらが、動物看護学研究発展に寄与できるよう教授する。</p> <p>(オムニバス方式/全 15 回)</p> <p>(4) 櫻井 富士朗/4 回)</p> <p>動物内科学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床現場で遭遇するであろう代表的かつ重要な疾患について専門的理解を深め、動物看護師としての立場からの最善のアプローチについて、ディスカッションを交えながら探求する。</p> <p>(14) 大島 誠之助/3 回)</p> <p>動物栄養学の研究分野で話題性の高い成果の紹介。動物の成長などのステージ別栄養状態に対する理解。臨床現場で有益と思われる代表的な疾患の臨床栄養学的対応などの把握。これらから臨床栄養学の貢献と限界などについて、専門的理解を深め、愛玩動物看護師としての最善策の追求について、討議を交えながら探求する。</p> <p>(15) 小嶋 佳彦/3 回)</p> <p>犬と猫の動物繁殖学を臨床現場の実際の症例をとおして、発情徴候と交尾からみた繁殖生理、雄の疾患、雌の疾患、不妊および去勢・人工授精、乳腺、産科、新生子の疾患などを教授する。</p>	



新	旧
<p>(3) 岡崎 登志夫／5回)</p> <p>動物臨床検査学の研究分野及びトピックスの紹介。臨床検査データを総合的に解析し、各種疾患について動物看護学研究が適切に実施できるように教授する。また、研究を展開する実践的知識と技術を追求するため、具体的なデータ解析手法や研究論文を紹介し、修士論文の執筆に備えることができるように教授する。</p> <p>「動物看護学演習」 (1前 選択 1単位) (概要)</p> <p>動物看護学領域の解剖学・生理学、病理学、内科学分野における研究課題を紹介し、それにかかわる知見を整理し、ディスカッション、プレゼンテーションを通して、研究の目的、研究技法・装置、結果の具体的内容を把握し、当該分野における研究の意義を理解できるようにする。また、本演習を通じて、各々が修士論文として取り組むテーマについても、動物看護学における意義を理解し、その重要性について掌握できるように教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全 15回)</p> <p>(8) 今村 伸一郎／5回)</p> <p>動物解剖生理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考えることができるように教授する。</p> <p>(7) 梅村 隆志／5回)</p> <p>動物病理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、当該分野の疑問</p>	<p>「動物看護学演習」 (1前 選択 2単位) (概要)</p> <p>動物看護学領域の解剖学・生理学、病理学、内科学分野における研究課題を紹介し、それにかかわる知見を整理し、ディスカッション、プレゼンテーションを通して、研究の目的、研究技法・装置、結果の具体的内容を把握し、当該分野における研究の意義を理解できるようにする。また、本演習を通じて、各々が修士論文として取り組むテーマについても、動物看護学における意義を理解し、その重要性について掌握できるように教授する。</p> <p>(オムニバス方式／全 15回)</p> <p>(8) 今村 伸一郎／5回)</p> <p>動物解剖生理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考える。</p> <p>(7) 梅村 隆志／5回)</p>

新	旧
<p>点や問題点の抽出を行い、ディスカッション、プレゼンテーションを通して問題解決策を考えることができるように教授する。</p> <p>(4) 櫻井 富士朗/5回</p> <p>動物内科学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考えることができるように教授する。</p>	<p>動物病理学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、ディスカッション、プレゼンテーションを通して問題解決策を考える。</p> <p>(5) 富田 幸子/5回</p> <p>動物内科学分野のテーマについて、文献検索、収集、内容理解を図り、ディスカッション、プレゼンテーションを通して当該分野の疑問点や問題点の抽出を行い、問題解決策を考える。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (15~18 ページ)

新	旧
<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b></p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>① 科目区分と科目構成</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>基礎科目には、動物看護学及び動物人間関係学に必要なとされる専門的な知識を学修する、本大学院の教育課程の基礎となる科目を配置した。</p> <p>基礎科目には「生命倫理学特論」(必修)、「動物愛護・福祉特論」(必修)、「動物看護学Ⅰ」(必修)、「動物看護学Ⅱ」(選択)、「動物看護学演習」(選択)、「動物人間関係学特論」(必修)、「動物人間関係学演習」(選択)、「ヒトと動物の環境科学特論」(必修)、「動物看護教育特論」(必修)、「研究方法論」(必修)を配置した。</p> <p>(略)</p>	<p><b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b></p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>① 科目区分と科目構成</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>基礎科目には、動物看護学及び動物人間関係学に必要なとされる専門的な知識を学修する、本大学院の教育課程の基礎となる科目を配置した。</p> <p>基礎科目には「生命倫理学特論」(必修)、「動物愛護・福祉特論」(選択)、「動物看護学特論」(必修)、「動物看護学演習」(選択)、「動物臨床検査学特論」(選択)、「動物臨床検査学演習」(選択)、「動物人間関係学特論」(必修)、「動物人間関係学演習」(選択)、「ヒトと動物の環境科学特論」(選択)、「動物看護教育特論」(選択)、「研究方法論」(必修)を配置した。</p> <p>(略)</p>

<p>② 必修科目・選択科目</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>「生命倫理学特論」、「動物愛護・福祉特論」、「動物看護学Ⅰ」、「動物人間関係学特論」、「ヒトと動物の環境科学特論」は、本研究科の教育研究における基盤的科目であることから必修科目とした。また、「動物看護教育特論」は愛玩動物看護師が国家資格になったことを踏まえ、養成所（専修学校等）において教育に携わることができる指導力及び動物病院、動物関連企業、動物関連団体等における公衆衛生の教育・指導力を養うため、必修科目とした。</p> <p>「動物看護学Ⅱ」、「動物看護学演習」は、主に動物看護学領域に関する特別研究を行う学生を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 配当年次</p> <p>基礎科目は、すべて1年次に配置している。その中でも専門領域の基盤となる科目である「生命倫理学特論」（必修）、「動物愛護・福祉特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物看護学Ⅱ」（選択）、「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「動物人間関係学演習」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）、「研究方法論」（必修）は1年次前期に配置し、動物看護の発展的科目である「動物看護教育特論」（必修）は1年次後期に配置した。</p>	<p>② 必修科目・選択科目</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>「生命倫理学特論」、「動物看護学特論」、「動物人間関係学特論」は、本研究科の教育研究における基盤的科目であることから必修科目とした。</p> <p>「動物看護学演習」、「動物臨床検査学特論」、「動物臨床検査学演習」は、主に<u>専門科目の動物看護学領域を選択する学生</u>を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 配当年次</p> <p>基礎科目は、すべて1年次に配置している。その中でも専門領域の基盤となる科目である「生命倫理学特論」（必修）、「動物愛護・福祉特論」（選択）、「<u>動物看護学特論</u>」（必修）、「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「動物人間関係学演習」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（選択）、「研究方法論」（必修）は、1年次前期に配置し、<u>基盤科目よりも専門性の高い「動物臨床検査学特論」（選択）、「動物臨床検査学演習」（選択）</u>や動物看護の発展的科目である「動物看護教育特論」（選択）は1年次後期に配置した。</p>
--	---

(略)	(略)
<p><b>⑤ 科目の設定単位数</b></p> <p>基礎科目の講義科目「動物愛護・福祉特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物看護学Ⅱ」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）は、原則、全15回2単位とした。ただし、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（必修）については、授業内容を勘案し、全8回1単位とした。また、「研究方法論」（必修）については、「特別研究」（必修）へとつなげる授業を行うことから、全8回1単位とした。基礎科目の演習科目「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学演習」（選択）については、講義科目との連携をとり、知識の定着を図るため全15回とするが、教育の質を保ちながら、学生の科目選択の自由度を確保するために1単位当たりの授業時間を30時間とすることとした。従って、演習科目は全15回1単位とした。</p>	<p><b>④ 科目の設定単位数</b></p> <p>基礎科目の講義科目「動物愛護・福祉特論」（選択）、「<u>動物看護学特論</u>」（必修）、「<u>動物臨床検査学特論</u>」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「ヒトと動物の環境科学特論」（選択）は、原則、全15回2単位とした。ただし、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（選択）については、授業内容を勘案し、全8回1単位とした。また、「研究方法論」（必修）については、「特別研究」（必修）へとつなげる授業を行うことから、全8回1単位とした。基礎科目の演習科目「動物看護学演習」（選択）、「<u>動物臨床検査学演習</u>」（選択）、「動物人間関係学演習」（選択）については、講義科目との連携をとり、知識の定着を図るため、全15回2単位とした。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (19～21 ページ)

新	旧
<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(2) 教員の配置</b></p> <p><b>① 基礎科目</b></p> <p>基礎科目では、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護学Ⅰ」（必修）、「動物看護学Ⅱ」（選択）、「動物看護学演習」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「動物人間関係学演習」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（必修）、「動物看護教育特論」（必修）、「研究方法論」（必修）に専任教員を配置した。</p>	<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(2) 教員の配置</b></p> <p><b>① 基礎科目</b></p> <p>基礎科目では、「生命倫理学特論」（必修）、「動物看護学特論」（必修）、「動物看護学演習」（選択）、「<u>動物臨床検査学特論</u>」（選択）、「<u>動物臨床検査学演習</u>」（選択）、「動物人間関係学特論」（必修）、「動物人間関係学演習」（選択）、「ヒトと動物の環境科学特論」（選択）、「動物看護教育特論」（選択）、「</p>

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>「動物看護学Ⅰ」(必修)は、動物看護学領域の基盤的な分野のうち、動物解剖生理学・動物病理学・動物薬理学の観点から、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士(獣医学)の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、博士(獣医学)の学位を有して共立製薬株式会社に勤務する兼任講師が、オムニバスで担当する。</p> <p>「動物看護学Ⅱ」(選択)は、動物看護学領域の基盤的な分野のうち、動物内科学・動物検査学・動物栄養学・動物繁殖学の観点から、動物内科学については獣医内科学を研究分野として博士(学術)の学位を有し動物病院の院長(獣医師)である教授、動物検査学については臨床検査学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、動物栄養学についてはペット栄養学会理事であり、獣医学博士の学位を有し平成25年(2013年)からヤマザキ学園大学(現ヤマザキ動物看護大学)において「小動物栄養学」及び「小動物臨床栄養学」を教授する兼任講師、動物繁殖学については獣医学士の学位を有する動物病院の院長(獣医師)であり麻布大学大学院において6年間繁殖学講座の研究員であった兼任講師が担当する。</p> <p>「動物看護学演習」(選択)は、動物看護学領域の基盤的な科目として、動物解剖生理学・動物病理学・動物内科学の観点から、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士(獣医学)の学位を有する教授、動物病</p>	<p>「研究方法論」(必修)に専任教員を配置した。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p>「動物看護学特論」(必修)及び「動物看護学演習」(選択)は、動物看護学領域の基盤的な科目として、動物解剖生理学・動物病理学・動物内科学の観点から、動物解剖学・生理学を研究分野とし博士(獣医</p>
---	--

<p>理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物内科学を研究分野として博士（学術）の学位を有し動物病院の院長（獣医師）である教授が、オムニバスで担当する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>学)の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授、動物内科学を研究分野とし医学博士の学位を有する教授が、オムニバスで担当する。</p> <p style="text-align: center;"><u>「動物臨床検査学特論」(選択)及び「動物臨床検査学演習」(選択)は、動物医療に必要とされる臨床検査の専門的知識に関して、臨床検査学を研究分野とし博士(学術)の学位を有する教授、動物病理学を研究分野とし獣医学博士の学位を有する教授がオムニバスで担当する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
---	--

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

9. <授業科目が十分か不明確>

(7) 授業科目の必修・選択について、公衆衛生に関する科目は選択科目となっているため、必修とすること。また、「動物愛護・福祉特論」は選択科目となっているが、あらゆる動物を対象とした福祉は動物看護等の観点でも重要な科目であり、必修とすることが望ましい。

(対応)

ディプロマポリシーにおいて「エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している」となっていることに加え、公衆衛生学は、人と動物の共生に欠かせない「One World-One Health（資料 9-7-1）」の重要な分野であり、学部の教育に加え、愛玩動物看護師として、さらに高度な学修が必要であることから、ご指摘の通り、公衆衛生に関わる基礎科目の「人と動物の環境科学特論」を選択科目から必修科目に変更する。

また、教育理念の「ア 教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている」及びディプロマポリシーの「ア 教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている」となっていることから、「動物愛護・福祉特論」の重要性に鑑み、選択科目から必修科目へと変更する。

本研究科の修了要件は次の通りである。

基礎科目においては、必修 11 単位に加え、選択 4 単位の中から 2 単位以上修得する。専門科目においては、動物看護学領域・動物人間関係学領域のそれぞれから 2 単位以上修得の上、専門科目（選択科目）全体で 9 単位以上修得する。

以上の基礎科目と専門科目に加え、特別研究 10 単位を修得し、修了要件は 32 単位以上とする。特別研究については、研究指導を受けた上で、修士論文を作成し、論文審査に合格することにより単位を修得する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (12~17 ページ)

新	旧
<b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b> <b>(2) 教育課程の特色</b> <b>① 生命を尊び、動物愛護の精神を学修する教育課程</b> 教育研究上の理念である「生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をも	<b>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</b> <b>(2) 教育課程の特色</b> <b>① 生命を尊び、動物愛護の精神を学修する教育課程</b> 教育研究上の理念である「生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をも

<p>った豊かな人間教育を行う」を教育課程に反映させ、基礎科目に「生命倫理学特論」（必修）と「動物愛護・福祉特論」（必修）を配置した。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(3) 科目区分等の概要</b></p> <p><b>② 必修科目・選択科目</b></p> <p>本研究科の教育課程では、以下のとおり必修科目と選択科目を設定している。</p> <p><b>ア. 基礎科目</b></p> <p>「生命倫理学特論」、「動物愛護・福祉特論」、「動物看護学Ⅰ」、「動物人間関係学特論」、「ヒトと動物の環境科学特論」は、本研究科の教育研究における基盤的科目であることから必修科目とした。また、「動物看護教育特論」は愛玩動物看護師が国家資格になったことを踏まえ、養成所（専修学校等）において教育に携わることができる指導力及び動物病院、動物関連企業、動物関連団体等における公衆衛生の教育・指導力を養うため、必修科目とした。</p> <p>「動物看護学演習」は、主に動物看護学領域に関する特別研究を行う学生を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p>「動物人間関係学演習」は、主に動物人間関係学領域に関する特別研究を行う学生を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>った豊かな人間教育を行う」を教育課程に反映させ、基礎科目に「生命倫理学特論」（必修）と「動物愛護・福祉特論」<u>（選択）</u>を配置した。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(3) 科目区分等の概要</b></p> <p><b>② 必修科目・選択科目</b></p> <p>本研究科の教育課程では、以下のとおり必修科目と選択科目を設定している。</p> <p><b>ア. 基礎科目</b></p> <p>「生命倫理学特論」、「動物看護学特論」、「動物人間関係学特論」は、本研究科の教育研究における基盤的科目であることから必修科目とした。</p> <p>「動物看護学演習」、「動物臨床検査学特論」、「動物臨床検査学演習」は、主に<u>専門科目の動物看護学領域を選択する学生</u>を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p>「動物人間関係学演習」、「ヒトと動物の環境科学特論」は、主に動物人間関係学領域を選択する学生を対象とする科目のため、選択科目とした。</p> <p>「動物愛護・福祉特論」は「生命倫理学特論」の展開的科目であるため、<u>選択科目</u>とした。</p> <p>「動物看護教育特論」は、愛玩動物看護師が国家資格になったことを踏まえ、養成所（専修学校等）における教育に携わる指導者及び動物病院、動物関連企業、動物関</p>
--	---



	<p><u>連団体等における公衆衛生の教育・指導者に興味を持つ学生を対象とした科目のため選択科目とした。</u></p>
--	--



1 (書類等の題名)

第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議「福岡宣言」について (資料9-7-1)

2 (出典)

日本獣医師会

3 (引用範囲)

「日本獣医師会雑誌 Vol.72 No.7 2019」(日本獣医師会) (ivページ)

4 (その他の説明)

特になし

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

**【教育課程等】**

10. <研究指導の体制が不明確>

研究指導について、研究指導体制や研究倫理審査が不明確であることから、関係規程等を提示しつつ具体的に説明すること。

(対応)

研究指導体制や研究倫理審査について、研究指導体制について、次の通り説明する。

研究指導に関しては、研究指導教員とヤマザキ動物看護大学大学院研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）が連携して、研究指導体制を構築する。

研究指導教員は、学生が希望する研究テーマ及び内容について、学生と面談し、テーマを確認する。研究科委員会は、学生の研究テーマに基づき指導教員を最終決定する。

学生は、1年次後期開始前までに指導教員とともに研究テーマを確認の上、決定し、研究科委員会に報告し承認を得ることで、研究科委員会は、修士論文に相応しい研究テーマであるかを審査し、修士論文のレベルを担保する。

学生は、1年次10月から研究計画書の作成に着手する。また、必要に応じて、本研究科または協力研究機関・施設の基準に従って倫理審査の手続きに必要な書類を作成する。

本学の建学の精神である「生命への畏敬」と動物愛護の精神に則り、研究テーマ、研究内容、研究方法等については、研究者としての倫理性を重んじ、「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」（資料10-1）及び「ヤマザキ動物看護大学 動物実験倫理指針」（資料10-2）により、研究テーマ、研究手法等に倫理上の問題がないか研究計画等の倫理審査を行う。

また、研究計画書の作成と並行して、研究開始前に研究対象者、研究協力施設との交渉や契約等の調整を行う。

学生は1年後期より研究を開始し、同時に指導教員は論文執筆に必要な資料、文献、データについて指導する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (26～27 ページ)

新	旧
<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p><b>(3) 研究指導及び指導体制等</b></p> <p>研究指導に関しては、研究指導教員とヤマザキ動物看護大学大学院研究科委員会</p>	<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p><b>(3) 研究指導</b></p> <p>学生の特別研究は、以下の流れにより実施する（資料18）。</p>

(以下、研究科委員会という)が連携して、研究指導体制を構築する。

研究指導教員は、学生が希望する研究テーマ及び内容について、学生と面談し、テーマを確認する。研究科委員会は、学生の研究テーマに基づき指導教員を最終決定する。

学生は、1年次後期開始前までに指導教員とともに研究テーマを確認の上、決定し、研究科委員会に報告し承認を得ることで、研究科委員会は、修士論文に相応しい研究テーマであるかを審査することにより、修士論文のレベルを担保する。

学生の特別研究は、以下の流れにより実施する(資料19)。

#### ① 研究指導教員

1年次前期に開講する「研究方法論」(必修)で分野別専任教員が専門とする研究内容や研究方法等を教授した後、学生は希望する指導教員と個別面談を行い、学生が取り組みたい研究テーマ及び内容を確認する。その後、1年次後期開始までに、指導教員を決定する。

#### ② 研究テーマの決定

学生は、1年次後期開始前までに指導教員と研究テーマを決定し、研究科委員会に報告し、承認を得る。

#### ③ 研究計画・研究倫理の審査

学生は、1年次10月から研究計画書の作成に着手する。また、必要に応じて、本

#### ① 研究指導教員

1年次前期に開講する「研究方法論」(必修)で分野別専任教員が専門とする研究内容や研究方法等を教授した後、学生は希望する指導教員と学生が個別面談を行い、学生が取り組みたい研究テーマ及び内容を確認する。その後、1年次後期開始までにヤマザキ動物看護大学大学院研究科委員会(以下、研究科委員会という)において、指導教員を決定する。

#### ② 研究テーマの決定

学生は、1年次後期開始前までに指導教員と研究テーマを決定し、研究科委員会に報告し、承認を得る。

#### ③ 研究計画・研究倫理の審査

学生は、1年次10月から研究計画書の作成に着手する。また、必要に応じて、本研究科または協力研究機関・施設の基準に従って倫理審査の手続きに必要な書類を作

<p>研究科または協力研究機関・施設の基準に従って、倫理審査の手続きに必要な書類を作成する。</p> <p>ヤマザキ動物看護大学倫理審査委員会は、学生が提出した研究計画書及び申請書類に基づき、本学の建学の精神である「生命への畏敬」と動物愛護の精神に則り、研究テーマ、研究内容、研究方法等については、研究者としての倫理性を重んじ、「ヤマザキ動物看護大学 人を対象とした研究倫理指針」（資料 20-1）及び「ヤマザキ動物看護大学 動物実験倫理指針」（資料 20-2）により、研究テーマ、研究手法等に倫理上の問題がないか倫理審査を行う。また、研究計画書の作成と並行して、研究開始前に研究対象者、研究協力施設との交渉や契約等の調整を行う。学生は1年次後期より研究を開始し、同時に指導教員は論文執筆に必要な資料、文献、データについて指導する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>⑦ 学位論文審査体制、公表の方法</b></p> <p>研究科委員会が、各修士論文の主審査員、副審査員2名を決定する。</p> <p>主審査員及び副審査員は、特別研究の評価を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、修了判定を行い学長に報告する。</p> <p>完成した修士論文については、大学院の修士論文集として大学図書館で公開する。</p> <p>なお、指導教員と主審査員は兼ねることができないものとする。</p>	<p>成する。ヤマザキ動物看護大学倫理審査委員会は、学生が提出した研究計画書及び申請書類に基づき、</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>研究テーマ、研究手法等に倫理上の問題がないか倫理審査を行う。</p> <p>また、研究計画書の作成と並行して、研究開始前に研究対象者、研究協力施設との交渉や契約等の調整を行う。</p> <p>学生は1年後期より研究を開始し、同時に指導教員は論文執筆に必要な資料、文献、データについて指導する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>⑦ 学位論文審査体制、公表の方法</b></p> <p>研究科委員会が<u>指導教員を決定したのち</u>、各修士論文の主審査員、副審査員2名を決定する。</p> <p>主審査員及び副審査員は、特別研究の評価を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、修了判定を行い学長に報告する。</p> <p>完成した修士論文については、大学院の修士論文集として大学図書館で公開する。</p> <p>なお、指導教員と主審査員は兼ねることができないものとする。</p>
---	--



## ○ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針

平成24年10月1日

制定

## I 人を対象とした研究倫理指針（規程・倫理的配慮）

研究活動を行うときにはさまざまな人や組織と関係するが、相手によって配慮すべき内容は異なる。以下の項目では、共同研究者、研究補助者、指導学生、研究報告書の読者、研究者や研究対象者が所属する集団・組織など、それぞれの立場の違いを考慮する必要がある。以下に、研究の計画段階から、研究の遂行、研究の終了、研究成果の公表、そして研究終了後の管理まで、時間経過に沿って、研究一般に共通する倫理上の指針を示す。

## 1 基本的指針

- ① 研究に際して、研究対象者又は関係者の心身に不必要な負担を掛け、又は苦痛若しくは不利益をもたらすことを行ってはならない。
- ② その研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行ってはならない。
- ③ 事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、研究対象者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。研究終了後も、同様とする。
- ④ 他者の知的成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交え、相互の名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

## 2 研究計画の倫理的配慮

研究を計画する段階においては、研究の意義、研究対象者の選定、研究方法の選択、研究期間や研究を行う場所の設定、研究成果の公表の方法、研究のメリットとデメリットのバランスなどを明確に記述し、研究上さまざまな面に起こりうる事態を想定し、予防・対処する手だてを事前に講じておく。

## 3 委員会の承認

研究責任者は、原則として、研究の実施に先立ち、委員会に具体的な研究計画（様式1号、様式2号）を示し承認を受けなければならない。

ただし、卒業論文における研究については、指導教員が委員会の承認が必要と判断した場合及びその研究成果の学外への発表（発表予定も含め）の場合を除き、原則として、承認を必要としないこととする。



#### 4 研究対象者の心身の安全、人権の尊重

研究責任者は、研究対象者の心身の安全に責任をもたなければならない。研究に協力することによって心身の問題や対人関係上の問題が研究対象者に生じないように真摯に対処する必要がある。また、年齢、性別、人種、信条、社会的立場などの属性にかかわらず研究対象者の人権を尊重しなければならない。

#### 5 インフォームド・コンセント

研究責任者は、研究対象者に対し、研究目的・方法及び研究成果の公表方法、研究終了後の対応について研究を開始する前に十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。説明を行う際には、研究に関して誤解が生じないように努め、研究対象者が自由意思で研究協力を決定できるよう配慮する。

研究への協力を同意した場合でも、対象者は不利益を受けることなく研究の途中で協力を取りやめる権利を有することを説明する。（断り書：同上）

#### 6 代諾者が必要なインフォームド・コンセント

子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、通常の説明方法では研究内容の理解を得られたと判断できない研究対象者の場合には、理解を得るために最善を尽くす必要がある。自由意思による研究協力の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

#### 7 事前に全情報が開示できない場合の事後の説明の必要性

研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、原則として、事後に情報を開示し、また、開示しなかった理由などを十分に説明し、誤解が残らないようにする。

#### 8 研究計画の変更に伴う手続

研究を遂行する過程において、なんらかの理由で研究計画の変更が必要になった場合には、原則として、その変更内容を研究対象者にも説明し、研究開始時に行われたインフォームド・コンセントと同様のやり方で、研究協力を継続するかどうかを確認する。

#### 9 研究対象者及び施設への研究協力、許可の依頼

研究対象者及び施設（責任者）などに対しては、研究目的、内容と依頼事項を具体的に記載し、許可を得る。

#### 10 適切な情報収集の手段

研究対象者に関する情報を収集する場合、研究責任者はその手段が研究対象者に不利益をもたらすことはないかどうか、事前の吟味を怠ってはならない。質問紙調査やインタビューにおける質問項目、実験やフィールドにおける観察項目などを作成する際には、研究者の観点からだけでなく研究対象者の観点からも、それらの項目が内容的にまた形式的に適切であるかどうかを検討する必要がある。

#### 11 個人情報の収集と保護

研究責任者が収集できる個人情報は、研究目的との関係で必要なもののみであり、収集する個人情報の量や範囲をむやみに広げてはならない。個人情報とその入手目的、利用方法に関しては、インフォームド・コンセントの手続によって研究対象者から同意を得ておく。また、知り得た個人情報は、研究対象者の関係者や所属する集団・組織に漏えいすることがないように保護・管理を厳重に行わなければならない。資料には個人名などは記載せず、符号化する。

公開する資料は、研究目的以外には使用せず、臨床研究がチームで行われる場合には、個人情報はそのチーム内で共有されることがあるが、チーム外の第三者には開示しない。なお、研究対象者の個人情報は、研究上の必要性が消失した場合には、速やかに裁断する。

#### 12 研究データの管理

研究で得られたデータは、紛失、漏えい、取り違いなどを防ぐために、厳重に保管し管理しなければならない。紙媒体による研究データの保管には施錠できる場所を利用し、電子媒体による保管の場合にはアクセスできる者を限定するなどの工夫を施す。管理者の異動に際しても、研究データとともに管理責任が滞りなく委譲されるようなシステムを構築しておく。

#### 13 研究成果公表時の個人情報の保護

研究責任者は、研究成果を公表する場合には、研究対象者や周囲の人々、あるいは団体・組織名が特定できる情報は匿名化するなどの工夫を行い、プライバシーには最大限の配慮をする。たとえ直接の研究対象者が実名の公表を許可ないし要請した場合でも、関係者全体に与える影響を慎重に考慮して表現を工夫する。公表した後、不利益を生じる事態が生じた場合には、速やかに対処する。

#### 14 研究終了後の情報開示と問い合わせへの対応

研究責任者は、研究が終了した後も、たとえ追跡調査などの計画がない場合でも、研究対象者からの情報開示の要求や問い合わせには誠実に対応する。

## 15 研究資金の適切な運用

研究責任者は、補助金（助成金）などを運用して研究や実践活動を行う際、補助金の運用規程がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。研究や実践活動においては、特定の個人・団体の利益や価値観にかかわらず、研究者は学術的中立性を保ち、事実に基づいた正確な結果を報告する義務がある。

### II 改廃

この研究倫理指針の改正及び廃止は、研究委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附則：この研究倫理指針は、平成24年10月1日から施行する。

附則：この研究倫理指針は、平成27年5月18日から施行する。

附則：この研究倫理指針は、平成28年4月1日から施行する。

附則：この研究倫理指針は、平成28年6月13日から施行する。

附 則（平成30年7月13日研究委員会承認、平成30年9月18日教授会承認）

この指針は、平成30年4月1日から改正施行する。

様式1号

平成 年 月 日

研究委員長 殿

研究代表者 氏名



「人を対象とする研究倫理審査」申請書

私は「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」を熟読した上で、以下のとおり審査を申請致します。

研究題目（仮題可） （個人研究/共同研究： いずれかに○）	個人研究・共同研究（学内研究者のみ）・共同研究（含学外研究者）
研究代表者（所属機関）	
研究構成員（所属機関） （共同研究のみ要記載）	
研究目的	
研究意義	
研究手法 （別添可）	
研究対象 （別添可）	
研究概要 （別添可）	
期待される成果	

審査委員記入欄	審査終了: 年 月 日	
	修正意見等	
	<p>審査結果</p> <p><input type="checkbox"/> 本研究計画は、ヤマザキ動物看護大学「人を対象とした研究倫理指針」に適合する。  (条件: )</p> <p><input type="checkbox"/> 本研究計画は、ヤマザキ動物看護大学「人を対象とした研究倫理指針」に適合しない。  (理由: )</p>	
	署名 印	署名 印
研究委員長承認欄	承認: 年 月 日	
	<p>本研究計画を承認します。</p> <p>研究委員長 印</p>	

様式2号

「人を対象とする研究倫理審査」に関するチェックシート

本チェックシートにより、「研究委員会」による人を対象とした研究倫理審査が必要となるか否かを、自己判断していただくことができます。

以下の質問に、「はい」または「いいえ」でお答えください。

研究者氏名	
所 属	
研究課題名	

<危険性>

1. 精神的・身体的の別に関わらず、研究対象者自身に、何らかの危険または不利益が生じると予想される。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. 運動・訓練の実施や、食事・睡眠・その他行為の制限、物理的刺激の供与等を行なうことにより、研究対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える身体的な痛みを与える、または我慢や不便を強いる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や、雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与えたり、あるいは何らかの差別を受けたりするおそれのある情報の収集など、研究対象者に潜在的に不利益となる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5. 精神的・身体的の別に関わらず、授業において、日常生活の範囲を超える危険や苦痛、不利益を与える可能性のある実験や調査等に学生を参加させるものである。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<インフォームド・コンセント>

6. 研究対象者に研究課題・目的・方法・研究参加の取り止めなどに関して説明を行い、本人のインフォームド・コンセントが得られている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7. 研究への協力は本人の自由意思に基づくものである。 研究対象者が障害(知的・精神・身体・その他)のある人や未成年者であって、本人の意思を確認できない場合、保護者や代理人の許可を得られている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

様式2号

8. 収集された情報は、当該研究での使用に関する明確な同意が得られている(ただし、法律に基づいて実施された調査のデータや、既に匿名化された情報を利用する場合にはその限りでは無い)。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

<プライバシー問題>

9. 個人情報に関する守秘義務を保つための配慮が十分なされており、個人情報の管理・保管が万全の体制で配慮されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10. 研究結果は研究会・学会・学術雑誌などで公表することがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<虚偽の研究方法>

11. 一時的であれ研究対象者をだますものではない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
----------------------------	--

<利益相反>

12. 研究対象者および／もしくはそれ以外の関係者(研究対象者の家族・遺族、研究成果の読者、関連団体等)との間に明らかに事前に予測される利益相反はない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

<報酬>

13. 金銭的誘因(交通費及び調査に要した時間に対する合理的な費用弁償を除く)を研究対象者等に支払うものではない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

<手続き>

14. 例えば、以下の外部機関などより、研究倫理審査を受けることを要請されている。 ・ 研究資金提供先(科学研究費等の公的研究費、民間団体他) ・ 発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

⇒ 申請される場合は、申請書にこのチェックシートを添付してください。

注：上記のうち、一つでも「はい」(1～5. 及び14. )または、「いいえ」(6～13. )があれば、研究委員会の審査を受けることを勧めます。

## ○ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針

平成30年9月18日

制定

## (目的)

第1条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、ヤマザキ動物看護大学（以下「本学」という。）における適正な動物実験等の実施を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物実験施設 実験動物の飼養・保管及び動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び動物実験施設を管理する者をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

## (適用範囲)



第3条 この指針は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認する。

(学長の責務)

第4条 ヤマザキ動物看護大学長(以下「学長」という。)は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物実験施設の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第5条に定める動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 委員会の役割及び構成等については、別に規定を定める。

(動物実験計画の立案)

第5条 動物実験責任者(以下「責任者」という。)は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案しなければならない。

(1) 動物実験等の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮し、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件の考慮

(4) 実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択と苦痛の軽減措置

(5) 苦痛度の高い動物実験等又は致死的な動物実験等を行う場合は、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定  
(動物実験計画等の申請・審査等)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等に際し、所定の「動物実験計画書」(様式第1号)を実験開始予定日の1か月前までに学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該責任者に通知する。

3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、責任者に対し助言を与え、又は動物実験計画を修正させるなど、動物実験計画の承認に当たって必要な措置を講じることが

できるものとする。

4 責任者は、動物実験計画について、学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

5 責任者は、第2項で承認を得た動物実験計画を変更する場合は、所定の「動物実験計画変更申請書」（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

6 学長は、第2項の規定により承認した動物実験計画について、必要に応じ、当該計画の実施状況等に関して委員会に諮り、委員会の助言を受けて当該計画の禁止又は中止を勧告することができる。

7 動物実験計画書は、年度ごとに提出する。

（動物実験等実施後の報告）

第7条 動物実験責任者は、動物実験等を終了又は中止したときは、所定の「動物実験計画（終了・中止）報告書」（様式第3号）を速やかに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の報告内容を委員会に諮り、必要に応じ、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

（実験操作）

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に則するとともに、特に次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③ 適切な術後管理

④ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、安全のための適切な施設や設備を確保する必要があるため、本学では認めないこととする。

(4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実験動物の飼養及び保管）

第9条 実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の

愛護の観点から適切に実施しなければならない。

(飼養保管マニュアルの作成と周知)

第10条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の導入)

第11条 管理者は、実験動物の導入にあたり、関係法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から導入させなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第12条 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌給水を行うこと。

(2) 実験目的以外の傷害や疾病にかかることを予防する等、必要な健康管理を行うこと。  
また、実験動物が傷害を負い又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない安易で、適切な治療等を行うこと。

(3) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(実験動物の記録の保存及び報告)

第13条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告しなければならない。

(実験動物の譲渡等の際の情報提供)

第14条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(実験動物の輸送)

第15条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康

及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(動物実験施設の設置)

第16条 動物実験施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「動物実験施設設置承認申請書」(様式第4号)を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請を委員会に審査を付議し、その結果を受け、当該設置の承認又は日承認を決定し、当該申請者へ通知するものとする。

3 前項で承認された動物実験施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(動物実験施設の要件)

第17条 動物実験施設は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等を有すること。

(2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼養設備を有すること。

(3) 床、内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する設置がとられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

(7) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(動物実験施設の維持管理及び改善)

第18条 管理者は、動物実験施設の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(動物実験施設の廃止)

第19条 管理者は、動物実験施設を廃止する場合は、速やかに所定の「動物実験施設廃止届」(様式第5号)を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、動物実験施設を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(危害防止)

第20条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等について、あらかじめ定め、人に危害を加える等の恐れがある実験動物が動物実験施設外に逸走した場合には、速やかに関係

機関へ連絡しなければならない。

- 2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等、並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理者は、毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 4 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めなければならない。
- 5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係ない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。

- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練)

第23条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の事項に関する教育訓練を実施しなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない

ない。

(自己点検・評価及び検証)

第24条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに管理者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第25条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管状況、自己点検・評価、検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度、適切な方法により公表するものとする。

(改廃)

第26条 この指針の改正及び廃止は、動物実験委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則（平成30年7月2日動物実験委員会承認、平成30年9月18日教授会承認）

1 この指針は、平成30年4月1日から施行する。

ヤマザキ動物看護大学 動物実験計画書

ヤマザキ動物看護大学長殿

新規  変更・年度更新

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題							
研究目的							
動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名			職	動物実験の経験等	
	氏名 _____ e-mail _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
動物実験実施者名 (括弧内フリガナ、 選択項目を■)	( ) @	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( ) @	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( ) @	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( ) @	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( ) @	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	( ) @	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
実験実施期間	承認後 ~ 年 月				中止・終了等	年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設			実験室			
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
使用動物							
研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)						
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)						

特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 <input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 <input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験		
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究 <input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練 <input type="checkbox"/> 3. その他	<b>動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)</b>	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> 3. その他

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えようと思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: ) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 5. その他 (具体的に記入: )
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: ) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入: ) 法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由を記入: )
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 外部業者に依頼 <input type="checkbox"/> 2. その他 (具体的に記入: )
その他必要または 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)

動物実験委員会 記入欄	審査終了: 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 年 月 日
	本実験計画を承認します。  承認番号: 第 号  ヤマザキ動物看護大学長



動物実験計画変更申請書

年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長殿

所属  
動物実験責任者氏名

1. 研究課題

--

2. 動物実験実施者(実施者全員の氏名を記入。実施者多数の場合は、別紙を添付してください。)

所 属	職 名	氏 名

※R I・放射線実験を行う場合は、R I・放射線実験に従事する実施者氏名の前に\*を記入してください。

3. 承認期間：平成\_\_年\_\_月\_\_日 ～ 平成\_\_年\_\_月\_\_日

4. 実験の種類(該当する□を■にしてください。)

- 通常の動物実験,  感染実験,  発ガン・重金属実験,  R I・放射線実験  
 遺伝子組換え実験等→DNA 実験安全委員会(承認番号 )

変更がある場合のみ、以下の 5～8 に記入してください。

5. 動物実験責任者 : (新) \_\_\_\_\_ (旧) \_\_\_\_\_

6. 動物を飼養する場所 : (新) \_\_\_\_\_ (承認番号 \_\_\_\_\_)

7. 動物実験を行う場所 : (新) \_\_\_\_\_ (承認番号 \_\_\_\_\_)

8. 実験期間\* : 終了予定 平成 年 月 日 (承認済みの開始日から5年以内)  
 \*使用匹数・実験内容に変更がない場合に限る。

動物実験計画(変更・更新)理由(書ききれない場合は、別紙を添付してください。)

--

□□□

上記以外の変更が必要な場合は、「動物実験計画書」(様式1)を提出してください。

□□□

動物実験倫理指針様式第3号

動物実験計画（終了・中止）報告書

平成 年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長殿

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名： 印

承認番号\_\_\_\_\_の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告致します。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 平成 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日

3. 備考

動物実験施設設置承認申請書

ヤマザキ動物看護大学長 殿

所属  
動物実験責任者氏名

ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針第16条に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
2. 施設の管理体制	<動物実験責任者> 所属 職名 氏名 連絡先
	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：  <飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造)  2) 空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等)  3) 飼養保管する実験動物種：  4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格： 最大収容数：  5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)  6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称： 規格：  7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	<p>調査月日: 年 月 日</p> <p>調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
6. 学長承認欄	<p>承認: 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。</p> <p>承認番号: 第 号</p> <p style="text-align: right;">ヤマザキ動物看護大学長</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

11. <カリキュラム・マップの記載が不十分>

カリキュラム・マップについて、各カリキュラム・ポリシーと各履修科目の対応性が明確でなく、各科目がどのようにディプロマ・ポリシーにつながるか明確でないので、対応が明確になるよう記載すること。なお、各履修科目についてナンバリング等を行い学習段階や順序等を明確化し、教育課程の体系性を明示することが望ましい。

(対応)

カリキュラムマップについて、各カリキュラムポリシーと各履修科目の対応性が明確でなく、各科目がどのようにディプロマポリシーにつながるか明確でないため、カリキュラムマップ(資料 11-1)を修正し、カリキュラムツリー(資料 11-2)を追加の上、科目がどのようにディプロマポリシーにつながるか明確化する。

また、以下のナンバリングにより科目の体系性、履修順序等を明示し、各科目とディプロマポリシーの対応を示す。

ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科のナンバリングの基本形式及び規則は次の通りである。

ナンバリングは、4桁の英数字を用いて整備する。

1桁目は、体系的な学修のための科目分類とし、「1：動物看護学研究科の基盤科目、2：動物看護学領域の科目、3：動物人間関係学領域の科目、4：その他の科目、5：インターンシップ科目、6：研究科目」とする。2桁目は、段階的な学修のための科目区分とし、「1：基礎科目 2：専門科目」とする。3桁目は、段階的な学修のための履修順とし、「1～9」とする。4桁目は、授業形態とし、「L：講義、S：演習、I：インターンシップ、R：研究」とする。

例として、基礎科目の「生命倫理学特論」は、111-L、「動物看護学 I」は、211-L、「インターンシップ」は、521-I、「特別研究」は、621-R となる。

(表 1) ナンバリングの規則

	名 称	説 明
1 桁目	科目分類	1：動物看護学研究科の基盤となる授業科目 2：動物看護学分野（基礎科目）、動物看護学領域（専門科目）の授業科目 3：動物人間関係学分野（基礎科目）、動物人間関係学領域（専門科目）の授業科目 4：その他の科目 5：インターンシップ科目

		6：研究科目
2 桁目	レベル	1：基礎科目 2：専門科目
3 桁目	履修順	1～9 で採番
4 桁目	授業形態	L：Lecture（講義） S：Seminar（演習） I：Internship （インターンシップ） R：Research（研究）

上記の規則に則り、本研究科授業科目のナンバリングは表 1 の通りであり、次のように体系的、段階的な履修が可能となっている。

基礎科目に配置されている「動物看護学Ⅰ」のナンバリングは 211-L、「動物看護学Ⅱ」は 212-L、「動物看護学演習」は 213-S である。体系的な学修のために設定された 1 桁目の「2」は、動物看護学分野を表し、段階的な学修のために設定された 2 桁目の「1」は、レベル（基礎科目）を表し、同じく段階的な学修のために設定された 3 桁目の数字は、履修の順番を表している。これらのナンバリングに従って履修すれば、体系的、段階的に学修できる。

専門科目に配置されている「応用動物看護学Ⅰ」のナンバリングは 221-L、「応用動物看護学Ⅱ」は 222-L、「応用動物看護学演習Ⅰ」は 223-S、「応用動物看護学演習Ⅱ」は 224-S である。体系的な学修のために設定された 1 桁目の「2」は、動物看護学領域を表し、段階的な学修のために設定された 2 桁目の「2」は、レベル（専門科目）を表し、同じく段階的な学修のために設定された 3 桁目の数字は、履修の順番を表している。これらのナンバリングに従って履修すれば、体系的、段階的に学修できる。

また、動物人間関係学分野の科目として、基礎科目に配置されている「動物人間関係学特論」のナンバリングは 311-L、「動物人間関係学演習」は 312-S、「ヒトと動物の環境科学特論」は 313-L である。体系的な学修のために設定された 1 桁目の「3」は、動物人間関係学分野を表し、段階的な学修のために設定された 2 桁目の「1」は、レベル（基礎科目）を表し、同じく段階的な学修のために設定された 3 桁目の数字は、履修の順番を表している。これらのナンバリングに従って履修すれば、体系的、段階的に学修できる。

専門科目に配置されている「応用動物人間関係学Ⅰ」のナンバリングは 321-L、「応用動物人間関係学Ⅱ」は 322-L、「応用動物人間関係学演習Ⅰ」は 323-S、「応用動物人間関係学演習Ⅱ」は 324-S である。体系的な学修のために設定された 1 桁目の「3」は、動物人間関係学領域を表し、段階的な学修のために設定された 2 桁目の「2」が「専門科目」を表し、同じく段階的な学修のために設定された 3 桁目の数字は、履修の順番を表している。これらのナンバリングに従って履修すれば、体系的段階的に学修できる。

以上のようにナンバリングを設定することによって、体系的、段階的な学修が可能である。

（表 2）動物看護学研究科 動物看護学専攻の授業科目とナンバリング

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修	選択	ナンバリング	
基礎科目	生命倫理学特論	1 前	1	○		111-L	
	動物愛護・福祉特論	1 前	2	○		112-L	
	動物看護学Ⅰ	1 前	2	○		211-L	
	動物看護学Ⅱ	1 前	2		○	212-L	
	動物看護学演習	1 前	1		○	213-S	
	動物人間関係学特論	1 前	2	○		311-L	
	動物人間関係学演習	1 前	1		○	312-S	
	ヒトと動物の環境科学特論	1 前	2	○		313-L	
	動物看護教育特論	1 後	1	○		412-L	
	研究方法論	1 前	1	○		611-L	
専門科目	動物看護領域	応用動物看護学Ⅰ	1 後	2		○	221-L
		応用動物看護学演習Ⅰ	2 前	1		○	223-S
		応用動物看護学Ⅱ	1 後	2		○	222-L
		応用動物看護学演習Ⅱ	2 前	1		○	224-S
	動物人間関係領域	応用動物人間関係学Ⅰ	1 後	2		○	321-L
		応用動物人間関係学演習Ⅰ	2 前	1		○	323-S
		応用動物人間関係学Ⅱ	1 後	2		○	322-L
		応用動物人間関係学演習Ⅱ	2 前	1		○	324-S
	インターンシップ	インターンシップ	2 通	2		○	521-I
	特別研究	特別研究	1 後～ 2 通	10	○		621-R

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (12 ページ)

新	旧
<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 教育課程の編成と基本方針</p> <p>④ 養成する人材像・3つのポリシー (DP・CP・AP) の関係</p> <p>養成する人材像・DPとCPが整合していることを、カリキュラムツリー (資料 13-1)、カリキュラムマップ (資料 13-2) 及び養成する人材像・3つのポリシー</p>	<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 教育課程の編成と基本方針</p> <p>④ 養成する人材像・3つのポリシー (DP・CP・AP) の関係</p> <p>養成する人材像・DPとCPが整合していることを、カリキュラムマップ (資料 13-1) 及び養成する人材像・3つのポリシー (DP・CP・AP) の関係 (資料 13-2) で示す。</p>



(DP・CP・AP) の関係 (資料 13-3) で示す。	
-------------------------------	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (18 ページ)

新	旧																								
<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>④ 前提科目</p> <p>学生が体系的、段階的に学修するため授業科目について、履修上の前提科目を設けるとともに各科目にナンバリングを付した (資料 16)。</p> <p>表 3 の授業科目を履修するためには、当該科目の前提科目を履修済または履修中であることが必要である。</p> <p>表 3 前提科目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>授業科目</th> <th>左記科目の前提科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>動物看護学演習</td> <td>動物看護学 I 及び動物看護学 II (新規)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>動物人間関係学演習</td> <td>動物人間関係学特論</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>応用動物看護学 I</td> <td>動物看護学 I</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>応用動物看護学 II</td> <td>動物看護学 II</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>応用動物看護学演習 I</td> <td>応用動物看護学 I</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>応用動物看護学演習 II</td> <td>応用動物看護学 II</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>応用動物人間関係学 I</td> <td>ヒトと動物の環境科学特論</td> </tr> </tbody> </table>		授業科目	左記科目の前提科目	1	動物看護学演習	動物看護学 I 及び動物看護学 II (新規)	2	動物人間関係学演習	動物人間関係学特論	3	応用動物看護学 I	動物看護学 I	4	応用動物看護学 II	動物看護学 II	5	応用動物看護学演習 I	応用動物看護学 I	6	応用動物看護学演習 II	応用動物看護学 II	7	応用動物人間関係学 I	ヒトと動物の環境科学特論	<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 科目区分等の概要</p> <p>(追記)</p>
	授業科目	左記科目の前提科目																							
1	動物看護学演習	動物看護学 I 及び動物看護学 II (新規)																							
2	動物人間関係学演習	動物人間関係学特論																							
3	応用動物看護学 I	動物看護学 I																							
4	応用動物看護学 II	動物看護学 II																							
5	応用動物看護学演習 I	応用動物看護学 I																							
6	応用動物看護学演習 II	応用動物看護学 II																							
7	応用動物人間関係学 I	ヒトと動物の環境科学特論																							

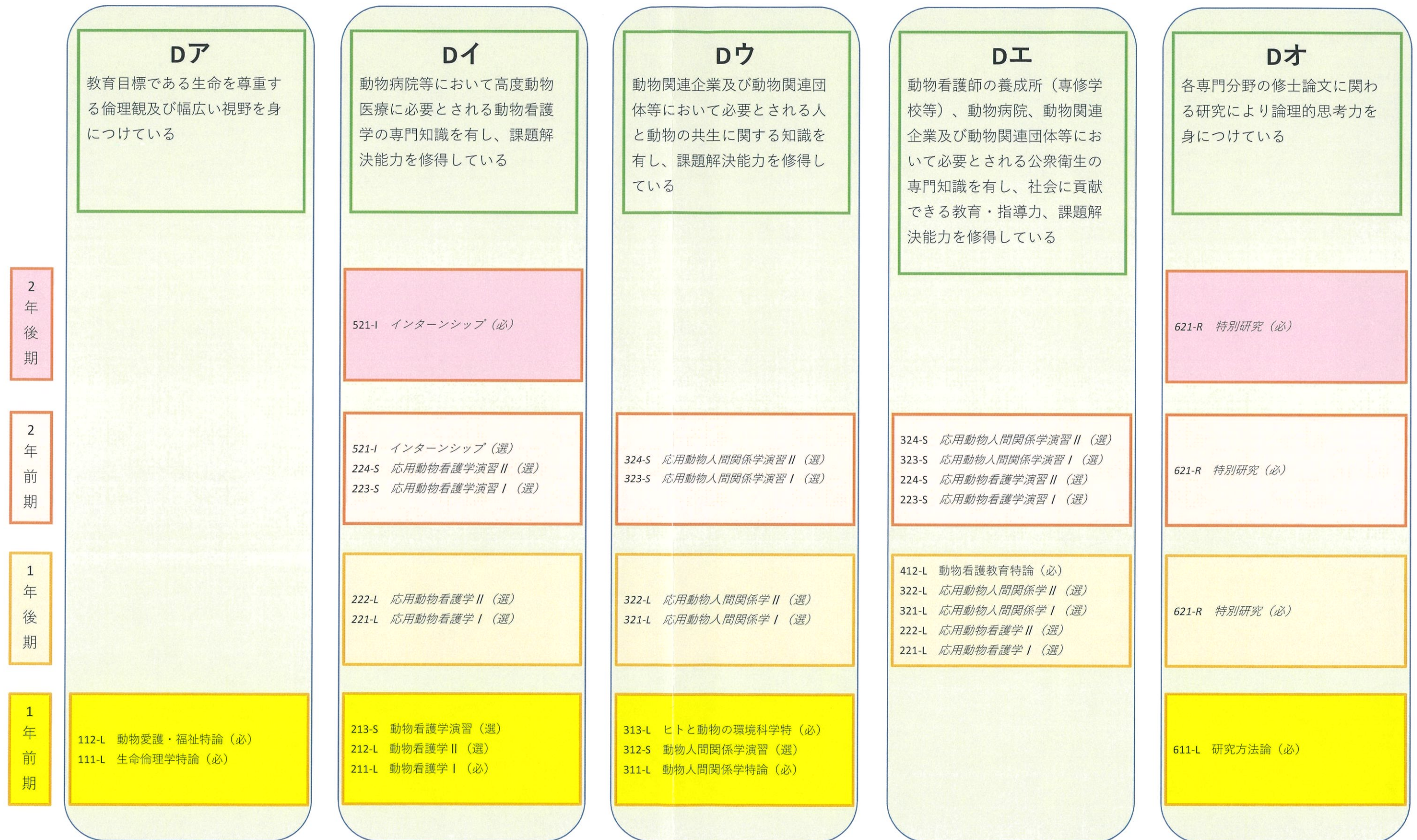
8	応用動物人間関係学Ⅱ	動物人間関係学特論	
9	応用動物人間関係学演習Ⅰ	応用動物人間関係学Ⅰ	
10	応用動物人間関係学演習Ⅱ	応用動物人間関係学Ⅱ	
⑤ 科目の設定単位数  (略)			④ 科目の設定単位数  (略)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (25 ページ)

新	旧
<p>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</p> <p>(2) 履修指導</p> <p>③ ナンバリング</p> <p>学生が各授業科目を体系的、段階的に学修できるように各授業科目にナンバリングを付す (資料 16)。</p>	<p>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</p> <p>(2) 履修指導</p> <p>(追記)</p>



# ヤマザキ動物看護大学大学院カリキュラムマップ

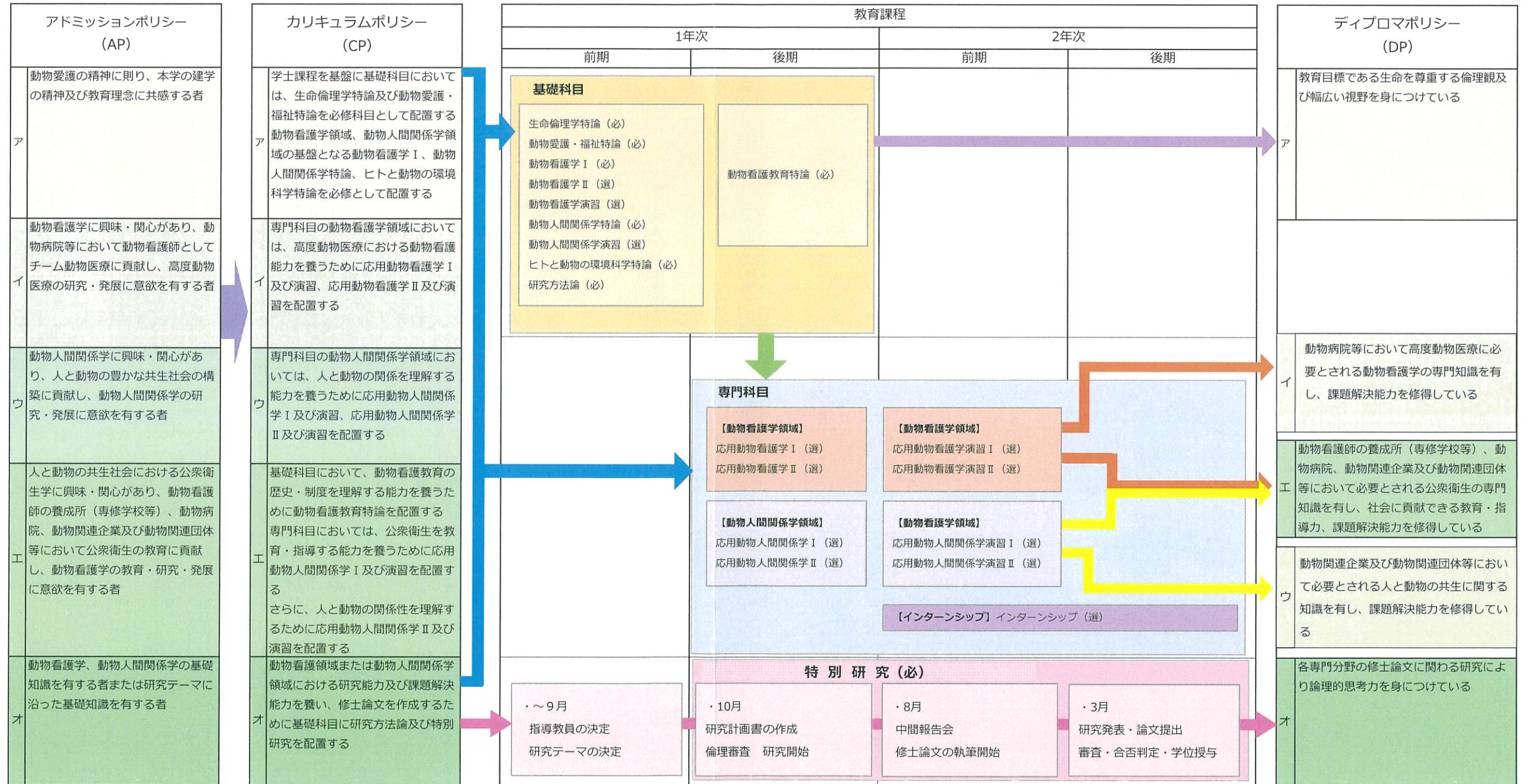


注：斜体は重複する科目



ヤマザキ動物看護大学大学院カリキュラムツリー

<p>&lt;建学の精神&gt; 「生命への畏敬」「職業人としての自立」</p>	<p>&lt;教育理念&gt; 「生命（いのち）を生きる」</p>	<p>&lt;教育研究上の理念及び目的&gt;</p> <p>ア 教育研究上の理念は、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことである</p> <p>イ 本研究科は、法制化された動物看護師がチーム動物医療において果たす役割に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>ウ 本研究科は、人と動物の豊かな共生社会を構築するため、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>エ 本研究科は、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする</p> <p>オ 本研究科は、ペット関連産業界（動物医療を含む）の発展のために、動物看護学及び動物人間関係学の研究を深く追求し、2領域の指導者を養成することを目的とする</p>
<p>【養成する人材像】</p> <p>ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材</p> <p>イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材</p> <p>ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材</p> <p>エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材</p> <p>オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材</p>		



【基礎科目】	【専門科目】	【特別研究】
	動物看護学領域 動物人間関係学領域	



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教育課程等】

12. <学習成果の評価方法が不明確>

学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないことから、適切に改めること。

(対応)

学修成果の評価方法についての方針等は、次の通りである。

ディプロマポリシーに掲げられた専門知識、研究能力、課題解決能力、論理的思考力等が修士課程の修了に相応しい水準に達しているかの評価及び測定は、以下の方法により行う。

1. 授業科目（講義・演習・インターンシップ）は、各学期終了時に GPA で評価する。
2. 学生は、各学期終了時に修士課程の知識・能力の修得状況を自己評価する。
3. 研究については、修士論文の中間発表会・修士論文発表会におけるプレゼンテーション能力を評価し、修士論文審査においては、研究遂行能力、論文執筆力、論理的思考力が、本研究科の修士レベルに達しているかを評価することに加え、目的に沿った成果が得られているかを評価する。

また、各授業科目の成績の評価は、大学設置基準第 25 条の 2 第 2 項の「学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」を準用し、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うこととする。

評価基準は、100 点を満点とし、90 点以上を「S」（特に優れている [Excellent] ）、80 点以上 90 点未満を「A」（優れている [Very Good] ）、70 点以上 80 点未満を「B」（良い [Good] ）、60 点以上 70 点未満を「C」（合格と認められる最低限 [Passable] ）、60 点未満を「D」（合格基準に達していない [Failure] ）の 5 段階とし、「S」、「A」、「B」、「C」を合格、「D」は不合格とする。

科目の担当教員は、「成績評価（成績評価基準を含む）」についてシラバスに明示し、明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施する。

さらに授業科目の成績評価をもとに、GPA を算出する。



(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (27～28 ページ)

新	旧
<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p>(5) 学修成果の評価方法及び成績評価 学修成果の評価方法についての方針等は、次の通りである。</p> <p>ディプロマポリシーに掲げられた専門知識、研究能力、課題解決能力、論理的思考力等が修士課程の修了に相応しい水準に達しているかの評価及び測定は、以下の方法により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業科目（講義・演習・インターンシップ）は、各学期終了時に GPA で評価する。</li> <li>2. 学生は、各学期終了時に修士課程の知識・能力の修得状況を自己評価する。</li> <li>3. 研究については、修士論文の中間発表会・修士論文発表会におけるプレゼンテーション能力</li> </ol> <p>を評価し、修士論文審査においては、研究遂行能力、論文執筆力、論理的思考力が、本研究科の修士レベルに達しているかを評価することに加え、目的に沿った成果が得られているかを評価する。</p> <p>また、各授業科目の成績の評価は、大学設置基準第 25 条の 2 第 2 項の「学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」を準用し、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するととも</p>	<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p>(追記)</p>

<p>に、当該基準に従って適切に行うこととする。</p> <p>評価基準は、100点を満点とし、90点以上を「S」（特に優れている [Excellent] ）、80点以上 90点未満を「A」（優れている [Very Good] ）、70点以上 80点未満を「B」（良い [Good] ）、60点以上 70点未満を「C」（合格と認められる最低限 [Passable] ）、60点未満を「D」（合格基準に達していない [Failure] ）の5段階とし、「S」、「A」、「B」、「C」を合格、「D」は不合格とする。</p> <p>科目の担当教員は、「成績評価（成績評価基準を含む）」についてシラバスに明示し、明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施する。</p> <p>さらに授業科目の成績評価をもとに、GPAを算出する。</p> <p><b>(6) 修了要件</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>(5) 修了要件</b></p> <p>(略)</p>
---	-----------------------------------

(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

**【教育課程等】**

13. <現職の社会人学生を受け入れるにあたっての対応が不明確>

学生確保の見通しでは、進学を希望する者11名のうち7名は卒業生の希望となっている等、一定数の社会人学生が入学することが想定されるが、長期履修などの研究指導上の配慮が不明確である。加えて、本学動物看護学部以外の修了者や修了後一定期間を過ぎた社会人学生が入学することも想定されるが、教育課程上の配慮の有無についても不明確である。それらの対応について、具体的に説明すること。

(対応)

本学動物看護学部以外の他分野の修了者や修了後一定期間過ぎた社会人入学生に対する教育課程上の配慮について次のように説明する。

本学動物看護学部以外の他分野の修了者や修了後一定期間過ぎた社会人が入学することが想定されるため、3年の長期履修学生制度を整備し、ヤマザキ動物看護大学大学院学則第2章第1節第15条において、社会人入学生に配慮する(資料13-1)。長期履修学生制度は、休学期間を除き、在学年限(4年)の範囲内での修了を認める。長期履修学生制度の申請については、入学時のみではなく、在学中の申請も可能とする。長期履修学生の履修モデルについては、資料13-2で示す。

また、ご指摘の通り、社会人入学生については、本学動物看護学部以外の他分野の卒業生や卒業後一定期間の過ぎた社会人学生が入学することも想定される。これらの者に対する配慮は、学部の科目等履修制度を利用する等、基礎知識の修得を支援する。

なお、本学動物看護学部以外の他分野の修了者や修了後一定期間過ぎた社会人を受け入れる場合は、その入学生の動物に関する基礎知識の修得を支援するため、本学動物看護学部の「科目等履修制度」を利用し、必要な科目の履修を勧める。

他分野からの入学生を想定して、例示をあげて説明する。

**例示① [動物人間関係学領域]**

美術学部卒業の修了者や修了後一定期間を過ぎた社会人入学生が、入学した場合、研究テーマに沿って、次のような配慮を考える。

美術学部卒業の学生が「美術史における人と愛玩動物の関係について、絵画、彫刻からの考察」等を希望研究テーマとした場合、本研究科の基礎科目を履修しながら、必要に応じて、本学動物看護学部開講の「動物人間学概論」、「動物とアート」、「動物文化人類学」、「イヌの特性論」等、科目等履修制度を利用して科目の履修を指導する。さらに絵画、彫刻などの専門知識を深めるため、本研究科の「応用動物人間関係学Ⅱ」(動物文化人類学)担当専任教員が関係する博物館や美術館等における研究活動を支援する。

(新旧対照表) 学則 (3 ページ)

新	旧
<p>第2章 修業年限及び在学年限 第1節 修業年限及び在学年限 (修業年限及び在学年限) 第14条 本大学院の標準修業年限を2年とし、所定の単位修得、修士の学位論文提出及び審査並びに最終試験を課する。 2 学生は4年を越えて在学することができない。 (長期履修学生制度) 第15条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、研究科委員会の議を経て許可することができる。 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第2章 修業年限及び在学年限 第1節 (修業年限及び在学年限) 第14条 本大学院の標準修業年限を2年とし、所定の単位修得、修士の学位論文提出及び審査並びに最終試験を課する。 2 学生は4年を越えて在学することができない。  (追記)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (14 ページ)

新	旧
<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程の特色 ④社会人入学生に配慮した教育課程 社会人入試で入学した学生が、本研究科において専門知識を修得するために最初に学修する総論的、基盤的な科目として「動物看護学Ⅰ」(必修)と「動物人間関係学特論」(必修)を配置している。「動物看護学Ⅰ」(必修)では、動物看護師の役割、さらに動物看護学の研究開発について学修し、「動物人間関係学特論」(必修)では、動物と人間の関係などを多角的な研究手法から人と動物の関係性を学修する。</p>	<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程の特色 ④社会人入学生に配慮した教育課程 社会人入試で入学した学生が、本研究科において専門知識を修得するために最初に学修する総論的、基盤的な科目として「動物看護学特論」(必修)と「動物人間関係学特論」(必修)を配置している。「動物看護学特論」(必修)では、動物看護師の役割、さらに動物看護学の研究開発について学修し、「動物人間関係学特論」(必修)では、動物と人間の関係などを多角的</p>

<p>このように社会人入学生が、基礎から専門へと円滑に学修できるように科目を配置している。</p> <p>また、修士論文では、テーマの選定が重要であるため、専門分野別の研究内容、研究方法等を理解し、テーマの選定の一助となるように「研究方法論」（必修）を配置している。ほかにも基礎知識を修得するため、必要に応じて学部の科目を履修できるようにする。</p> <p>さらに3年の長期履修学生制度を整備し、社会人入学生に配慮する。長期履修学生制度は、休学期間を除き、在学年限（4年）の範囲内での修了を認める。</p> <p>なお、本学動物看護学部以外の他分野の修了者や修了後一定期間過ぎた社会人を受け入れる場合は、その入学生の動物に関する基礎知識の修得を支援するため、本学動物看護学部の「科目等履修制度」を利用し、必要な科目の履修を勧める。</p> <p>以上のように社会人入学生が、円滑に大学院の教育研究に取り組めるように配慮している。</p>	<p>な研究手法から人と動物の関係性を学修する。</p> <p>このように社会人入学生が、基礎から専門へと円滑に学修できるように科目を配置している。</p> <p>また、修士論文では、テーマの選定が重要であるため、専門分野別の研究内容、研究方法等を理解し、テーマの選定の一助となるように「研究方法論」（必修）を配置している。ほかにも基礎知識を修得するため、必要に応じて学部の科目を履修できるようにする。</p> <p>以上のように社会人入学生が、円滑に大学院の教育研究に取り組めるように配慮している。</p>
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (28 ページ)

新	旧
<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p><b>(8) 長期履修学生制度</b></p> <p>3年の長期履修学生制度を整備し、社会人入学生に配慮する。長期履修学生制度は、休学期間を除き、在学年限（4年）の範囲内での修了を認める。長期履修学生制度の履修モデルを資料 21 に示す。</p>	<p><b>6. 教育方法、履修指導、研究上の方法及び修了要件</b></p> <p>(追記)</p>

## ヤマザキ動物看護大学大学院学則（案）

令和3年4月1日制定

## 目次

## 第1章 総則

- 第1節 目的（第1条～第4条）
- 第2節 組織編制（第5条～第7条）
- 第3節 職員組織（第8条～第12条）
- 第4節 学年、学期及び休業日（第13条）

## 第2章 修学年限及び在学年限

- 第1節 修業年限及び在学年限（第14条・第15条）
- 第2節 入学（第16条～第21条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第22条～第32条）
- 第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍（第33条・第34条）
- 第5節 課程の修了及び学位の授与（第35条・第36条）
- 第6節 賞罰（第37条）
- 第7節 外国人留学生、研究生、科目等履修生・特別聴講生・委託研究性（第38条～第43条）
- 第8節 検定料、入学金及び学費等（第44条～第50条）
- 第9節 育英・奨学（第51条）

## 第3章 施設及び設備（第52条～第54条）

## 第4章 雑則（第55条）

## 附則

## 第1章 総則

## 第1節 目的

## （目的）

第1条 ヤマザキ動物看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」という教育理念に則り、学部教育を基盤に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め科学の進展に寄与することを目的とする。

## （自己点検・評価）

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の自己点検・評価の事項及びその実施体制等については、別に定める。

（情報開示）

第3条 本大学院は、教育研究活動等の状況について刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本大学院は、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項に規定する研修及び研究の実施方法については、別に定める。

### 第2節 組織編制

（研究科・目的）

第5条 本大学院に動物看護学研究科修士課程を置く。

2 前項の動物看護学研究科修士課程の入学定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
動物看護学研究科	動物看護学専攻	5人	10人

3 動物看護学研究科は、「生命（いのち）を生きる」を教育理念とし、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことを目的とする。高度化する動物医療に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする。人と動物の豊かな共生社会を構築する必要性に鑑み、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする。「One World-One Health」の国際的な概念に鑑み、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする。

（図書館）

第6条 本学図書館に本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

2 本大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託研究生は、前項に規定する図書館を利用することができる。

（事務局）

第7条 本大学院に事務局を置く。

### 第3節 職員組織

（教職員）

第8条 本大学院に、研究科長、教授、准教授、事務職員その他の職員を置く。

2 任免及び職務については、別に定める。

3 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有するヤマザキ動物看護大学（以下「本学」という。）の教員が担当する。ただし、学長は、理事長の承認を得て、兼任教員に授業を担当させることができる。

第9条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を掌理する。

3 研究科長は、本学学長（以下「学長」という。）、副学長または学部長の兼任を妨げない。

（職員組織）

第10条 本大学院の職員組織は、本学の職員組織をもってあてる。

2 本大学院の事務は、本学事務局がこれにあたる。

（研究科委員会）

第11条 本大学院に研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、学長及び動物看護学研究科（以下「研究科」という。）の専任教員をもって構成する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて研究科の教育研究を統轄する。

5 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 その他研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第12条 本大学院の研究科運営に必要な各種委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

（学年、学期、休業日及び授業期間の学則準用）

第13条 学年、学期、休業日及び授業期間については、本学学則の規定を準用する。

第2章 修業年限及び在学年限

第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限及び在学年限）

第14条 本大学院の標準修業年限を2年とし、所定の単位修得、修士の学位論文提出及び審査並びに最終試験を課する。

2 学生は4年を越えて在学することができない。

（長期履修学生制度）

第15条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。



## 第2節 入学

### (入学の時期)

第16条 本大学院の入学時期は、学年の始めとする。

### (入学資格)

第17条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者(学校教育法第102条)
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(学校教育法施行規則第155条第1項第1号)
- (3) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 学校教育法第104条第2項の規定により文部科学大臣の定める学位を授与された者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者(学校教育法施行規則第155条第1項第2号)
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者(学校教育法施行規則第155条第1項第3号)
- (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学指定校)を修了した者(学校教育法施行規則第155条第1項第4号)
- (8) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者(学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2)
- (9) 文部科学大臣指定専修学校の専門課程を修了した者(学校教育法施行規則第155条第1項第5号)
- (10) 各省大学校を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号)
- (11) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者が、その後入学する本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (12) 本大学院において、個別の入学資格審査により認めた者で22歳に達した者(学校教育法施行規則第155条第1項第8号)

### (入学出願の手続)

第18条 本大学院の入学志願者は、本大学院所定の入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて出願しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

### (入学者の選考及び合格者の決定)

第19条 入学志願者には、別に定めるところにより、選考を行い、研究科委員会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

### (入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日内に第44条に定める入学金のほか、授業料等を添えて、手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学及び転入学)

第21条 本大学院に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位の認定は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 第1項の規定により、再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者又は他の大学に在学中の者で、転入学により当該大学を退学する者とする。

4 第1項の規定により、入学を許可された者についての履修方法は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第22条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目等)

第23条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表第1に定めるところによる。

2 授業科目の必修及び選択の区分並びに履修方法等については、本学則によるほか、別に定めるところによる。

3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を予め明示するものとする。

(修了単位数等)

第24条 修士課程においては、所要の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けるものとする。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の講義・演習をもって1単位とする。

- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。
- (2) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組合せに応じ、総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、所定の試験又は論文審査に合格した者には、単位を与える。  
(成績評価等)

第27条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口述試験又は研究報告等によって決定する。各授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(本大学院以外の大学院科目の履修)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他大学大学院において授業科目を修得した場合、合計10単位以内を前条に規定する単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条に規定する単位と合せて10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(学位論文の提出等)

第30条 本大学院においては、在学期間中に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

- 2 学位論文は、学長に提出するものとする。

(教育方法の特例)

第31条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示)

第32条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

(休学、復学、転学、退学及び除籍の学則準用)

第33条 休学、復学、転学、退学及び除籍については、次の第2項及び第3項に定めるもののほか、本学学則の規定を準用する。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、休学期間を延長することができる。

3 休学期間は、標準修業期間に算入しない。ただし、6か月に達しない場合は、正規の休学が成立しないものとしてさかのぼって休学許可を取り消す。

(留学)

第34条 教育研究の上で有益と認められる場合は、本大学院の学生が外国の大学及び大学院に相当する高等教育機関（以下「大学等」という。）並びに研究機関への留学を許可することができる。

2 前項による留学は、第14条に定める期間に算入する。ただし、第14条第2項に定める年限を超えることはできない。

3 大学等に留学し、修得した単位を、第28条及び第29条に規定する単位と合わせて10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 留学について必要な事項は、別に定める。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第35条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第36条 前条の規定により修了を認定された者には、修士（動物看護学）の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(賞罰の学則準用)

第37条 賞罰については、本学学則の規定を準用する。

第7節 外国人留学生・研究生・科目等履修生・特別聴講生・委託研究生

(外国人留学生)

第38条 外国籍を有し、第17条の規定に該当する者が、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を希望した場合は、学長は、選考の上、研究科委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、第34条に関する規定を除き、正規の学生についての規定を準用する。外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

3 前項の外国人留学生に対しては、第23条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生)

第39条 本大学院を修了した者のうち本大学院で研究を継続することを願った者については、教育研究に支障のない範囲において、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

2 他の大学院を修了した者又は本大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者について、学長は、前項に定められた手続きを経て研究生として入学を許可することができる。

3 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 本大学院において、特定の科目を履修しようとする者については、教育研究に支障がない範囲において選考の上、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、科目等履修生として、入学を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験に合格したときは、第26条及び第27条の規定を準用して当該科目の単位を付与することができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第41条 本大学院において、他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生を、教育研究に支障がない範囲において、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、特別聴講生として、入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

(委託研究生)

第42条 本大学院において、官公庁又は外国政府その他の機関から、特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、学長は、教育研究に支障のない範囲において、研究科委員会の審議を経て、委託研究生として、入学を許可することができる。

2 委託研究生に関する事項は、別に定める。

(研究生等への大学院学則の準用)

第43条 特別の規定のない限り、この大学院学則を研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託研究生に準用する。

#### 第8節 検定料、入学金及び学費等

(入学検定料及び学費)

第44条 入学検定料及び学費は、別表第2に定めるところによる。

(学費等の納期)

第45条 学費その他の納入金は、別に定める指定の期日までに納入しなければならない。

(学費の不返還)

第46条 納入した学費は、原則として返還しない。

(復学した場合の授業料)

第 47 条 復学の許可を受け、復学したときは、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料)

第 48 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限を超えて在学する者の学費等)

第 49 条 修業年限を超えて在学する者の当該学期分の学費等については、第 44 条の規定にかかわらず別に定める。

(休学者の在籍料)

第 50 条 休学を許可された者は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

#### 第 9 節 育英・奨学

(育英及び奨学)

第 51 条 本大学院に、育英及び奨学に関する制度を置く。

2 本大学院の育英及び奨学に関する制度については、別に定める。

#### 第 3 章 施設及び設備

(講義室等)

第 52 条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

2 教育研究上支障を生じない場合には、本学の施設及び設備を共用することができる。

(機械、器具等)

第 53 条 本大学院には、必要な機械、器具、標本等を備えるものとする。

(厚生施設)

第 54 条 学生は、本学厚生施設を利用することができる。

#### 第 4 章 雑則

(大学院学則の改廃)

第 55 条 この大学院学則の改正及び廃止は、研究科委員会の意見を聞き、理事会の議を経て理事長が定める。

#### 附 則

この大学院学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第23条関係)

教育課程

(動物看護学研究科)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
基礎科目	生命倫理学特論	1 前	1			
	動物愛護・福祉特論	1 前	2			
	動物看護学Ⅰ	1 前	2			
	動物看護学Ⅱ	1 前		1		
	動物看護学演習	1 前		2		
	動物人間関係学特論	1 前	2			
	動物人間関係学演習	1 前		1		
	ヒトと動物の環境科学特論	1 前	2			
	動物看護教育特論	1 後	1			
	研究方法論	1 前	1			
	小計 (10 科目)	—	11	4		
専門科目	動物看護学領域	応用動物看護学Ⅰ	1 後		2	
		応用動物看護学演習Ⅰ	2 前		1	
		応用動物看護学Ⅱ	1 後		2	
		応用動物看護学演習Ⅱ	2 前		1	
		小計 (4 科目)	—	0	6	
	動物人間関係学領域	応用動物人間関係学Ⅰ	1 後		2	
		応用動物人間関係学演習Ⅰ	2 前		1	
		応用動物人間関係学Ⅱ	1 後		2	
		応用動物人間関係学演習Ⅱ	2 前		1	
		小計 (4 科目)	—	0	6	
インターンシップ	インターンシップ	2 通		1		
	小計 (1 科目)	—	0	1		
研究 特別	特別研究	1 後～2 通	10			
	小計 (1 科目)	—	10	0		
合計 (20 科目)		—	21	17		

別表第2（第44条関係）

入学検定料及び学費

（動物看護学研究科）

（単位：円）

事項		金額	備考
入学検定料		30,000	
入学金		150,000	学校法人ヤマザキ学園の卒業生は免除
学費	授業料（年額）	800,000	
	施設設備費（年額）	150,000	
	小計	950,000	

注1 学費は1年次、2年次共通





## ヤマザキ動物看護大学大学院履修モデル (長期履修(3年間)を希望する社会人学生)

※「養成する人材像：イ」の履修モデルと同じ科目を履修する場合

養成する人材像：イ(動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材)

DP:イ(動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、  
課題解決能力を修得している)

想定される進路:高度動物医療サービスを提供する動物病院等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	長期履修 配当年次	本来の 配当年次	単位数	
					必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	2前	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	2前	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前	1前		2
	動物看護学演習	213-S	—	1前	/	
	動物人間関係学特論	311-L	★3前	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	—	1前	/	
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	2前	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1前	1	
	小計	—	—	—	11	2
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	★3前	2前		1
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	2後	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	★3前	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	2後	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	—	2前	/	
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	—	1後	/	
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	—	2前	/	
	インターンシップ	521-I		2通		1
	小計	—	—	—	0	9
特別研究	特別研究	621-R	★1後～3通	1後～2通	10	
	小計	—	—	—	10	0
合計					21	11
					32	

:養成する人材像に特に関係する授業科目

★ :3年次で履修する科目



(是正事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【教員組織等】

14. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を以下の通り説明する。

教員組織の将来構想については、設置認可申請時の「設置の趣旨等を記載した書類」(P.22) おいて「完成年度に定年を超える教員 4 人、定年を迎える教員 1 人の計 5 人については、教員組織の年齢構成を考慮し、外部採用と学部教員からの内部登用を含めて、令和 5 (2023) 年度に 3 人、令和 6 (2024) 年度に 2 人補充する予定である。」と 5 人の採用計画を述べた。

この採用計画については、本研究科の教育に支障がないよう、また、高齢者に偏らないように考慮し、本法人の定年規程(資料 14-1)に鑑み、教員組織の若返りを図り、採用計画を立てる。

専任教員は 13 人であることから、令和 4 (2022) 年度末には完成年度に定年を超える 2 人と定年を迎える 1 人の計 3 人が退職予定であり、令和 5 (2023) 年度末に完成年度に定年を超えている余人をもって代えがたい専任教員 2 人が退職予定である。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (22~23 ページ)

新	旧
<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(4) 教員組織の将来構想</b></p> <p>(略)</p> <p>完成年度以降の教育研究の継続性等を踏まえ、以下の補充計画を立てる。</p> <p>完成年度に定年を超える教員 5 人、定年を迎える教員 1 人の計 6 人については、教員組織の年齢構成を考慮し、外部採用と学部からの内部登用を含めて、令和 5 年度に 3 人、令和 6 年度に 2 人補充する予定である。</p> <p>この採用計画については、本研究科の教育に支障がないよう、また、高齢者に偏らないように考慮し、本法人の定年規程に鑑</p>	<p><b>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</b></p> <p><b>(4) 教員組織の将来構想</b></p> <p>(略)</p> <p>完成年度以降の教育研究の継続性等を踏まえ、以下の補充計画を立てる。</p> <p>完成年度に定年を超える教員 4 人、定年を迎える教員 1 人の計 5 人については、教員組織の年齢構成を考慮し、外部採用と内部登用を含めて、令和 5 年度に 3 人、令和 6 年度に 2 人補充する予定である。</p> <p>(追加)</p>

<p>み、教員組織の若返りを図り、採用計画を立てる。</p> <p>専任教員は13人であることから、令和4年度末には完成年度に定年を超える2人と定年を迎える1人の計3人が退職予定であり、令和5年度末に完成年度に定年を超えている余人に代えがたい専任教員2人が退職予定である。</p> <p>なお、外部の採用及び内部登用については、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者、専攻分野について特に優れた研究・知識・経験又は社会的評価及び品格を有すると認められる者を対象とする。</p>	<p>外部の採用及び内部登用については、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者、専攻分野について特に優れた研究・知識・経験又は社会的評価及び品格を有すると認められる者を対象とする。</p>
--	--

1 (書類等の題名)

学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程 (資料 14-1)

2 (出典)

学校法人ヤマザキ学園

3 (引用範囲)

「学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程」(学校法人ヤマザキ学園)

4 (その他の説明)

特になし

(改善事項) 動物看護学研究科動物看護学専攻 (M)

【名称、その他】

15. <研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確>

大学院専用の施設・設備として挙げられているのは研究室のみであり、他は全て学部生と共用することとされている。大学院生が研究を実施するにあたり十分な研究スペースが確保されているか、研究に支障なく施設・設備を利用可能であるか不明確であるので、具体的に説明すること。

(対応)

新たに1号館1階の「実験研究室」(17.0 m<sup>2</sup>)、「実験実習室」(34.0 m<sup>2</sup>)を大学院専用に用途変更し、大学院生が専用に利用可能な施設・設備を充実させる(資料15-1)。「実験研究室」及び「実験実習室」は、P1実験室として整備しており、小型高圧蒸気滅菌器、微量高速冷却遠心機、微量分光高度計、分光光度計、ゲル撮影装置、微生物用恒温浸透培養機、高温培養器、クリーンベンチ等の機器を配置している。

これにより学生は実験を伴う研究や資料分析に関わる研究に専念できるようになり、大学院生の研究活動が促進される。

(新旧対照表) 基本計画書 (1 ページ)

新					旧				
校舎	専 用	共 用	共用 する 他の 学校 等の 専用	計	校舎	専 用	共 用	共用 する 他の 学校 等の 専用	計
		126.39 m <sup>2</sup> (126.39 m <sup>2</sup> )	11,196.64 m <sup>2</sup> (11,196.64 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )		11,323.03 m <sup>2</sup> (11,323.03 m <sup>2</sup> )		75.39 m <sup>2</sup> (75.39 m <sup>2</sup> )	11,247.64 m <sup>2</sup> (11,247.64 m <sup>2</sup> )

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (29 ページ)

新	旧
<p><b>7. 施設設備等の整備計画</b></p> <p><b>(1) 校舎等の整備計画</b></p> <p>本研究科は、2号館4階にゆとりを持った大学院生共同研究室(図面内のピンク色の施設)(75.39 m<sup>2</sup>)を整備する(資料22)。</p>	<p><b>7. 施設設備等の整備計画</b></p> <p><b>(1) 校舎等の整備計画</b></p> <p>本研究科は、2号館4階にゆとりを持った大学院生共同研究室(図面内のピンク色の施設)(75.39 m<sup>2</sup>)を整備する(資料19)。</p>

<p>大学院生共同研究室には、収容定員 10 名分の片袖机・椅子・両開保管庫・3 段キャビネット・ロッカー・デスクトップパソコンと共用のワードローブ・複合機・電話機・書架を配置する。また、1 号館 1 階の実験研究室 (17.0 m<sup>2</sup>)、実験実習室 (34.0 m<sup>2</sup>) を大学院専用用途に変更し、大学院生が専用で利用可能な施設・設備を充実させる。この「実験研究室」及び「実験実習室」は、P1 実験室として整備しており、小型高圧蒸気滅菌器、微量高速冷却遠心機、微量分光光度計、分光光度計、ゲル撮影装置、微生物用恒温浸透培養機、高温培養器、クリーンベンチ等の機器を配置している。</p> <p>授業や研究で使用する機器・備品については学部と共用する。本研究科では新たに 1 号館 2 階 125 多目的実験実習室に高圧蒸気滅菌装置、回転式ホモジナイザー、3D プリンターを設置する。2 号館 1 階 213 試料分析機器室には超微量分光光度計、生物顕微鏡、顕微鏡用デジタルカメラ PC セットを設置する (資料 23)。なお、本研究科で新規に購入設置する教育研究用機器・備品は学部と共用するので、本研究科の授業や研究に支障がないように配慮する。</p> <p>講義室、演習室は、共に学部と共用であるが、演習室は学部での使用頻度が極めて低く、1 号館から 3 号館にわたり 8 演習室があるため、研究科の教育には、全く支障がない (資料 24)。</p> <p>本研究科の学生が研究に使用する施設は、上記の 1 号館 1 階の実験研究室、実験実習室に加え、学部と共用の施設として、1 号館に行動観察室、125 多目的実験実習室、2 号館に 212 実験研究室、213 試料分析機器室が配置されている。なお本研究科</p>	<p>大学院生共同研究室には、収容定員 10 名分の片袖机・椅子・両開保管庫・3 段キャビネット・ロッカー・デスクトップパソコンと共用のワードローブ・複合機・電話機・書架を配置する。また、授業や研究で使用する機器・備品については学部と共用する。本研究科では新たに 1 号館 2 階 125 多目的実験実習室に高圧蒸気滅菌装置、回転式ホモジナイザー、3D プリンターを設置する。2 号館 1 階 213 試料分析機器室には超微量分光光度計、生物顕微鏡、顕微鏡用デジタルカメラ PC セットを設置する (資料 20)。なお、本研究科で新規に購入設置する教育研究用機器・備品は学部と共用するので、本研究科の授業や研究に支障がないように配慮する。</p> <p>講義室、演習室は、共に学部と共用であるが、演習室は学部での使用頻度が極めて低く、1 号館から 3 号館にわたり 8 演習室があるため、研究科の教育には、全く支障がない (資料 21)。</p> <p>本研究科の学生が研究に使用する施設は、1 号館には<u>実験研究室、113 実験実習室、行動観察室、125 多目的実験実習室</u>、2 号館には<u>212 実験研究室、213 試料分析機器室</u>が配置されている。なお本研究科の専任教員は、すべて学部の専任教員であるため、学部の卒業論文指導と研究科の特別研究における修士論文の指導に支障がないよう十分に配慮する。</p>
---	---



<p>の専任教員は、すべて学部の専任教員であるため、学部の卒業論文指導と研究科の特別研究における修士論文の指導に支障がないよう十分に配慮する。</p>	
---	--



1 (書類等の題名)

南大沢キャンパス 1 号館 1 階図面 (資料 15-1)

2 (出典)

学校法人ヤマザキ学園

3 (引用範囲)

「南大沢キャンパス 1 号館 1 階図面」(学校法人ヤマザキ学園)

4 (その他の説明)

特になし